明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

本月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. 6. June, 1909.
VOL. XXII.

監獄協會雜誌

明治四十二年

六月二十日發行

第貳拾貳卷
第六號

監獄協會發行

第貳拾貳卷第六號目次

○論　說……（一頁）

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響並に一般刑事政策に關する意見…水戸監獄典獄　永田直之亟

○講　演……（一二頁）

○分類處遇に就て……市谷監獄教務所長　河野純孝

○寄　書……（一九頁）

○監獄衛生雜感（六）……金澤　石崎貨藥

○女囚の教育に就て…東京八王子女監教師　千葉たけの

○統　計……（二八頁）

○明治四十二年四月末日現在々監人員表

○明治四十二年四月末日現在々監人員監獄別表

○明治四十二年四月末日現在受刑者罪名表

○明治四十二年四月末日現在受刑者刑名表

○救護事業……（三六頁）

○兵庫縣出獄者保護會の近況

○雜　錄……（三七頁）

○在監者逃走に就て

○網走監獄の逃走

○近畿教誨師の協議會

○京濱間に於ける飲酒と事故

○東京控訴院管内控訴人員六ヶ月間比較

○新築監獄の監房數と其大小

○女教誨師の配置

○囚徒馬に咬まれて死す

○監治場備置を解きたる實例

○食品含有業質

○假出獄者の行狀報告に就て

○地方通信……（六五頁）

○高松たより……海南生

○甲府たより……山梨慈善保郷會　吉田壽海

附　錄

○出獄人保護事業講習會講話……（一頁）

○新法の監獄事業に及ぼしたる影響並に一般刑事政策に關する意見

水戸監獄　典獄　永田直之亟君

水戸の風習　御承知の通水戸は大藩で昔から質素を旨とした氣風がある、衣食住共に質素であつたので御覽の通り今日でも市中の建物は他に比較して粗末である從て監獄の建物抔も松材が用ひてある低く室内は暗くて甚た不快を感ずるのです、が險を感ずる箇所も少くはない天井は低く床板もどうか國費の遣繰りが出來れば早く改築の運になるように致したいものである、部分改築とか修繕とか云へば全部改築も同樣の結果になるからな。それから水戸市中の人は概して團結心が乏しいので他縣の人とは交際しても同市中の人とは私の交際をせぬ、市中以外の田舍の人は然うでない電燈會社のは私の交際もする團結心もある、團結せぬと云ふことは事に依り又場合に依つては利のあることもあるか知れぬが兎に角缺點と云はねばならぬ、そうかと云つて私の交際も程のあるもので無闇矢鱈に酒を飲合つて酒なくんば交際なしでは困るので、私が當地へ赴任した當時は監獄職員にも飲酒の風習が

あり又黨派があつたので赴任匆々之を矯正するに苦心して漸々實効を收めて今日では其弊風もなく皆職務に忠實に奮勵して居りますので私も非常に喜で居る、で此職員と協力して今後其益々監獄の爲めに盡したいと思ひます。

水戸人の氣質　と云つては當箱らぬか知れぬが在監者に就て觀るに宗教的觀念は皆無であると云つてよからう、それなら信心と云ふことは絶對にないかといへば神に祈願することは多い或希望……願望惡るく云へば慾念に煽られた望みを達したいと云ふことを祈るので畢竟迷信の甚しいものである、佛敎に就ての觀念信仰等に至つては殆んど無い、監獄は社會の縮寫圖であるとすれば縣下擧つて爾ふであろうと思ふ、又親子の關係が薄い此親子の情の薄いと云ふことが老者の犯罪が多いのではないか他の監獄に較べると在監者に老者が多いように思ふ新法施行後の四ヶ月即ち四十一年十月一日より本年一月までの新受刑者百三十九人中五十歳以上の者が二十六人ある、四十歳以上五十歳未滿の者が二十二人ある、前年も前々年も大抵同數で四ヶ月間に四十年は五十歳以上二十五人、五十歳未滿三十九年は五十歳以上三十一人、五十歳未滿二十一人である、それで今日の現在は四十歳以上五十歳未滿が百四十人、五十歳以上六十歳未滿が六十九人、六十歳以上が十六人居る未だ多くの監獄と比較して見たのではないが、どうも老年の者が多いと思ふ監獄内を一巡して直に其感覺が起る、親子の情の薄いのは老年の犯罪が多いばかりでなく殘忍極まる親殺の罪がある、多年大阪監獄に職を奉じて居つたが大阪の監獄ですら親殺と云ふ惡逆の徒を見たことはないのに當地では一年間に二つも有つたと云ふのは驚くべき事實であると思ふ、又一體に殺人罪は多い其殺人罪の多いと云ふ事は宗敎的觀念のない證據であろう今日の現在受刑者中殺人罪の者は男十九人女十人外に嬰兒壓殺が男六人女二人ある又別に傷害罪が男三十八人女一人と云ふ數である、之に依つて見ても殺伐の氣風があると云ふことは否定することは出來まいと思ふ、それに賭博も隨分多い土地であるから

新法が實施せられてから一般の警戒となつた利益もある又不利益の點もあるが利害相殺すれば無論利益があると云ふに歸着するのである。

新法施行に就ての當局の態度　新法の要求する所を滿たさんが爲めに全國皆刑の量定に注意して累犯者には重刑を科するに傾き罪の輕重よりも人格の差別に重きを置くと云ふので當地も亦裁判官は愼重に審議し刑を量定する、そこで別に諄々と諭すまでもなく一般に警戒するに至つたのであるが尚警察官とも協議し監獄官も相當に新法の旨義を敷衍したのである、先づ新法施行期となるや警察署長は賭博の常習ある者を呼出し新法では刑の量定が嚴重であることを說き、再三監獄に出入した窃盜犯など地方に散在する者を呼び之を警むる等累犯豫防に就て盡す所があり又何にか多勢集合する機會があれば其場所に臨み新法の旨趣を簡明に說き聽せて各注意を喚起せしめることにしたのであります、警察署長の會議には典獄も之に臨で新法に對し巡査の心得べき事柄を擧げて一般に服膺せしめるように訓示することの協議をしたり又監獄の扱振を話して相互に便利を圖ることにしたのである。又在監者に對しては新法施行前から典獄敎誨師は屢次訓諭して新法の威嚴犯すべからざる所以を知らしめ又新法施行後に於ては實例を擧げて決して累犯すべきでないと云ふことを諭したのであります、之が爲めに在監者一般は其處罰の嚴重なるには非常に畏怖し多年の迷夢から醒めねばならぬ再犯してはならぬと云ふ覺悟を有つようになつたのである此の四人の新法に對する感想から延て行狀も愼むと云ふ現象を呈したのは喜ばしい事と思つて今日とても其觀念を繼續せしめることには努めて居ります。次に假出獄者の取締規則の發布に就て警察官署は從前よりも注意して取締らねばならぬ必要が生じたので司法省令の取締細則が施行せらるゝと云ふ際に警察官署は假出獄者を一々呼出して說諭し舊法時代に假出獄になつた者でも新に發布せられた嚴重なる取締規則に服從せねばならぬ、萬一不心得の事があつては處罰の不幸に陷るからと云ふ事を說き一般に周知せしめ誤解なからしむる事にした又新法施行

後假出獄にはなる者に申すまでもなく新法の精神を言ひ聽かせ又監獄で假出獄證票を渡すときに能く其の趣を知らしめて居る、尙舊法時代に假出獄になつた者には監獄からも假出獄者取締細則を寫して一部づゝ訓戒の書面に添へて送り又念に念を入れて數海師から訓戒の書面を送らせたので新法の精神を全く知らぬと云ふ者は今日ではないが少しくお話致しましやう。

新法施行の影響と申して取立てゝ陳べる丈の事はないが少しくお話致しましやう。

入監者の增減　昨年十月から本年一月までの四ケ月間の入監者と其前年即四十年及三十九年と三ケ年の同期間に就て調べたが四十年と四十一年では僅か十五人減らして居るので增減の數として計上すれば結局差引大差なしと云ふ事になるから僅かの期間僅かの減少では其增減原由を判斷することは出來ぬ、或事件があれば二十人や三十人は直に殖へる、又警察官の檢擧の手心で三十人や五十人は殖へたり減つたりするから、これで增減理由を云爲することは無理であるは愚か百人でも二百人でも殖へたり減つたりするから、これで增減理由を云爲することは無理である、少くも本縣に就ては斯く斷言するに躊躇せぬのである、殊に此最近に於ては稍增加の傾がある、又入監者の罪質に就ても舉て特筆すべきものはない稍〻數に計へられるのは竊盜が四十年に比し十八人減じ三十九年に比し六十一人減じたのと反對に賭博は四十年に比し五人增し三十九年に比し十人增して居る事であるが之も理由の根據はないと思ふ僅か四ケ月の事實で彼此と批評や判定を下すことは出來ない。それで

現在拘禁者の年齡と犯罪時期　は受刑者が男五百八十二人女三十五人で罪質は竊盜强盜が最多數を占めて居る、次は賭博罪其次は身體に對する罪の中で傷害罪と云ふ順序で其數は竊盜が男三百十八人女十人、强盜が男五十六人、賭博は男三十六人、女八人、傷害罪男三十八人、女一人である、外に殺人男十九人、女十人、嬰兒殺男六人、女二人と云ふ重罪もある其他の罪名の受刑者は大抵十名以內である此數は何れの時期に於ても大差なしである又拘禁受刑者の年齡は二十歲以下二十二人、二十五歲以下七十六人、三十歲以下百四人、三十五歲以下百十五人、四十歲以下七十五人、五十歲以下百四十人、六十歲以下六十九人、六十歲以上十六人である、此入監者年齡は常に格別異動することはないが刑期が長くなれば監獄に居つて各自の年齡が增して來るから現在受刑者の年齡の老若と云ふことは刑期の長短に原因することが多いが、併し大體に於て斯ふ云ふ斷定を下すことが出來ると思ふ、それは犯罪の多いのは人間が生存競爭場裡に立つて活動する時期に於てする事が多いと云ふ事である、即ち二十五歲以上五十歲以下である、五十歲を超ゆれば勞動力を減殺すると共に犯罪と云ふことも出來なくなり若くは意思が鞏固になつて犯罪せぬようになり又は妻子の羈累が出來て其責任を知るようになるのであらうと思ふ又概して年老いてから始めて犯罪する者には竊盜は少ない或意趣より毆打とか殺人とか云ふのが多い、稀には强慾の者があつて他人の田地や金錢を利用し騙取せんと企てる事もあるが大體には右述べる通りである、竊盜の行爲は三十歲前後の者に多い、尤も現在拘禁者の年齡から見れば必ず然ふであるとの斷定は出來難い感じもないではないが老年者が竊盜罪の爲めに拘禁せられて居るのは若い時から竊盜したもので犯數を重ねたもので詰り數〻監獄で歲月を送迎したのである、若い時から數〻監獄に出入する其間に歲をとると出獄して後社會の事情に疎くなり生存競爭に勝てなくなる復犯罪すると云ふのであろうかと思ふ、それならば若い者は殺人罪をせぬかと云へばそうではない殺人と云ふような强暴な行爲は若い時の血氣に逸る者にあることは勿論であるが犯罪の類別に就て云へば始めて年老いて犯罪するのは殺人と云ふような惡意恨に起因する偶發的のもので老年に竊盜を始めたと云ふ者は比較的少いと云ふのである、現在受刑者の中に傷害、殺人、嬰兒殺の者が七十人餘居るが四十歲以上五十歲六十歲の者は二十五人居る、竊盜の者は三百十人餘の中で四十歲以上は百人餘である、故に其比例のみでは前述の斷定は出來ぬが入監者に就て見ると右述べたような考が起る、が之

は未だ疑問であるとして御研究を願いたい。

刑の量定　刑の量定は重くなつたか輕くなつたかと云へば人格――罪質――犯情が異るに從つて輕重があるのであるから刑の量定は重くなつたとも輕くなつたとも極言する事は出來ぬ、概括して云へば無論舊法時代よりは重くなつた、が或罪に就ては輕くなつたのもある、又從前の再犯加重例よりも新法の累犯、併合罪等の刑の量定は重くなつて來たから當然重くなる結果を見るべきであるがその罪は犯罪の大部分を占むる所の竊盜、强盜、賭博、詐欺恐喝取財と云ふやうなものに多いので累犯者と稱するも亦此部分に屬するのが多いのである故に此等の罪の者に對する刑の量定は非常に重い、先づ新法施行後の五月と其前年同期間の五ヶ月との間に處斷せられた實際の刑期の比較をすると、舊法時代の竊盜犯一人平均刑期一年一月餘は新法時代四年二月餘となり、賭博の一人平均三ヶ月の刑期は新法時代になつて一年一月餘となつたと云ふ割合に重くなつた、併し之は犯罪者其もの、犯情、人格に法時代よりは重くなつたと云ふ事は疑ひないのである、以上五ヶ月間の比較をするとザット斯ふなる、竊盜に對する量刑は舊法時代に比し約三倍、强盜は二倍、賭博及傷害は約四倍、詐欺及恐喝取財横領罪の如きは約五倍位の加重になつて居る又賍物收受とか寄藏とか云ふ罪も重くなつた二ヶ月位の刑期で濟んだものでも一ヶ年位になつたようである、尤も此傷害罪に依つて處斷されたのは僅々三四人に過ぎぬのである、のみならず所爲の結果が重い傷と云ふような事で或一人に對する量刑の重かつたと云ふ事もあるから之は根據ある標準にならぬ、幾分か重くはなつたであろうが舊刑の四倍と云ふ割合に一般には成るまいと思ふ以上は重くなつた一班であるが從前よりは輕くなつたのがある、それは多くは偶發的犯罪である偶發的犯罪中殺人若くは放火に對する量刑は著しく輕くなつたと思はれる、其一例は元來心神耗弱者であるが嘗て其實弟の許より金員を持出し之を飲食店で費消したので一家内に風波が起つた、そこで後に人を賴んで詫入り幸くも歸宅することが出來たと事ふ事實があつた、其事に關して同村の兩三名が被告を嘲弄した、其嘲弄せられたのを遺恨に思ふて兩三名の所有家屋や附屬建物を燒燬し以て恨を霽さうと企て、放火したのである、此事件は最初地方裁判所で六年の處斷を受けたのが控訴した結果四年に減輕せられた、此等は輕くなつた一例である、猶多くの例はないが文書僞造、印章僞造、有價證券僞造抔は從前より刑の量定が輕くなつたようであります。

罰金と勞役の換算　舊刑法は罰金一圓は輕禁錮一日に換へると法律で限定してあつたが新法では輕禁錮に換へるでなく勞役場に留置することになつた、罰金科料を納めない者には勞役を課するのである、而して留置期間は一圓――一日と限定するでなく犯人の資產、生活の程度を斟酌して勞役場留置の期間を決定するのである、從つて五圓の罰金に對する留置一日もあり一圓の罰金の爲めに三日留置するのもあると云ふ譯である、又舊刑法では罰金換刑輕禁錮は最長期を二年としたのであるが新法では勞役場留置は一年を超へざることゝなつたのであるから罰金と勞役の期間とが自然不等一になるのである、既に犯人の生活程度、資產の有無に依つて罰金額と之に換ふる勞役期間が同一でないのみならず裁判官の認定が同一でないから實際に權衡を得ない、犯人に的中せざる場合もあろうと思ふが當地の裁判所の決定は殆んど一圓一日と云ふ割合になつて居る、賭博犯には皆然りと云ふてもよい位で新法施行後今日までに賭博犯で罰金に處せられたる者で勞役に換はつたのが十八人ある、

其罰金の最高額が百五十圓で最寡額は四十圓であるが其中九十圓の罰金に對する勞役六十日即ち一圓五十錢を一日に換算するのと六十圓の罰金に對する八十日の勞役即ち七十五錢を一日に換算するのとの二人ある外は皆一圓一日の割合である、賍物故買犯に對し罰金二十圓其勞役十日間のが一人、其他に森林竊盜十二人は二圓乃至八圓の罰金で其內譯は八圓で四日間が一人、五圓で六日間が二人、五圓で四日間が三人、五圓で三日間が一人、四圓で六日間が一人、二圓で二日間が三人である、森林竊盜の方は一見して種々に斟酌されて居ることが判別し得られる。

刑の執行猶豫と停止　刑の執行猶豫は新法では舊執行猶豫法よりは範圍が廣くなつて從前のように窮屈に罪質刑期を局限してないが去りとて刑の執行を猶豫せられた者は多くない此刑の執行猶豫になつた者の多いとか少いとかは新法の影響とは云ひ得るも多いのが是であるか非であるかは議する餘地はないと思ふ犯人の個性を斟酌するのであるから司法當局者の判定如何によつては多くもなり少くもなる、多くなつても執行猶豫を取消さゝる者が多ければ法の精神には協はぬのであるから執行猶豫の多少を以て誇とするに當らず又悲むにも足らぬのである、執行猶豫は刑の執行を爲さゝるも刑の執行をしたのと同一の効果を得ようと云ふので極めて重大且神聖の理由が含まれて居るのであるから犯人の性格犯罪の原因、動機等愼重に調査せねはならぬ又刑の執行猶豫になつた者は相當に監督し取締つて決して執行猶豫の精神を空くせしめないのみならず從前よりも優れた眞人間にするようにせねはならぬと思ふ、イヤこんな理屈は誰でも知つて居るから管々しく述へるのを止めて、どんな罪質の者が刑の執行猶豫になつたかを述ふれば、偶發犯か左なくは極めて情狀の憫諒すへき者であるが新法實施後刑の執行猶豫になつたのが竊盜六人、森林竊盜三人、賍物故買一人、故殺一人、傷害一人、冒認一人、委托物費消一人、財物騙取一人、私印盜用私書僞造行使詐欺取財が一人遺失物法違反が一人である、此中の故殺は前に述べた姦所に於て姦夫を殺害した事件の被告人である、元來刑の量定が輕いのに加ふるに刑の執行猶豫となつたので結局或期限を經過すれは刑の免除を得るので人を殺しても其罪を問はないのと同一の結果を得ることになる此等は新法のお蔭である、其他の刑の執行猶豫になつた者はいづれも二年以下の刑期の者であります。それから刑の執行停止でありますが之は極めて稀有の場合で殆んど其事實はない今日有ることを豫期し得られるのは姙娠の婦女の刑執行停止であるが之とて多くあるものでない、精神病者とても澤山はない、犯罪すると同時に精神に變調を來し監獄に拘禁せられて益々高度になつたと云ふ者もあるが精神の一時的作用で時經れば回復するのもある、殊に法醫學とか精神病學とか總ての犯罪に應用せられるようになつた曉はイザ知らず今日に於ては精神病者であると常識の上から精神上身體上に異狀あることを知り得る者で而かも醫師が精神病者であると鑑定したものでなければ刑の執行猶豫にならぬと云ふ時代に多くの事實を見ないのは當然であろう又一面に總ての犯罪を精神病學者の見地から鑑定すると云ふ時代になれば刑の執行猶豫でなく罪の要素を欠くものとして始めから刑を適用せず若くは公訴の提起がないと云ふ事實が多く出來るであろう、兎に角今日では餘り其事實を見ない當監獄でも刑の執行停止になつた者は一人もない、土浦の分監では姙娠七ケ月に達した婦女の刑の執行停止をしたのが一人ある之は重禁錮四ケ月で昨年九月下旬から執行して一月下旬に滿期になる所であつたが十二月下旬に刑の執行停止をしたのである。其外には實際に遭遇した事實がないから差當り何等の思付きもない。

監獄法の影響　監獄法及監獄法施行規則の方面では影響と云ふべき點を見出さないと申してもよい、影響はあるであろうが何分實施後日淺くして之を徵するに足らぬのである、刑法を適用するのとは遠て一事に就て刑の量定、判決で終結を告ぐるのでなく多くの人間に就て久きに亘つて觀察するのであるから、直に効果を見るべきでない又効果の有無を云々すべきでない、通信接見に就ては舊法よりも制限が嚴になつたが別に苦情らしき事もなく特別に許可を願出る者も增加しない、或は此等に苦情を

唱ふる者は累犯者に多いのであるから累犯者が初犯者を煽動して面白半分にやつて見ようと司獄官の試驗をしようとするのが最初有りはすまいかと思つたが其樣な事もない尤も豫て累犯者は初犯者を惡化する危險があるから工場監房を別異してある、指物工の如き作業の關係上止むを得ない者は少多工場を混同するのはあるが成るへく混同せしめす混同せしむるときは取締を嚴重にして居るから近來餘り其弊害を見ない、作業賞與金も昨年より支出は少くなるように見へるが併し之は些細の手心と方法で多くも少くもなるのであるから之を以て直に全般を察し將來を推すことは出來ない、懲罰は舊來と異つた點は見ない、刑事被告人とても不紀律の擧動あれは從前とても叱責するとか書籍を讀ませぬとか云ふことはやつたので唯新法は懲罰に種々の名稱を附して法律に認めたまでゝある、其新法で認めた懲罰數は昨十月から以來五ヶ月間に叱責二十七件、運動停止二件である既決囚人の方は新法舊法に依て違反事件の增減もない、新法には種々懲罰の名稱を設けたが舊時に於ても取締の必要を認めたときは相當に行政手段として行つたのであるから之に就ても影響はないと云ふてよろしい、囚人の懲罰件數は十月以降五ヶ月間に三百九十一件で減食百四十一件、叱責二百四十七件、文書圖書の閱讀禁止は三件である、件數の增減はあつても之は新法の影響でも何でもないのでなります

以上思浮んだ新法施行に伴ふ事實であるが新法施行に就て利でもあり害である一事……取締に手數を要する方から云へは害である、眞人間に立復へる者の主觀的から云へは利であり客觀的に云へは害もあると思ふのは監視制度の全廢である、即ち監視制度が廢止になつたから出獄後の保護に任ずる者は取締に困難を感ずるようになつたのである、近來出獄者の狀態を見るに初犯より再犯に移るものが多いようである、之は鄕里に歸るのを面目なしとして監獄を出るや稼口を見付ける爲め諸處放浪する其揚句業を得ない、所持金を失ふ、パンの問題は續いて起る、如何せん掠奪、竊取となるのであろうと思ふ例が頻々と耳に入るのである、從前は監視があつて放浪すれば直に所轄警察署の知る所となり其れからそれと追窮せられるので何は措いても目指す所まで歸る、歸て見れは樂するより產むが易しの機會を作らないと云ふので尤も之は皆が皆爾ふではない改心する方の側から見たのであるから中には親屬故舊の親切を無視して飛出すのもあり又少しの爭ひが起因となつて遂に氣儘な振舞をするのもあるのは云ふまでもない、斯云ふ事情があるので從前よりも一層出獄人保護と云ふ事に注意しなければならぬので初犯の者は出獄の際は必ず父兄を呼出して之に引渡す親屬も喜て之に應し自ら來ることの出來ぬ事情のある者は代理人を寄越すと云ふ譯で父母妻子親屬間の調和が出來て相互の幸福である、親屬に引渡した者には今日まで再犯者はない、親屬も畢竟其責任を感するのであり本人も自重心が出て勵むことになるので其効果はあるに定つて居る尙出獄人保護事業の事に就ては敎誨師からも御聽き取り下さい、

（記者曰、出獄人保護事業に及ぼしたる影響如何を聽かん爲め典獄室を辭して敎務所に富樫敎務所長を訪ふ氏在らすして乃ち所員に告ぐるに其事を以てし去れり時經て富樫氏より左の一書を寄せらる仍て掲げて記者の筆に代ふ）

新法實施以來保護上に及ぼしたる影響及び難易

水戸敎務所長　富樫信淳

新法實施以來日尙ほ淺く未だ事業の實際に就きて具體的解答をなすに充分なる資料に乏しきは甚だ遺憾とする所なり

新法が刑の量定の範圍を擴張したる爲め一般に再犯を憚るは人情の自から然るべき所にして家庭の信用を博せんため敎誨師の發信等を請ふもの多少增加したるが如くなるも身を保護會に托し安全に處世の途を求めんと欲するもの、却て減少したるは本監に於ける事實なり是れ新法が一面監視制度を廢したる結果にして特に本縣下は礦業の勞働者を需要すること多きを以て出獄後倚るなき者と雖

も敢て保護を受けて職業を求めざるも可なりとの念を懐けるも一原因ならんか然れども將來此等空想の輩にして續々失敗する者鮮からざるを見又た教誨誘導の結果保護の必要を認めらるゝ者に對し機宜の方法を講せば逐次良好の結果を來すべしと信ず

次に保護の難易に及ぼしたる影響を思ふに既に相當の業に就き幾分か前途の光明を認むるに至りた る者は此の際一層愼重に輕擧を相戒しむる傾向あるも出獄早々直に相當の業を與ふるは頗ぶる難事とす此の間に在りて監視の制裁なきが爲め善意の者と雖も他處に出でゝ任意の職業を求めんと欲をし保護脫せんとの念は起り易すく却て失敗を重ぬるの虞多し是れ再犯者に就きて親しく探知したる事實なり要するに新法も亦た一利一害の數を免るゝ能はざるも利害相比較せば大局に於て利益なるは勿論なるも保護上に關しては未だ容易に斷定すべからざる者あるべしと思料す

講演

○分類處遇に就て

市谷監獄教務所長　河野純孝君

近來監獄の事業の上に各種の點に付きまして分類といふことが行はれつゝあることは私共非常によいことであると存じます。此分類といふことは確かに監獄事業の改良進歩の一事實と見て宜しからうと存じます。併し此分類のことに付きましては、又いろ〳〵其利害得失に付て研究を爲すの餘地がとは存じます。今日此分類といふことを非常に歡迎する結果と致しまして、其利の存して居るであらうと存じます。

先づ教誨をする上に付て分類教誨といふやうなことはモウ數年以前より唱へられて居りますが、其分類といふものは重にどういふやうにしてやるかと申しますと、或は犯數に依つて分ち或は年齢に依つて分ち或は罪質に依つて區分をする、其他進みましては性格に依つて之を分けるとか教育の程度で之を分けるとか或は入監前の境遇に依つて之を分けるとか、いろ〳〵此教誨を施す場合に於きましても分類を致しつゝあることでございますが、併し私共の今まで經驗致した所で考へて見ますると、どうも此分類を細かにすることが教誨を聽かせるといふ上に於きまして段々面白くない點を發見致すのでございます。例を擧げて申しますると、窃盜ばかりに向つて教誨をする、或は再犯者のみに對して話をするとかいふやうなことは、チヨツト考へると頗る適切な教誨が出來さうに思はれますけれども、實際に於きましては適切の教誨が出來兼るのでございます。それで此分類は教誨の便否から考へて見ますと教育の程度に依つて分類をして話をしますることがチヨツト話をすることが樂でございます。それから年齢に付きましては、幼年の者と壯年の徒を一緒にするといふよりも之を分ちまする方が無論便利でございます。殊に子供に話をするやうな場合は老人に併せて聽かせるといふことは不適當でも此年齢とか或は教育の程度とか或は刑期の長短といふやうなことに付きましては無論分類をして教誨をするといふことが適當であらうと存じます。併し今申上げる所の此罪質の區分といふやうなことは却て教誨をするに不便でございます。殊に私共の宗旨は善人とか惡人とかいふ區別を立てないといふのが此眞宗の宗旨の本領でございますから、平素私共が此民間に於て說教演說などを致しますにも、決して善人とか惡人とかいふことは頭に持たないといふことが此眞宗の昔からの說教を致します

ふことに付ては實地の研究を遂げるやうに致したいと存じます。私もまだ此分類の點に付て具體的に斯ういふ點がよい斯ういふ點が惡いといふことは案出しては居りませぬが、併し二三茲に思浮びました點をお話申上げて他日諸君の御研究を煩す種に致したいと存じます。

る所の方針でございます。で却て監獄の教誨師となつた爲に此所には惡い人間のみ集つて居るといふやうな考が起つて、さうして良民と何んだか變つたやうな話を試みやうといふやうな教誨師も從來は隨分ございました。段々實地の經驗に富んで參りますと共に是は安念であつて、良民と同一の考を以て之に教誨を加へるといふことが先づ大體定つて參つたのであります。此の如くに此宗教上の布教の方針に於きましても事情がございますからして、無論監獄に於て罪質に依つて區分し、或は行狀の良否に依つて區分をして教誨をするといふやうなことは弊害あるとも決して利益のないことであらうと存じます。それから犯數などで分けることも矢張り初犯といふことを善き人間のやうに其集つて居る人間が自慢をする氣風がございます。それから再犯を集めて見ますると自分共は再犯者と看做されて居るといふ頭を以て迎へられるものでありますから、どうも私共の教誨が何んだか向ふに受けたへが面白く感じませぬ。故に犯數に於きましても矢張り混して居る方が教誨を爲すには便利でございます併ながら監獄の遇囚の關係からして初犯再犯を一堂に集めるといふことは出來ませぬからして勢い區分をしなければならぬことになつて參ります。で此初犯再犯の區分は教誨の便利な爲に區分するのでなくして遇囚上の關係からして之を區分して教誨を加へるといふことにしなくてはなりますまい。隨つて其他の區分も或は教誨の爲でなくして全く遇囚上の必要からして之を區分するといふことにしなければなりますまいが、唯私の今日申上げたいと存じまするのは、教誨をするといふことに付ては餘り細かに分類をするといふことは決して得策ではない。若し此不得策な點を見落して居りますと、何んでもかでも分類さへすればよいやうに思はれて居る今日の大勢でございますから、是は大にお互が斯ういふ點に付て研究をしなければならぬ必要があらうと存じます。

それから此個人のことに付きましても御承知の通り、數年前より幼年囚を或區域を限つて一ヶ所に集める或は懲治人を一ヶ所に集める或は女囚を一ヶ所に集めるといふやうな傾向を生じて參りまして、現に此東京附近の監獄に於きましては若々一種の謂ゆる特別監といふものが現はれて居ります。此特別監を設けるといふことは頗る體面は綺麗に見へることであつて、如何にも斯ういふことは文明式のやうに人に迎へられたのであります。私共大體に於きまして、斯ういふ特別監を設けるといふことは宜しいことであらうとは思つて居りますが、併し唯其利益ある點のみを見て若も其不利益の點を見落して居るといふことであつたならば、其結果は頗る憂ふべきことになりませうと思ひます。で兎に角今日は總ての事が試驗時代でございますからして、現在の此特別監獄を設けて各地方の囚人を一緒に其種類を以て集めつゝあることは果して宜しきことであるや否やといふことはこゝ數年の後を待たなければ發見することは出來ますまいと思ひます。故に今俄に斯ういふ分類を仕かけて特殊の監獄を設けて居る場合に於きまして、之を中止するとか廢めるとかいふことは無論好むべきことではございませぬ。けれども段々實地の經驗も積んで參りまして、いろ〳〵各方面より研究を遂げた結果は或は豫想に反するやうなことを發見する時節も到來するであらうかと存じます。で若し差當り私共が今日何んだか時勢後れのやう申しまするとが果して無用に屬しましたならば非常な幸ひと存じます。で此分類を致しまして各種類に應じて各地方より一の場所に集めるといふことの利益は今私が申しませずとも既に皆さまの御認めになつて居る所であらうと存じますが、其弊とする所或は其害とするところは如何であらうか、是も共に能く眼を開いて見て居らなければなりますまいと思ひます。私共が是までに氣付きました點を申上げて見ますると、第一に此在監人を而も同種類の者を多く集めるといふことはどうも其人間を愈々惡化するの嫌があらうと存じます。私はいつも此ことは友人の間でも話を致して居りますが、今より二十年ほど前でございましたが、横濱の根岸に競馬がございます。御承知の通りナカ〳〵盛んなものでございます。あの競馬を見に行きまする途中に、あの邊は今監獄が置かれて大分賑かになりましたが、監獄などの出來ない時分は極く淋しい山でございました。其山の上りが

けの所に乞食が澤山居つて、競馬を見に來る人から物を貰ふといふことが例になつて居りました。其乞食に一つの變つた群れがあつて、それは何かといふと近年やかましく申されて居る癩病でございます。此癩病患者が大凡五六十人ほど居つて施しを求めて居る。癩病といふ者は私共の鄉里に於きましても一二人見たことがあるが、誠にこちらが見るよりも見られる方が恥かしく感じて成るべく人に見られないやうな態度を取つて居るものである。それ故に此東京市中などを歩るいて見ましても、癩病患者はあるかも知れませぬが、さう見當らない。偶々乞食にあるのみであつて、どう〳〵一般の人に病患者は多く見當らないといふのは、畢竟自分が癩病患者であるといふことを深く恥る念がありますから社會へ對して小さくなつて居る。然るに根岸の競馬の附近に居りまする癩病患者は五六十人といふ多數の者が集つたものであるから、そこに一種の勢力を示して參りまして、そこを通つて見ると癩病患者にあらざれば人に非ずといふやうな態度で居るやうに見へます。乃公共は實に偉い者であるといはぬばかりの有樣でワザ〳〵騷いて居る有樣であります。故に通行の人が之を見ても哀憐の念が起らぬ。寧ろどうも頗る不遜なものであるといふやうな感を起したことがございます。是は畢竟人に向つて恥づべき事情を有つて居る者が一人であつたならば頗る恥づるものであるが、多數集つた爲に恥づるといふ心が滅じて寧ろ人に向つて之を誇らうといふ感を起して來たものであらうと思ひます。是から推して考へて見ますると、幼年囚の如き者も五人六人拘禁して居りました監獄へ行つて見ると小さくなつて居る。決して大きな顏は出來ない。多くの子供の居る中で犯罪などをして監獄へ這入る者は自分等五六人に限るのである。斯ういふ所からして深く其罪惡を恥づる點がございます。ところが之を百人百五十人といふやうに多數集めて見ますと、さういふ感は更に無くなつて來る。犯罪者は之を悔悟せしむることが必要である。然るに却て其悔悟の念を打消して寧ろ之を自慢氣に感せしむるといふことは、彼等を感化して行く上に於て如何であらうかと思ふ。で之を又一面より考へて見ますると、どうも子供などは始終意氣地のないやうなしみつたれた氣風に育てゝはいけない。快活に育てなければならぬ。故に五六人の子供を容れて置くよりも多く置いて大騷ぎに騷がした方がよからう。斯ういふ見方もございます。是も亦一の眞理であつて、彼等を育てゝ行く上に於ては必要なる教育法でございませう。けれども人の氣風を快活に養ふといふことは必ずしも多數を集めなければ出來ないといふ譯のものでない。快活に養ふには又之を養ふ所の道が他に存して居りますから、さういふ增長に傾き易い事情を避けて之を養成することにした方がよからうかと存じます。是は多くの者を一ヶ所に集める方の弊の一つとして私は之を數へて居ります。

それから東京などに居る浮浪少年といふ者は如何にも質の惡い者である。それから又田舍に出來る犯罪者といふ者は偶發的の者が多くあつて謂ゆるおぼこの者である。東京邊に出來る者はすれからしである。縱し田舍に出來る幼年の犯罪者が習慣的に常に犯罪を爲しつゝあると申しましても、其犯罪者といふ點丈は習慣性を爲して居りましても、其氣風は矢張質朴な點があります。然るに唯今の如く之を一つの監獄に集めまして、都會のすれからしの者と田舍のおぼこの者とを一緒にして之を育てるといふことは、都會のすれからしが田舍の質朴な氣風に化せられることは絶無である。さうして其田舍の質朴の者が東京邊のすれからしに惡化されるといふことは殆ど十が十ながらさうであらうと思ふ斯ういふ點は確かに此分類拘禁より起る一つの弊と看做さねばなるまい。是も私は何とか之に付て良き方法を研究しなければなるまいと思ふのであります。

それから今一つには出獄の際に子供を遠方へ歸へさねばならぬといふ不便を生じて來る。前橋で犯罪した者が小田原へ送られるとなりますと、放免の時に家へ歸るに大變不便である。前橋の監獄に置きさへすればチヨツと父兄を呼出して之を引渡すにも甚だ容易に出來ますが、どうも三十里四十里といふ所を父兄を呼出すといふことは頗るおつくうであり又呼ばれる者も頗る迷惑である。或は教誨師

其他の人が鄕里へ連れて行つて戻すやうなこともございますが、之も隨分おつくうになる。旅費を送つて貰つて停車場に連れて行つて汽車に乘せて歸へすといふこともあるが、是も甚だ不安心である。で此出監時に歸住する便否に付きまして遠方に之を集めるといふことは頗る不便なことであらうと考へます。

右申上げましたやうな三點は確かに此多くの者を種類の同じき故を以て集めた所から起る弊であらうと思ひます。是は弊害のみを擧げたのでありますから利益の方はいろ〳〵ありませうけれども、其利益の點があつても斯ういふ弊害を償ひ得るや否やといふことはまだ今日十分に研究が積んで居らぬやうに考へます。今私の申上げました事情は僅かに三點位でありますが、尙は段々仔細に立入つて考へて見ましたならばいろ〳〵の不便の點もあらうし又利益の點もありませう。要するに是等の利害得失は此試驗時期に於きましてはお互に十分研究を遂げて將來の謂ゆる監獄改良の確實なる所の材料を供給するといふことは必要なことであらうと存じます。尙は是より外にも世間の謂ゆる大勢といふものには誠に反抗し難いものであるから、其大勢に向つて何か變つた意見でも持出すといふと、陳腐であると嗤はれ或は時世後れであるといふて疎んぜられ、どうも折角多少の良き意見を有ちましても大勢の爲には抵抗し難い傾を生じまするのは單り監獄事業のみならず總てのものに付て免れざる事實でございます。

近來此監獄の建築を致すに煉化造が非常に良いといふことになつて居る。ところが此煉化で監獄を建築することの良いか惡いかといふことは私共は門外漢であつて、ソンナ事に容喙すべき資格は無いのでございますが。昨年か一昨年大阪に參りました時に藤堂といふ檢事長が控訴院に居りました。あの人に會ふていろ〳〵監獄の話をして居りました。どうも近年此監獄の衛生などは我々の眼から見ると不調子である。煉化造の監獄に媛室の設備がない。現に今お互が此所で話をして居ても媛室の設備が

あるから煉化造でも寒くはないが、媛室の設備なくして煉化造にするといふのはどうも衛生上宜しくなからうといはれましたが、成るほど煉化の構造で媛室の設備がないといふことであるならば木造にして置いた方が衛生上によからうといふやうな感じもチヨツと起りました。唯今豊島さんが御出になつて之れから御話があるそうでありますから是丈に止めて置きます

寄書

○監獄衛生雜感（其六）

金澤　石崎　生

（六三）監獄醫の地位及職務　一千九百八年九月二十日より二十六日までケルニに於て獨逸萬國學家及醫家會總會を開きたりしが第二日午後ポリツツ Polliz (düsseldorf) は監獄醫の地位及職務に就て演說せり

（六四）ゲツチンゲン göttingen に Prof. Crömer の Norven-Klinik あり精神病學教室は當地の Heil-und Pflege-anstalt と一所にして患者五百名計を收容し犯罪精神病者の爲に別に建物ありと云ふ

（六五）第二回ギーセン法醫學的心理學並に精神病學萬國講習會は本年四月フランクフルテル街精神病學クリニック講堂に開かる其講演順序左の如し

犯罪の原因としての精神薄弱

犯罪心理學に屬する素質刺戟並に反應

犯罪の社會的原因、負罪の觀念、犯罪の個性原因、犯罪者の危險性の意義、後天性精神薄弱と犯罪と

の關係、ロムブロゾ氏先天性犯罪論、犯罪者の心理、偶罪と分別とによる犯罪者分類法、犯罪心理學と家系研究、負罪問題より云ふ犯罪者の一階級、若年犯罪者、常習性犯罪者、改悛の見込なき犯罪者、刑執行と精神障礙、附危險なる精神の取扱方、若年者の犯罪と其豫防、若年者裁判所と强迫教育法、警察及び監獄吏養成に就き精神病學の希望、等の演說あり演者は「シツテル、マイエル氏ゾンメル氏ダンネマン氏」數名なりき

(六六)　Emile　刑罰の本性　著者は殆ど三十年來刑法學者を二派に別ち其意見の異る所を述べて曰く一派は報復刑罰に屬し他派は保護或は目的刑罰に屬するものとなすことにより區別し得ると信せらる此名稱の下に種々の學派が集まれり併し報復とは何ぞやとの問に對して明なる答を得ること稀なりアドルフ、メルケルが報復とは快樂或は不快の創造者に對する反動にして初めの作用に相當する性質を有すと云へるは適當なり故に報復とは原動の性質に相當せる反動なり併し此意味に於ては凡ての刑罰は報復なり現今の改革運動派の唱ふる所の「刑罰は報復なる可からず」との語には勿論反對なり併し保守派の對句「假罰は報復なるべし」との語は用ふ可らず彼等が單に刑罰の內容に就て云ふ時は自ら明なるが如しと雖之に反して刑罰の目的を重ずれは之は誤なり或現象の目的は常に其內容以外に存せり報復せんが爲めに罰するに非ずして社會の秩序を保たんが爲ゆに罰を以て報復するなり歸する所刑罰の此最高の目的に總て一致せり眞の爭論の點は次の問題に依て知らる

一、國家は刑罰を犯罪の輕重に從て定むべきか

二、國家は刑罰を犯罪者の人格の性質に從て定むべきか

現今の運動の主旨は刑罰が最後に擧げたる意味に於て加へられんことを要求するにあり是に於て刑罰は各犯罪者を社會上有用の者になさんとする殆んど醫學上の方便となれるはさもあるべきことなり極輕き違警罪にては嚴にして最も重き犯罪にては寬なるや或は全く免し得へし此偏せる個人的制度は第三

者を全く顧みず明文になき嚴重は司法に向て敵對を記し過度の寬容は犯罪を煽動するものなり併し刑罰は犯罪を無くせんが爲めの方便なるが故に現今の個人的制度の要求する處は其最高の目的を誤れり併し尚改革運動の功勞は此刑罰の目的を明瞭に現はしたるにあり

特に注意すべきは刑罰の目的と刑罰の內容とを同視したるが故に刑事司法の當局者は此目的を忘れたり保守派が此誤を知り酷刑の行はれざるを見一方には現今の運動者が其偏せる個人制度を捨て刑罰の働は第三者を觀過す可らざるを證明し得たるや否や種々の學派が哲學上の問題なる意志の自由に常に一致する如く實際上の問題に就て共同の事業をなすことは不可能に非ず

(六七)結核診斷の一新法　巴里の「ドクトル」ダボン氏及モリテの兩氏は「ツベルクリン」を鼻腔內に應用して結核の有無を判斷するに至れり其方法は一%の稀釋ツベルクリン液を「タンポン」に濕し患者の鼻腔に五分十分入れは結核者なるときは鼻腔液增殖し其の滲出液は乾燥して黃色塊となるこの反應は十八時間—二十四時間後に現はれ續て一週に至る事あり斯の如くして兩氏は七十三人の結核性成蹟を得又十一人の肋膜炎患者より三人の漫性を得此三人は其後腳結核を續發せりと云ふ

(六八)トラホーム病原の發見　伯林慈善病院眼科部長グリーフ博士は氏が見出せる微生體を猿に接種せるに猿は「トラホーム」となれり故に之の微生體は「トラホーム」の病原體なるべしと

(六九　癩病菌の培養　マニラ研究所のマスクレーグ氏は癩病菌を人工的に培養し得たりと此れ破天荒と云ふべし本菌は今日まで純培養能はざりしに今マスクレーグ氏は癩屍體より培養し得て第二の轉殖培養を得たりと云ふも吾人は「トラホーム」病原體と共に容易に信し得ず

(七〇)近來監獄內に精神障礙頓に增加せるが如き感あり人或は精神病學識の發達に歸せしとすると雖絕體に然るに非ず之を獨逸當局者の調査に徵するに精神病者は年々增加し一八八〇年には六萬六千三百四十五人の發狂者ありしが千九百五年には十三萬九千百八十二人あり之れ恰も人口一萬に對し一八八

〇年には二四、三にして一九〇五年は三七、三の比なり增加せるを見るべし過者二十年來人口三六、七%增加に對し精神病者百十一%の比なり歐米の文明國が年々に精神病者の增加を來すは社會醫學に志すもの丶尤も注意を拂はさる可からざるの點なりとす監獄に於ても亦た大に注意を怠る可ざるなり丶

(七一)犯罪者に於ける佯病の心理　ehmuul nineth の過去十年間に經驗せし精神狀態鎭定例中犯罪者凡て九百五十六人就中四百九十九人は健康者にして四百十八人は精神者餘の三十九人は佯性精神病者なりき佯病は進行性麻痺症カタトニー卒中後癡各一人忘覺病三人癲癇五人忘想病十人癡呆十七余の一人は斷へず癡呆性の笑をなし精神病者の疑を起さしめしも犯罪行爲は强盜、强姦、文書僞造、詐欺、貨幣僞造各一例殺人三例歐打致死脫稅各四例佯病者竊盜二十三例の年令は二十歲乃至二十五歲の間に多く十九人は再犯者、三十五人は未決囚單は四人は宣告されたる者佯病の動因は最後の者にありては刑の輕減を希望し未決囚は刑罰を免むとするにありき隨て四%は總ての觀察せし佯病者にして且つ唯、四%は旣に宣告されし佯病者なりき各人各個其叡智に應し癡呆忘想病及び癲癇等を佯病するもの異常に夥多なりき而も複雜せる佯病性病症即ち急性精神病の如きは極めて稀なりき之れ其經過持續中疲勞し其馬脚を曝露すべければなり。なほ著者は佯病の看破に就て指針と鑑定例とを詳述せり

(七二)ハンスグロース君は普通一般の人の見て以て病者なりとなさゝる精神病者にも注意して實際の病人か其癲狂性よりして爲したる行爲の爲に罰せらるゝことなき樣豫防するを要す疑はしき被告は直ちに之を精神病醫に託せさる可らず故に豫審判事も亦た精神病學の大體に通曉するを要す故に其職に忠實ならんには二三學期間精神病學の講義を聽かさる可らず

(七三)衣服の保溫に就て　衣服中に含まるゝ空氣の量に關し比重の輕きものは溫を傳導すること少なく重きものは之に反し傳導すること多し今比重を基として保溫の度を定むるに靑梅綿を材料として檢せば〇、〇二八の比重を有するものか最も保溫の力强く之より比重の輕きもの及び重きものは共に

保溫の力減ず故に絹布が保溫の力最も强く次に綿羊最も弱きは木綿なりき毛は絹と同じ

(七三)受刑者の癲患者も亦た同患者收容所保養院に收容すること能はざるか希くは其一部に適當の收容所を附屬せらるゝに至らんことを望むものなり彼の京都大阪の二府和歌山奈良兵庫鳥取滋賀岐阜三重福井石川富山の十縣聯合より成れる外島の收容所保養院は敷地二萬坪此程竣工を告げたり經常費は一箇年約五萬圓しにて收容患者三百人の豫定なりと云ふ獨身者は十二名を一家族として自炊をなさしめ夫婦者は八疊一室を與ふることゝなり居れり多くの空地は保養勞耕作をなさしめ作物は病院に買取る者とす醫長は癲病に名を得たる菅井竹吉君なり君は先に監獄醫としても經驗ある人なりとす

(七四)性慾教育　Sexualpadagogik 醫學の方面より大に研究せられつゝある者にして花柳病の蔓延を防ぐ上に於て靑年士女を敎育するに中り大々的必要なることと信ず未成年以下の敎育に就て亦た性慾に關する攝生道德を說く必要ある者とす

(七五)殺人犯と死刑　玆に人を殺したる者を如何に處分すべきかとの問題起らんか概ね國家の法律は之を死刑に處すべしと答ふるならん然るに近來反對論者多く曰く人たるもの如何に極惡の行動を爲すと雖國家が其人の生命を奪ふの謂れある可らず云々即ち北米諸州及歐洲の二三ケ國は之を現實にし死刑に處すべき者を終身禁錮に處するに至りたり然るに合衆國中死刑を廢したる箇所は爾來殺人常に增加したるに依り再び死刑を復活せしめたり佛國も亦た之と同一轍に出づ今より僅かに二年前同國會は死刑廢止案を提出するに至りたり然るに殺人犯の數忽ちにして增加せるより玆に輿論一變して死刑廢止案も通過せざるに至れり玆に於てか大統領スーリアース氏も此輿論を容れて本年一月早々四名の死刑宣告に調印し久しく用ひられざりし彼の斷頭機も再び用を爲すことゝなれり

(七六)井村忠介は神經學會に於て新刑法三十九條の心神喪失並ひに心神耗弱なる言の意味は明瞭を缺けるものにして實際に吾人はかゝる區別を精神狀態に下すこと頗る困難なりされば明かに精神の健否

に由りて罰すべきや否を區別すべしと論せり氏は巢鴨監獄の精神病者を治療擔任し居らるゝ筈なるが此の意見こそ實に適實なる者とす

○女囚の教育に就て

東京八王子女監　教師　千葉たけの

女子の犯罪の重なる原因を考究するに多く意志の薄弱なるは言ふまでもなく、感情の圓滿を缺きたるによると常識の完備せざるとによるのであると思ひます故にこれ等を矯正しこれ等を抑制せしむるには先づ普通の知識を與へねばならぬ精神を練らしめねばならぬと考へて居ります、精神界のことにつきては教誨師の擔當にかゝる事でありますが教師に於ても自然教育の文字を負ふ上からはこれ等精神修養を要旨として各方面に向つて知識技能を授けねばならぬ即一般教育の骨子たる又國家人道の基なる明治二十三年十月三十日に下し賜はりし御勅語を知らしめ且つそれが實踐を勉めさせなければならぬのでありますもとより監獄は高等なる學問所ではない技藝所でもない、中學程度をも望むべきではない單に普通の良民として經過し得るまでの生涯に立ち歸らしむれば足るのである否そを繼續せしむるだけの勇氣を出さしむる基礎を作れば充分であると思ひます。故に監獄で最も急務として心として盡すべき學科の程度としては尋常小學校卒業者と同等の實力をもたしめれば宜いのです。それ以上の學力あるものに對しては成る丈處世上の必要とする技術の能を與へ一つは生存の資に當てしめ一つは女子の德性を發揮せしむる資に當てしむのが肝要であります、それが爲めに裁縫編物習字等の學科目を授くるのです。現に實行致して居ります、かくして自ら女子の修養につとめしめ沈着にしてやさしく立つ女子とならしむることが出來ようかと存じます、それが最終の目的でありませうや、夜學に於てもさうであります、尋常科程度のものを最も勵まさねばならぬ、それが高等科程度

に至らばこれ迄に收得せしめし知識を正確に且つ應用を自由にし得る樣につとめさせねばならぬ勿論中學程度のものには高尚なる趣味を養ひて自然に感情を和げ向上心を奮起させる上から夜學の必要もある教育の必要もあるが中々限りある手に限りない望みは、出來ませぬ然らば先づ其の緩急を考へてひくきに重きを置き高きに輕くするが當然でありましよう、次には短期刑の者……短期刑の者は未丁年に多い、しかも窃盜犯に多いのであります、これ等の多くは無學者である意情執拗等のかたむきがある、少しも沈着な態度がない浮きうきとして多言であつて口論を好みその多くは遠慮はなく只眼前のことをもて事とする傾きがある、又これ等と全く反對で普通教育を有して或感情の支配を受け知りつゝも不幸なる運命の虜となつたものもある、それ等は甘んじて罪に伏し涙の生涯を送らんと決したのであろうと思ひまするが前者はよく再犯を重ぬる、これ等の教育は極めて困難でそして極めて肝要であり急務であります、然ればこれ等につきての教育は如何なる方法を採るべきかこは大問題にして大に研究を要すべきも最も重んずべきは普通小學校に於けると同じく修身科ならむと思つて居ります、女囚に於ける教育上の修身科は普通の小學校の修身科とは大に其趣きを異にしてゐる尤も教育勅語の御趣旨を奉體し德性の涵養を計るは其の要旨であるが一方には教師の教誨を本としなければならぬ一方には前述の無學者をして短期間に少しにても深く收得せしめて女囚たちの幸福を計らねばならぬ即ち監獄に於ける教育の主義を貫かねばならぬので、されば唯に道德の根本を彼れ等に教へるばかりでは間に合はぬ大に直接教授の必要がある否即急教授でなければならぬ斯ふ考へて居ります換言すれば文字其他の方法を借りてゐる暇がないから言ひ聞かせて常識を悟らしめ人道を知らしめ禮義を實習せしめねばならぬのであります、まづ修身科に於ては出獄後下女としての作法心得、一家の娘としての心得、作法、一家の主婦としての心得、義務、家政の一般、育兒、衛生等の一般に至るまで詳細なる實行法を口授し又練習させて一つの據とする一つの素養とするのでありますから短期にして無學

者のためには修身科は教育上の骨子であります、全身を廻る血液であるのであります、然れば如何なる學科にも連絡をつけて授くるは勿論なれどもことに裁縫編物等の如き手練を重きとする學科の教授の場合平和なる談話のうちに知らず〳〵これらの諸德を注入するも亦よき効果を得るに至るのであります、次には國語科である國語科の内にも一つの技術が含有されてあるこれ又適切なる學科でありますす併し監獄に於ける國語科教授法は又大に小學校の教授の方法と趣が異つて居ります。先づ無學者に對しては尋常二年程度までは專ら文字を覺えさせる形式を知らしむる、そしてそれを熟練せしむると云ふ事に重きを置く内容に至りては餘りに深く力を用ゐる必要はない否獨りでに大體は悟つて居る、それ故先づ耳の練習、目及手の練習とに心を注がする漸くにして右三者の練習を積み文字との親しみが出來たのを待つて始めて文字の働き語格等を知らしむる從て文章の應用等を試みるに至らしむるのが順序でありましょう、短期にして無學なるものには其收得の多きを望みません望まぬのではない充分の望みをもつて居ても實行が出來ぬのであります、範圍の廣く且つ深さを望めば却つて苦しめるのみで何等の効がないからこれ等に對しては先づ自分の姓名生年月日住所番地保護者の氏名位をも完全に覺えさする猶餘日あらば片假名に平假名を讀み且つ筆にし得る者とならしめ出獄後猶學ふべき一つの基礎を作つてやれば足れりでありましょう、又高等科程度に至りたる者に對しては勉めて讀みたることにつきてその内容要項要點の如何なるかを充分に理解せしめ且つこれ等を發表し得るといふ事に重きを置き兼ねて讀書の趣味を悟らしめ品性の陶冶を計るのであります、算術科は普通の計算を知らしむるのであるから成る丈暗算目算目測などのことに注意して以て實用に便ならしむる、そしてこれ等の發表法として日本數字算用數字の記數法に熟達せしむる、而して熟達した所を實地に應用せしめるように即ち實用を主とするので現社會の實際に鑑み多くの場合は珠算を使用せしめて加減に熟達せしむ尙進んで乘除の簡單なるものをも教ふる、筆算は珠算を教ふる階段として其の觀念を明瞭に記憶

せしめんがために課するのであります、唱歌科に於ては感情を温らげ優美高尙の念を引き起さしめ卑吝の心を去り爽快にして無邪氣の内に品性を改造する一方には出獄後に於て子守等をする場合他家に雇はれて女中となり子供の相手をする等の場合に於ての必要に供へんための知識を養成する爲めに課して居るのであります、この課は無味殺風景にして何等の趣味を感せざりし寂寞たる單調生活を爲せし者の品性を陶冶するには意外の効果がある次には技藝教授たる裁縫編物であります編物は一人々多くは好むところである同じ編物のうちでも四本針は好むものが少くことに知つて居るものが實に少い裁縫は又女子として大切なものであることは申すまでもありません然しこの科は好むものが極めて少い甚だしきは深く嫌ふものがある

監獄永久的本人の幸福を計つてやる上からは是非ともこの科に力を入れねばなりません短期にして運針をも知らぬ者には特に注意して強ひても課さねばならぬそしてこの科の趣味を味はせてやる必要がたしかにあります、いづれの學科に於ても決して必要を認めないことはないが監獄の教授すべき學科中修身科と共に効を奏すべきはこの課であることを信じます實に精神修養上にも深く關係を結ばれてゐるものであると思ふのであります

要するに女囚教育と云ふても其の根本主義に至つては一般の學校教育と何等の相違もないのであるが唯其の境遇の異なれるをもて其の方法に至ては大に相違せざるを得ないのである猶女囚の智能と犯罪の種類との關係及手工等の關係については別に統計に基きて之を調査し女囚教育の方針の資といたしたいと思ひます幸に御參考になるか如何がと危むで居ります終に同職先輩の方々充分に御教示下さることを希ひます

明治四十二年四月末日現在々監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑事被告人	六、九一七	四〇五	七、三二二	七、一八九	四、八三九	一三三	二、四八三
受刑者	五〇、四五一	二、九四四	五三、三九五	五一、五七〇	四八、七一〇	一、八二五	四、六八五
勞役場留置者	七五一	九一	八四二	六八五	一	一五七	一
懲治人	一、〇一六	一〇六	一、一二二	一、一八五	一、二九二	△六三	△一七〇
携帯兒	二八	三八	六六	五五	七一	△一一	△五
監獄	五八、一九六	三、四六五	六一、六六一	五九、四八一	五三、六七一	二、一八〇	七、九九〇
警察署留置場	九六七	一一九	一、〇八六	一、二〇三	一、二四一	△一一七	△一五五
總計	五九、一六三	三、五八四	六二、七四七	六〇、六八四	五四、九一二	二、〇六三	七、八三五

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

	男	女	計	刑事被告人	受刑者	計
清國	一六	八	二四	八	一六	二四
韓國	八	二	一〇	一	九	一〇
英吉利	二	一	三	一	二	三
佛蘭西	一	一	二	一	一	二
露西亞	一	一	二	一	一	二
總計	二八	九	三七	一一	二六	三七

明治四十二年四月末日現在々監人員監獄別表（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帯兒	合計
關東區 東京	一、三七四	七七四	二九	一	二	二、一七九
市谷	一	一、三一三	一	一	一	一、三一三
巢鴨	一	一、九八三	一	一	一	一、九八三
橫濱	一一六四	一、七八一	五三	一	三三〇	二、三三四
浦和	一〇〇	一、〇〇七	五	一	一八〇	一、一九二
前橋	一二〇	一、一四四	二四	一	一	一、二九〇
千葉	一六四	一、一〇八	八	一	一	一、二八二
水戸	一二八	九三〇	三一	一	二	一、〇九一
宇都宮	一〇八	七七八	一	一	一	八八八
甲府	七〇	八三一	二〇	一	一	九二一
長野	一八五	一、二六三	六	一	三五	一、四九〇
小菅	一	一、〇九四	一	一	一	一、〇九四
東海區 靜岡	一一四	一、〇五一	四	一	三	一、一八二
名古屋	二九三	二、一一一	二七	一	四七	二、四七九
安濃津	四五	七二八	一四	一	一	七七八
勝所	四九	四八三	五	一	一	五三七
北陸區 岐阜	五五	七一〇	二四	一	一	七八九
新潟	六九	七五六	一四	一	一	八四〇
福井	九〇	三三九	一	一	一	四三一
金澤	三七	四一四	一	一	一	五一四
富山	四〇	二九三	一	一	一	三三四

	宮城	福島	岩手	山形	秋田	青森	盛岡	函館	札幌	樺戸	網走	十勝	監獄	留置場	計	増減（前月ニ比シ）	備考
東北區	二七二	一四七	五九	一一八	八八	一二二	一一	六〇	一七六	一	一	二五	七、一二七	一九五	七、三二二	一三三	一受刑者、勞役場留置者ノ欄ニハ十八歳未滿者ニシテ懲治人ノ欄ニハ瘖唖者ナリ
	九〇六	九四九	二六一	三九一	七八一	二六一	一一	三六〇	一、四六五	八九二	三二九	四五四	五六〇	五二六	一、九五五	一、四三〇	
	九七	一五	四〇	二一	四二	二六	一二	一	六一	一	二五	三	一	一	四	八	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	四	一	三	二	五	一	三	一	三	一	五	七	一	二	一	三	
	一、二七九	一、一九一	三六一	九二五	九八八	五四二	九二五	四二二	一、二四九	七三七	一、三九七	六一、六六一	一、〇八六	六二、七四七	二、〇六三	七、八三五	

	宮城	福島	山形	岡山	廣島	鳥取	松江	德島	高松	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	計	増減（前月ニ比シ）	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	本月中ノ新受刑者	増減
西區	京都	大阪	神奈川	和歌山	兵庫	岡山	島根	鳥取	徳島	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	計	増減（前年ニ比シ）	前月比較	前年比較	前月比較	前月比較
	一二六	三五	八〇九	三〇	三四六	一六七	三一四	八五	二四	四〇	四〇	六八	五四	八四	一一四	五五	五四	六	七、三二二	一三三	一五七	一、八二五	四、六八五	一	五	一、一二二	一、一二二
	一、四六五	三、〇二二	三八五	六二二	六一七	一、二九二	一、七四五	八九二	三二九	四五四	五六〇	五二六	九五二	五六四	一、九五五	一、四三〇	四八一	三三七	五三、三九五	七	一	四四	一	六三	八三四	六六	六〇五
	三	二五	七四	一	一四	一一	一〇	一四	一〇	二	一	二	一	一	七	三	一	八	一、五八九	一	一	一	一	一	一	一	六〇一〇
	一	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	二	一	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一、二九六	三、〇五七	九八八	一、六八九	一、〇二六	三六四	五〇七	一、三九七	六一四	六〇一	一、〇二七	七〇五	一、六五六	二、一七九	一、六六一	一、〇八六	六二、七四七	二、〇六三	七、八三五	一、九三八	△三〇六

明治四十二年四月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前月比較	前年比較	前月比較
總計	一二三、八五二	一二四、三二〇	二四七、九六	五二一	二、〇四五	一、九三八	△三〇六		

| 刑法 | 明治四十一年 | 明治四十二年 | 明治四十三年 | 明治四十四年 | 明治四十五年 | 大正元年 | 大正二年 | 大正三年 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年 | 大正八年 | 大正九年 | 大正十年 | 大正十一年 | 大正十二年 | 大正十三年 | 大正十四年 | 大正十五年 | 昭和二年 | 昭和三年 | 昭和四年 | 昭和五年 | 昭和六年 | 昭和七年 | 昭和八年 | 昭和九年 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年 | 昭和十三年 | 昭和十四年 | 昭和十五年 | 昭和十六年 | 昭和十七年 | 昭和十八年 | 昭和十九年 | 昭和二十年 | 昭和二十一年 | 昭和二十二年 | 昭和二十三年 | 昭和二十四年 | 昭和二十五年 | 昭和二十六年 | 昭和二十七年 | 昭和二十八年 | 昭和二十九年 | 昭和三十年 | 昭和三十一年 | 昭和三十二年 | 昭和三十三年 | 昭和三十四年 | 昭和三十五年 | 昭和三十六年 | 昭和三十七年 | 昭和三十八年 | 昭和三十九年 | 昭和四十年 | 昭和四十一年 | 昭和四十二年 | 昭和四十三年 | 昭和四十四年 | 昭和四十五年 | 昭和四十六年 | 昭和四十七年 | 昭和四十八年 | 昭和四十九年 | 昭和五十年 | 昭和五十一年 | 昭和五十二年 | 昭和五十三年 | 昭和五十四年 | 昭和五十五年 | 昭和五十六年 | 昭和五十七年 | 昭和五十八年 | 昭和五十九年 | 昭和六十年 | 昭和六十一年 | 昭和六十二年 | 昭和六十三年 | 平成元年 | 平成二年 | 平成三年 | 平成四年 | 平成五年 | 平成六年 | 平成七年 | 平成八年 | 平成九年 | 平成十年 | 平成十一年 | 平成十二年 | 平成十三年 | 平成十四年 | 平成十五年 | 平成十六年 | 平成十七年 | 平成十八年 | 平成十九年 | 平成二十年 | 平成二十一年 | 平成二十二年 | 平成二十三年 | 平成二十四年 | 平成二十五年 | 平成二十六年 | 平成二十七年 | 平成二十八年 | 平成二十九年 | 平成三十年 | 平成三十一年 | 平成三十二年 | 平成三十三年 | 平成三十四年 | 平成三十五年 | 平成三十六年 | 平成三十七年 | 平成三十八年 | 平成三十九年 | 平成四十年 | 平成四十一年 | 平成四十二年 | 平成四十三年 | 平成四十四年 | 平成四十五年 | 平成四十六年 | 平成四十七年 | 平成四十八年 | 平成四十九年 | 平成五十年 | 平成五十一年 | 平成五十二年 | 平成五十三年 | 平成五十四年 | 平成五十五年 | 平成五十六年 | 平成五十七年 | 平成五十八年 | 平成五十九年 | 平成六十年 | 平成六十一年 | 平成六十二年 | 平成六十三年 | 平成六十四年 | 平成六十五年 | 平成六十六年 | 平成六十七年 | 平成六十八年 | 平成六十九年 | 平成七十年 | 平成七十一年 | 平成七十二年 | 平成七十三年 | 平成七十四年 | 平成七十五年 | 平成七十六年 | 平成七十七年 | 平成七十八年 | 平成七十九年 | 平成八十年 | 平成八十一年 | 平成八十二年 | 平成八十三年 | 平成八十四年 | 平成八十五年 | 平成八十六年 | 平成八十七年 | 平成八十八年 | 平成八十九年 | 平成九十年 | 平成九十一年 | 平成九十二年 | 平成九十三年 | 平成九十四年 | 平成九十五年 | 平成九十六年 | 平成九十七年 | 平成九十八年 | 平成九十九年 | 平成一百年 | 平成一百一年 | 平成一百二年 | 平成一百三年 | 平成一百四年 | 平成一百五年 | 平成一百六年 | 平成一百七年 | 平成一百八年 | 平成一百九年 | 平成一百十年 | 平成一百十一年 | 平成一百十二年 | 平成一百十三年 | 平成一百十四年 | 平成一百十五年 | 平成一百十六年 | 平成一百十七年 | 平成一百十八年 | 平成一百十九年 | 平成一百二十年 | 平成一百二十一年 | 平成一百二十二年 | 平成一百二十三年 | 平成一百二十四年 | 平成一百二十五年 | 平成一百二十六年 | 平成一百二十七年 | 平成一百二十八年 | 平成一百二十九年 | 平成一百三十年 | 平成一百三十一年 | 平成一百三十二年 | 平成一百三十三年 | 平成一百三十四年 | 平成一百三十五年 | 平成一百三十六年 | 平成一百三十七年 | 平成一百三十八年 | 平成一百三十九年 | 平成一百四十年 | 平成一百四十一年 | 平成一百四十二年 | 平成一百四十三年 | 平成一百四十四年 | 平成一百四十五年 | 平成一百四十六年 | 平成一百四十七年 | 平成一百四十八年 | 平成一百四十九年 | 平成一百五十年 | 平成一百五十一年 | 平成一百五十二年 | 平成一百五十三年 | 平成一百五十四年 | 平成一百五十五年 | 平成一百五十六年 | 平成一百五十七年 | 平成一百五十八年 | 平成一百五十九年 | 平成一百六十年 | 平成一百六十一年 | 平成一百六十二年 | 平成一百六十三年 | 平成一百六十四年 | 平成一百六十五年 | 平成一百六十六年 | 平成一百六十七年 | 平成一百六十八年 | 平成一百六十九年 | 平成一百七十年 | 平成一百七十一年 | 平成一百七十二年 | 平成一百七十三年 | 平成一百七十四年 | 平成一百七十五年 | 平成一百七十六年 | 平成一百七十七年 | 平成一百七十八年 | 平成一百七十九年 | 平成一百八十年 | 平成一百八十一年 | 平成一百八十二年 | 平成一百八十三年 | 平成一百八十四年 | 平成一百八十五年 | 平成一百八十六年 | 平成一百八十七年 | 平成一百八十八年 | 平成一百八十九年 | 平成一百九十年 | 平成一百九十一年 | 平成一百九十二年 | 平成一百九十三年 | 平成一百九十四年 | 平成一百九十五年 | 平成一百九十六年 | 平成一百九十七年 | 平成一百九十八年 | 平成一百九十九年 | 平成二百年 | 平成二百一年 | 平成二百二年 | 平成二百三年 | 平成二百四年 | 平成二百五年 | 平成二百六年 | 平成二百七年 | 平成二百八年 | 平成二百九年 | 平成二百十年 | 平成二百十一年 | 平成二百十二年 | 平成二百十三年 | 平成二百十四年 | 平成二百十五年 | 平成二百十六年 | 平成二百十七年 | 平成二百十八年 | 平成二百十九年 | 平成二百二十年 | 平成二百二十一年 | 平成二百二十二年 | 平成二百二十三年 | 平成二百二十四年 | 平成二百二十五年 | 平成二百二十六年 | 平成二百二十七年 | 平成二百二十八年 | 平成二百二十九年 | 平成二百三十年 | 平成二百三十一年 | 平成二百三十二年 | 平成二百三十三年 | 平成二百三十四年 | 平成二百三十五年 | 平成二百三十六年 | 平成二百三十七年 | 平成二百三十八年 | 平成二百三十九年 | 平成二百四十年 | 平成二百四十一年 | 平成二百四十二年 | 平成二百四十三年 | 平成二百四十四年 | 平成二百四十五年 | 平成二百四十六年 | 平成二百四十七年 | 平成二百四十八年 | 平成二百四十九年 | 平成二百五十年 | 平成二百五十一年 | 平成二百五十二年 | 平成二百五十三年 | 平成二百五十四年 | 平成二百五十五年 | 平成二百五十六年 | 平成二百五十七年 | 平成二百五十八年 | 平成二百五十九年 | 平成二百六十年 | 平成二百六十一年 | 平成二百六十二年 | 平成二百六十三年 | 平成二百六十四年 | 平成二百六十五年 | 平成二百六十六年 | 平成二百六十七年 | 平成二百六十八年 | 平成二百六十九年 | 平成二百七十年 | 平成二百七十一年 | 平成二百七十二年 | 平成二百七十三年 | 平成二百七十四年 | 平成二百七十五年 | 平成二百七十六年 | 平成二百七十七年 | 平成二百七十八年 | 平成二百七十九年 | 平成二百八十年 | 平成二百八十一年 | 平成二百八十二年 | 平成二百八十三年 | 平成二百八十四年 | 平成二百八十五年 | 平成二百八十六年 | 平成二百八十七年 | 平成二百八十八年 | 平成二百八十九年 | 平成二百九十年 | 平成二百九十一年 | 平成二百九十二年 | 平成二百九十三年 | 平成二百九十四年 | 平成二百九十五年 | 平成二百九十六年 | 平成二百九十七年 | 平成二百九十八年 | 平成二百九十九年 | 平成三百年 | 平成三百一年 | 平成三百二年 | 平成三百三年 | 平成三百四年 | 平成三百五年 | 平成三百六年 | 平成三百七年 | 平成三百八年 | 平成三百九年 | 平成三百十年 | 平成三百十一年 | 平成三百十二年 | 平成三百十三年 | 平成三百十四年 | 平成三百十五年 | 平成三百十六年 | 平成三百十七年 | 平成三百十八年 | 平成三百十九年 | 平成三百二十年 | 平成三百二十一年 | 平成三百二十二年 | 平成三百二十三年 | 平成三百二十四年 | 平成三百二十五年 | 平成三百二十六年 | 平成三百二十七年 | 平成三百二十八年 | 平成三百二十九年 | 平成三百三十年 | 平成三百三十一年 | 平成三百三十二年 | 平成三百三十三年 | 平成三百三十四年 | 平成三百三十五年 | 平成三百三十六年 | 平成三百三十七年 | 平成三百三十八年 | 平成三百三十九年 | 平成三百四十年 | 平成三百四十一年 | 平成三百四十二年 | 平成三百四十三年 | 平成三百四十四年 | 平成三百四十五年 | 平成三百四十六年 | 平成三百四十七年 | 平成三百四十八年 | 平成三百四十九年 | 平成三百五十年 | 平成三百五十一年 | 平成三百五十二年 | 平成三百五十三年 | 平成三百五十四年 | 平成三百五十五年 | 平成三百五十六年 | 平成三百五十七年 | 平成三百五十八年 | 平成三百五十九年 | 平成三百六十年 | 平成三百六十一年 | 平成三百六十二年 | 平成三百六十三年 | 平成三百六十四年 | 平成三百六十五年 | 平成三百六十六年 | 平成三百六十七年 | 平成三百六十八年 | 平成三百六十九年 | 平成三百七十年 | 平成三百七十一年 | 平成三百七十二年 | 平成三百七十三年 | 平成三百七十四年 | 平成三百七十五年 | 平成三百七十六年 | 平成三百七十七年 | 平成三百七十八年 | 平成三百七十九年 | 平成三百八十年 | 平成三百八十一年 | 平成三百八十二年 | 平成三百八十三年 | 平成三百八十四年 | 平成三百八十五年 | 平成三百八十六年 | 平成三百八十七年 | 平成三百八十八年 | 平成三百八十九年 | 平成三百九十年 | 平成三百九十一年 | 平成三百九十二年 | 平成三百九十三年 | 平成三百九十四年 | 平成三百九十五年 | 平成三百九十六年 | 平成三百九十七年 | 平成三百九十八年 | 平成三百九十九年 | 平成四百年 | 平成四百一年 | 平成四百二年 | 平成四百三年 | 平成四百四年 | 平成四百五年 | 平成四百六年 | 平成四百七年 | 平成四百八年 | 平成四百九年 | 平成四百十年 | 平成四百十一年 | 平成四百十二年 | 平成四百十三年 | 平成四百十四年 | 平成四百十五年 | 平成四百十六年 | 平成四百十七年 | 平成四百十八年 | 平成四百十九年 | 平成四百二十年 | 平成四百二十一年 | 平成四百二十二年 | 平成四百二十三年 | 平成四百二十四年 | 平成四百二十五年 | 平成四百二十六年 | 平成四百二十七年 | 平成四百二十八年 | 平成四百二十九年 | 平成四百三十年 | 平成四百三十一年 | 平成四百三十二年 | 平成四百三十三年 | 平成四百三十四年 | 平成四百三十五年 | 平成四百三十六年 | 平成四百三十七年 | 平成四百三十八年 | 平成四百三十九年 | 平成四百四十年 | 平成四百四十一年 | 平成四百四十二年 | 平成四百四十三年 | 平成四百四十四年 | 平成四百四十五年 | 平成四百四十六年 | 平成四百四十七年 | 平成四百四十八年 | 平成四百四十九年 | 平成四百五十年 | 平成四百五十一年 | 平成四百五十二年 | 平成四百五十三年 | 平成四百五十四年 | 平成四百五十五年 | 平成四百五十六年 | 平成四百五十七年 | 平成四百五十八年 | 平成四百五十九年 | 平成四百六十年 | 平成四百六十一年 | 平成四百六十二年 | 平成四百六十三年 | 平成四百六十四年 | 平成四百六十五年 | 平成四百六十六年 | 平成四百六十七年 | 平成四百六十八年 | 平成四百六十九年 | 平成四百七十年 | 平成四百七十一年 | 平成四百七十二年 | 平成四百七十三年 | 平成四百七十四年 | 平成四百七十五年 | 平成四百七十六年 | 平成四百七十七年 | 平成四百七十八年 | 平成四百七十九年 | 平成四百八十年 | 平成四百八十一年 | 平成四百八十二年 | 平成四百八十三年 | 平成四百八十四年 | 平成四百八十五年 | 平成四百八十六年 | 平成四百八十七年 | 平成四百八十八年 | 平成四百八十九年 | 平成四百九十年 | 平成四百九十一年 | 平成四百九十二年 | 平成四百九十三年 | 平成四百九十四年 | 平成四百九十五年 | 平成四百九十六年 | 平成四百九十七年 | 平成四百九十八年 | 平成四百九十九年 | 平成五百年 | 平成五百一年 | 平成五百二年 | 平成五百三年 | 平成五百四年 | 平成五百五年 | 平成五百六年 | 平成五百七年 | 平成五百八年 | 平成五百九年 | 平成五百十年 | 平成五百十一年 | 平成五百十二年 | 平成五百十三年 | 平成五百十四年 | 平成五百十五年 | 平成五百十六年 | 平成五百十七年 | 平成五百十八年 | 平成五百十九年 | 平成五百二十年 | 平成五百二十一年 | 平成五百二十二年 | 平成五百二十三年 | 平成五百二十四年 | 平成五百二十五年 | 平成五百二十六年 | 平成五百二十七年 | 平成五百二十八年 | 平成五百二十九年 | 平成五百三十年 | 平成五百三十一年 | 平成五百三十二年 | 平成五百三十三年 | 平成五百三十四年 | 平成五百三十五年 | 平成五百三十六年 | 平成五百三十七年 | 平成五百三十八年 | 平成五百三十九年 | 平成五百四十年 | 平成五百四十一年 | 平成五百四十二年 | 平成五百四十三年 | 平成五百四十四年 | 平成五百四十五年 | 平成五百四十六年 | 平成五百四十七年 | 平成五百四十八年 | 平成五百四十九年 | 平成五百五十年 | 平成五百五十一年 | 平成五百五十二年 | 平成五百五十三年 | 平成五百五十四年 | 平成五百五十五年 | 平成五百五十六年 | 平成五百五十七年 | 平成五百五十八年 | 平成五百五十九年 | 平成五百六十年 | 平成五百六十一年 | 平成五百六十二年 | 平成五百六十三年 | 平成五百六十四年 | 平成五百六十五年 | 平成五百六十六年 | 平成五百六十七年 | 平成五百六十八年 | 平成五百六十九年 | 平成五百七十年 | 平成五百七十一年 | 平成五百七十二年 | 平成五百七十三年 | 平成五百七十四年 | 平成五百七十五年 | 平成五百七十六年 | 平成五百七十七年 | 平成五百七十八年 | 平成五百七十九年 | 平成五百八十年 | 平成五百八十一年 | 平成五百八十二年 | 平成五百八十三年 | 平成五百八十四年 | 平成五百八十五年 | 平成五百八十六年 | 平成五百八十七年 | 平成五百八十八年 | 平成五百八十九年 | 平成五百九十年 | 平成五百九十一年 | 平成五百九十二年 | 平成五百九十三年 | 平成五百九十四年 | 平成五百九十五年 | 平成五百九十六年 | 平成五百九十七年 | 平成五百九十八年 | 平成五百九十九年 | 平成六百年 | 平成六百一年 | 平成六百二年 | 平成六百三年 | 平成六百四年 | 平成六百五年 | 平成六百六年 | 平成六百七年 | 平成六百八年 | 平成六百九年 | 平成六百十年 | 平成六百十一年 | 平成六百十二年 | 平成六百十三年 | 平成六百十四年 | 平成六百十五年 | 平成六百十六年 | 平成六百十七年 | 平成六百十八年 | 平成六百十九年 | 平成六百二十年 | 平成六百二十一年 | 平成六百二十二年 | 平成六百二十三年 | 平成六百二十四年 | 平成六百二十五年 | 平成六百二十六年 | 平成六百二十七年 | 平成六百二十八年 | 平成六百二十九年 | 平成六百三十年 | 平成六百三十一年 | 平成六百三十二年 | 平成六百三十三年 | 平成六百三十四年 | 平成六百三十五年 | 平成六百三十六年 | 平成六百三十七年 | 平成六百三十八年 | 平成六百三十九年 | 平成六百四十年 | 平成六百四十一年 | 平成六百四十二年 | 平成六百四十三年 | 平成六百四十四年 | 平成六百四十五年 | 平成六百四十六年 | 平成六百四十七年 | 平成六百四十八年 | 平成六百四十九年 | 平成六百五十年 | 平成六百五十一年 | 平成六百五十二年 | 平成六百五十三年 | 平成六百五十四年 | 平成六百五十五年 | 平成六百五十六年 | 平成六百五十七年 | 平成六百五十八年 | 平成六百五十九年 | 平成六百六十年 | 平成六百六十一年 | 平成六百六十二年 | 平成六百六十三年 | 平成六百六十四年 | 平成六百六十五年 | 平成六百六十六年 | 平成六百六十七年 | 平成六百六十八年 | 平成六百六十九年 | 平成六百七十年 | 平成六百七十一年 | 平成六百七十二年 | 平成六百七十三年 | 平成六百七十四年 | 平成六百七十五年 | 平成六百七十六年 | 平成六百七十七年 | 平成六百七十八年 | 平成六百七十九年 | 平成六百八十年 | 平成六百八十一年 | 平成六百八十二年 | 平成六百八十三年 | 平成六百八十四年 | 平成六百八十五年 | 平成六百八十六年 | 平成六百八十七年 | 平成六百八十八年 | 平成六百八十九年 | 平成六百九十年 | 平成六百九十一年 | 平成六百九十二年 | 平成六百九十三年 | 平成六百九十四年 | 平成六百九十五年 | 平成六百九十六年 | 平成六百九十七年 | 平成六百九十八年 | 平成六百九十九年 | 平成七百年 | 平成七百一年 | 平成七百二年 | 平成七百三年 | 平成七百四年 | 平成七百五年 | 平成七百六年 | 平成七百七年 | 平成七百八年 | 平成七百九年 | 平成七百十年 | 平成七百十一年 | 平成七百十二年 | 平成七百十三年 | 平成七百十四年 | 平成七百十五年 | 平成七百十六年 | 平成七百十七年 | 平成七百十八年 | 平成七百十九年 | 平成七百二十年 | 平成七百二十一年 | 平成七百二十二年 | 平成七百二十三年 | 平成七百二十四年 | 平成七百二十五年 | 平成七百二十六年 | 平成七百二十七年 | 平成七百二十八年 | 平成七百二十九年 | 平成七百三十年 | 平成七百三十一年 | 平成七百三十二年 | 平成七百三十三年 | 平成七百三十四年 | 平成七百三十五年 | 平成七百三十六年 | 平成七百三十七年 | 平成七百三十八年 | 平成七百三十九年 | 平成七百四十年 | 平成七百四十一年 | 平成七百四十二年 | 平成七百四十三年 | 平成七百四十四年 | 平成七百四十五年 | 平成七百四十六年 | 平成七百四十七年 | 平成七百四十八年 | 平成七百四十九年 | 平成七百五十年 | 平成七百五十一年 | 平成七百五十二年 | 平成七百五十三年 | 平成七百五十四年 | 平成七百五十五年 | 平成七百五十六年 | 平成七百五十七年 | 平成七百五十八年 | 平成七百五十九年 | 平成七百六十年 | 平成七百六十一年 | 平成七百六十二年 | 平成七百六十三年 | 平成七百六十四年 | 平成七百六十五年 | 平成七百六十六年 | 平成七百六十七年 | 平成七百六十八年 | 平成七百六十九年 | 平成七百七十年 | 平成七百七十一年 | 平成七百七十二年 | 平成七百七十三年 | 平成七百七十四年 | 平成七百七十五年 | 平成七百七十六年 | 平成七百七十七年 | 平成七百七十八年 | 平成七百七十九年 | 平成七百八十年 | 平成七百八十一年 | 平成七百八十二年 | 平成七百八十三年 | 平成七百八十四年 | 平成七百八十五年 | 平成七百八十六年 | 平成七百八十七年 | 平成七百八十八年 | 平成七百八十九年 | 平成七百九十年 | 平成七百九十一年 | 平成七百九十二年 | 平成七百九十三年 | 平成七百九十四年 | 平成七百九十五年 | 平成七百九十六年 | 平成七百九十七年 | 平成七百九十八年 | 平成七百九十九年 | 平成八百年 | 平成八百一年 | 平成八百二年 | 平成八百三年 | 平成八百四年 | 平成八百五年 | 平成八百六年 | 平成八百七年 | 平成八百八年 | 平成八百九年 | 平成八百十年 | 平成八百十一年 | 平成八百十二年 | 平成八百十三年 | 平成八百十四年 | 平成八百十五年 | 平成八百十六年 | 平成八百十七年 | 平成八百十八年 | 平成八百十九年 | 平成八百二十年 | 平成八百二十一年 | 平成八百二十二年 | 平成八百二十三年 | 平成八百二十四年 | 平成八百二十五年 | 平成八百二十六年 | 平成八百二十七年 | 平成八百二十八年 | 平成八百二十九年 | 平成八百三十年 | 平成八百三十一年 | 平成八百三十二年 | 平成八百三十三年 | 平成八百三十四年 | 平成八百三十五年 | 平成八百三十六年 | 平成八百三十七年 | 平成八百三十八年 | 平成八百三十九年 | 平成八百四十年 | 平成八百四十一年 | 平成八百四十二年 | 平成八百四十三年 | 平成八百四十四年 | 平成八百四十五年 | 平成八百四十六年 | 平成八百四十七年 | 平成八百四十八年 | 平成八百四十九年 | 平成八百五十年 | 平成八百五十一年 | 平成八百五十二年 | 平成八百五十三年 | 平成八百五十四年 | 平成八百五十五年 | 平成八百五十六年 | 平成八百五十七年 | 平成八百五十八年 | 平成八百五十九年 | 平成八百六十年 | 平成八百六十一年 | 平成八百六十二年 | 平成八百六十三年 | 平成八百六十四年 | 平成八百六十五年 | 平成八百六十六年 | 平成八百六十七年 | 平成八百六十八年 | 平成八百六十九年 | 平成八百七十年 | 平成八百七十一年 | 平成八百七十二年 | 平成八百七十三年 | 平成八百七十四年 | 平成八百七十五年 | 平成八百七十六年 | 平成八百七十七年 | 平成八百七十八年 | 平成八百七十九年 | 平成八百八十年 | 平成八百八十一年 | 平成八百八十二年 | 平成八百八十三年 | 平成八百八十四年 | 平成八百八十五年 | 平成八百八十六年 | 平成八百八十七年 | 平成八百八十八年 | 平成八百八十九年 | 平成八百九十年 | 平成八百九十一年 | 平成八百九十二年 | 平成八百九十三年 | 平成八百九十四年 | 平成八百九十五年 | 平成八百九十六年 | 平成八百九十七年 | 平成八百九十八年 | 平成八百九十九年 | 平成九百年 | 平成九百一年 | 平成九百二年 | 平成九百三年 | 平成九百四年 | 平成九百五年 | 平成九百六年 | 平成九百七年 | 平成九百八年 | 平成九百九年 | 平成九百十年 | 平成九百十一年 | 平成九百十二年 | 平成九百十三年 | 平成九百十四年 | 平成九百十五年 | 平成九百十六年 | 平成九百十七年 | 平成九百十八年 | 平成九百十九年 | 平成九百二十年 | 平成九百二十一年 | 平成九百二十二年 | 平成九百二十三年 | 平成九百二十四年 | 平成九百二十五年 | 平成九百二十六年 | 平成九百二十七年 | 平成九百二十八年 | 平成九百二十九年 | 平成九百三十年 | 平成九百三十一年 | 平成九百三十二年 | 平成九百三十三年 | 平成九百三十四年 | 平成九百三十五年 | 平成九百三十六年 | 平成九百三十七年 | 平成九百三十八年 | 平成九百三十九年 | 平成九百四十年 | 平成九百四十一年 | 平成九百四十二年 | 平成九百四十三年 | 平成九百四十四年 | 平成九百四十五年 | 平成九百四十六年 | 平成九百四十七年 | 平成九百四十八年 | 平成九百四十九年 | 平成九百五十年 | 平成九百五十一年 | 平成九百五十二年 | 平成九百五十三年 | 平成九百五十四年 | 平成九百五十五年 | 平成九百五十六年 | 平成九百五十七年 | 平成九百五十八年 | 平成九百五十九年 | 平成九百六十年 | 平成九百六十一年 | 平成九百六十二年 | 平成九百六十三年 | 平成九百六十四年 | 平成九百六十五年 | 平成九百六十六年 | 平成九百六十七年 | 平成九百六十八年 | 平成九百六十九年 | 平成九百七十年 | 平成九百七十一年 | 平成九百七十二年 | 平成九百七十三年 | 平成九百七十四年 | 平成九百七十五年 | 平成九百七十六年 | 平成九百七十七年 | 平成九百七十八年 | 平成九百七十九年 | 平成九百八十年 | 平成九百八十一年 | 平成九百八十二年 | 平成九百八十三年 | 平成九百八十四年 | 平成九百八十五年 | 平成九百八十六年 | 平成九百八十七年 | 平成九百八十八年 | 平成九百八十九年 | 平成九百九十年 | 平成九百九十一年 | 平成九百九十二年 | 平成九百九十三年 | 平成九百九十四年 | 平成九百九十五年 | 平成九百九十六年 | 平成九百九十七年 | 平成九百九十八年 | 平成九百九十九年 | 平成一千年 | 平成一千一年 | 平成一千二年 | 平成一千三年 | 平成一千四年 | 平成一千五年 | 平成一千六年 | 平成一千七年 | 平成一千八年 | 平成一千九年 | 平成一千十年 | 平成一千十一年 | 平成一千十二年 | 平成一千十三年 | 平成一千十四年 | 平成一千十五年 | 平成一千十六年 | 平成一千十七年 | 平成一千十八年 | 平成一千十九年 | 平成一千二十年 | 平成一千二十一年 | 平成一千二十二年 | 平成一千二十三年 | 平成一千二十四年 | 平成一千二十五年 | 平成一千二十六年 | 平成一千二十七年 | 平成一千二十八年 | 平成一千二十九年 | 平成一千三十年 | 平成一千三十一年 | 平成一千三十二年 | 平成一千三十三年 | 平成一千三十四年 | 平成一千三十五年 | 平成一千三十六年 | 平成一千三十七年 | 平成一千三十八年 | 平成一千三十九年 | 平成一千四十年 | 平成一千四十一年 | 平成一千四十二年 | 平成一千四十三年 | 平成一千四十四年 | 平成一千四十五年 | 平成一千四十六年 | 平成一千四十七年 | 平成一千四十八年 | 平成一千四十九年 | 平成一千五十年 | 平成一千五十一年 | 平成一千五十二年 | 平成一千五十三年 | 平成一千五十四年 | 平成一千五十五年 | 平成一千五十六年 | 平成一千五十七年 | 平成一千五十八年 | 平成一千五十九年 | 平成一千六十年 | 平成一千六十一年 | 平成一千六十二年 | 平成一千六十三年 | 平成一千六十四年 | 平成一千六十五年 | 平成一千六十六年 | 平成一千六十七年 | 平成一千六十八年 | 平成一千六十九年 | 平成一千七十年 | 平成一千七十一年 | 平成一千七十二年 | 平成一千七十三年 | 平成一千七十四年 | 平成一千七十五年 | 平成一千七十六年 | 平成一千七十七年 | 平成一千七十八年 | 平成一千七十九年 | 平成一千八十年 | 平成一千八十一年 | 平成一千八十二年 | 平成一千八十三年 | 平成一千八十四年 | 平成一千八十五年 | 平成一千八十六年 | 平成一千八十七年 | 平成一千八十八年 | 平成一千八十九年 | 平成一千九十年 | 平成一千九十一年 | 平成一千九十二年 | 平成一千九十三年 | 平成一千九十四年 | 平成一千九十五年 | 平成一千九十六年 | 平成一千九十七年 | 平成一千九十八年 | 平成一千九十九年 | 平成一千一百年 | 平成一千一百一年 | 平成一千一百二年 | 平成一千一百三年 | 平成一千一百四年 | 平成一千一百五年 | 平成一千一百六年 | 平成一千一百七年 | 平成一千一百八年 | 平成一千一百九年 | 平成一千一百十年 | 平成一千一百十一年 | 平成一千一百十二年 | 平成一千一百十三年 | 平成一千一百十四年 | 平成一千一百十五年 | 平成一千一百十六年 | 平成一千一百十七年 | 平成一千一百十八年 | 平成一千一百十九年 | 平成一千一百二十年 | 平成一千一百二十一年 | 平成一千一百二十二年 | 平成一千一百二十三年 | 平成一千一百二十四年 | 平成一千一百二十五年 | 平成一千一百二十六年 | 平成一千一百二十七年 | 平成一千一百二十八年 | 平成一千一百二十九年 | 平成一千一百三十年 | 平成一千一百三十一年 | 平成一千一百三十二年 | 平成一千一百三十三年 | 平成一千一百三十四年 | 平成一千一百三十五年 | 平成一千一百三十六年 | 平成一千一百三十七年 | 平成一千一百三十八年 | 平成一千一百三十九年 | 平成一千一百四十年 | 平成一千一百四十一年 | 平成一千一百四十二年 | 平成一千一百四十三年 | 平成一千一百四十四年 | 平成一千一百四十五年 | 平成一千一百四十六年 | 平成一千一百四十七年 | 平成一千一百四十八年 | 平成一千一百四十九年 | 平成一千一百五十年 | 平成一千一百五十一年 | 平成一千一百五十二年 | 平成一千一百五十三年 | 平成一千一百五十四年 | 平成一千一百五十五年 | 平成一千一百五十六年 | 平成一千一百五十七年 | 平成一千一百五十八年 | 平成一千一百五十九年 | 平成一千一百六十年 | 平成一千一百六十一年 | 平成一千一百六十二年 | 平成一千一百六十三年 | 平成一千一百六十四年 | 平成一千一百六十五年 | 平成一千一百六十六年 | 平成一千一百六十七年 | 平成一千一百六十八年 | 平成一千一百六十九年 | 平成一千一百七十年 | 平成一千一百七十一年 | 平成一千一百七十二年 | 平成一千一百七十三年 | 平成一千一百七十四年 | 平成一千一百七十五年 | 平成一千一百七十六年 | 平成一千一百七十七年 | 平成一千一百七十八年 | 平成一千一百七十九年 | 平成一千一百八十年 | 平成一千一百八十一年 | 平成一千一百八十二年 | 平成一千一百八十三年 | 平成一千一百八十四年 | 平成一千一百八十五年 | 平成一千一百八十六年 | 平成一千一百八十七年 | 平成一千一百八十八年 | 平成一千一百八十九年 | 平成一千一百九十年 | 平成一千一百九十一年 | 平成一千一百九十二年 | 平成一千一百九十三年 | 平成一千一百九十四年 | 平成一千一百九十五年 | 平成一千一百九十六年 | 平成一千一百九十七年 | 平成一千一百九十八年 | 平成一千一百九十九年 | 平成一千二百年 | 平成一千二百一年 | 平成一千二百二年 | 平成一千二百三年 | 平成一千二百四年 | 平成一千二百五年 | 平成一千二百六年 | 平成一千二百七年 | 平成一千二百八年 | 平成一千二百九年 | 平成一千二百十年 | 平成一千二百十一年 | 平成一千二百十二年 | 平成一千二百十三年 | 平成一千二百十四年 | 平成一千二百十五年 | 平成一千二百十六年 | 平成一千二百十七年 | 平成一千二百十八年 | 平成一千二百十九年 | 平成一千二百二十年 | 平成一千二百二十一年 | 平成一千二百二十二年 | 平成一千二百二十三年 | 平成一千二百二十四年 | 平成一千二百二十五年 | 平成一千二百二十六年 | 平成一千二百二十七年 | 平成一千二百二十八年 | 平成一千二百二十九年 | 平成一千二百三十年 | 平成一千二百三十一年 | 平成一千二百三十二年 | 平成一千二百三十三年 | 平成一千二百三十四年 | 平成一千二百三十五年 | 平成一千二百三十六年 | 平成一千二百三十七年 | 平成一千二百三十八年 | 平成一千二百三十九年 | 平成一千二百四十年 | 平成一千二百四十一年 | 平成一千二百四十二年 | 平成一千二百四十三年 | 平成一千二百四十四年 | 平成一千二百四十五年 | 平成一千二百四十六年 | 平成一千二百四十七年 | 平成一千二百四十八年 | 平成一千二百四十九年 | 平成一千二百五十年 | 平成一千二百五十一年 | 平成一千二百五十二年 | 平成一千二百五十三年 | 平成一千二百五十四年 | 平成一千二百五十五年 | 平成一千二百五十六年 | 平成一千二百五十七年 | 平成一千二百五十八年 | 平成一千二百五十九年 | 平成一千二百六十年 | 平成一千二百六十一年 | 平成一千二百六十二年 | 平成一千二百六十三年 | 平成一千二百六十四年 | 平成一千二百六十五年 | 平成一千二百六十六年 | 平成一千二百六十七年 | 平成一千二百六十八年 | 平成一千二百六十九年 | 平成一千二百七十年 | 平成一千二百七十一年 | 平成一千二百七十二年 | 平成一千二百七十三年 | 平成一千二百七十四年 | 平成一千二百七十五年 | 平成一千二百七十六年 | 平成一千二百七十七年 | 平成一千二百七十八年 | 平成一千二百七十九年 | 平成一千二百八十年 | 平成一千二百八十一年 | 平成一千二百八十二年 | 平成一千二百八十三年 | 平成一千二百八十四年 | 平成一千二百八十五年 | 平成一千二百八十六年 | 平成一千二百八十七年 | 平成一千二百八十八年 | 平成一千二百八十九年 | 平成一千二百九十年 | 平成一千二百九十一年 | 平成一千二百九十二年 | 平成一千二百九十三年 | 平成一千二百九十四年 | 平成一千二百九十五年 | 平成一千二百九十六年 | 平成一千二百九十七年 | 平成一千二百九十八年 | 平成一千二百九十九年 | 平成一千三百年 | 平成一千三百一年 | 平成一千三百二年 | 平成一千三百三年 | 平成一千三百四年 | 平成一千三百五年 | 平成一千三百六年 | 平成一千三百七年 | 平成一千三百八年 | 平成一千三百九年 | 平成一千三百十年 | 平成一千三百十一年 | 平成一千三百十二年 | 平成一千三百十三年 | 平成一千三百十四年 | 平成一千三百十五年 | 平成一千三百十六年 | 平成一千三百十七年 | 平成一千三百十八年 | 平成一千三百十九年 | 平成一千三百二十年 | 平成一千三百二十一年 | 平成一千三百二十二年 | 平成一千三百二十三年 | 平成一千三百二十四年 | 平成一千三百二十五年 | 平成一千三百二十六年 | 平成一千三百二十七年 | 平成一千三百二十八年 | 平成一千三百二十九年 | 平成一千三百三十年 | 平成一千三百三十一年 | 平成一千三百三十二年 | 平成一千三百三十三年 | 平成一千三百三十四年 | 平成一千三百三十五年 | 平成一千三百三十六年 | 平成一千三百三十七年 | 平成一千三百三十八年 | 平成一千三百三十九年 | 平成一千三百四十年 | 平成一千三百四十一年 | 平成一千三百四十二年 | 平成一千三百四十三年 | 平成一千三百四十四年 | 平成一千三百四十五年 | 平成一千三百四十六年 | 平成一千三百四十七年 | 平成一千三百四十八年 | 平成一千三百四十九年 | 平成一千三百五十年 | 平成一千三百五十一年 | 平成一千三百五十二年 | 平成一千三百五十三年 | 平成一千三百五十四年 | 平成一千三百五十五年 | 平成一千三百五十六年 | 平成一千三百五十七年 | 平成一千三百五十八年 | 平成一千三百五十九年 | 平成一千三百六十年 | 平成一千三百六十一年 | 平成一千三百六十二年 | 平成一千三百六十三年 | 平成一千三百六十四年 | 平成一千三百六十五年 | 平成一千三百六十六年 | 平成一千三百六十七年 | 平成一千三百六十八年 | 平成一千三百六十九年 | 平成一千三百七十年 | 平成一千三百七十一年 | 平成一千三百七十二年 | 平成一千三百七十三年 | 平成一千三百七十四年 | 平成一千三百七十五年 | 平成一千三百七十六年 | 平成一千三百七十七年 | 平成一千三百七十八年 | 平成一千三百七十九年 | 平成一千三百八十年 | 平成一千三百八十一年 | 平成一千三百八十二年 | 平成一千三百八十三年 | 平成一千三百八十四年 | 平成一千三百八十五年 | 平成一千三百八十六年 | 平成一千三百八十七年 | 平成一千三百八十八年 | 平成一千三百八十九年 | 平成一千三百九十年 | 平成一千三百九十一年 | 平成一千三百九十二年 | 平成一千三百九十三年 | 平成一千三百九十四年 | 平成一千三百九十五年 | 平成一千三百九十六年 | 平成一千三

| 役刑 | | |

救護事業

○兵庫縣出獄者保護會の近況

（其一）

保護人員　刑法施行前　自四月至九月　刑法施行後　自十月至三月　計

直接保護　人員　一五　一一　三〇
　　延人員　一〇五八　八四七　二四八一
間接保護　人員　一　一　一
　　延人員　五四九　一　一
合計　人員　一九　一一　三〇
　　延人員　一六〇七　八七四　二四八一

婦人ノ保護ニハ其設備不完全ナルヲ以テ婦女ノ免囚ハ保護セス

（其二）

保護ノ始期ヨリ現今ニ至ル迄デノ期間別

區分	人員	定期寄附金	臨時寄附金	被保護者勞役金
二年以上	一	一	一	一
一年六月以上	一	一	一	一
三月以上	二	一	一	一
三月以上未滿	三	一	一	一
合計	五	四	四	四

明治四十二年四月一日現在

	内譯	保護ヲ解キタル者ノ生活狀態	（明治四十二年四月一日現在）
保護場ニ起臥シ備主ノ許ニ通勤スル者	一	一家ヲ組織シ洋服裁縫ニ從事シ月收二十圓以上ヲ得ル者	一
備主ノ許ニ起臥スルモ尚ホ保護場ノ手ニ保護スルモノ	二	煉瓦職ニテ備主ノ許ニ起臥シ月收拾五圓ヲ得ル者	二
保護場内ニ工場ヲ設備セス	一	一家ヲ組織シ大工ニテ月收十八圓以上ヲ得ル者	一
	一	靴工ニテ備主ノ許ニ住居シ月收廿四圓ヲ得ル者	一
	一	一家ヲ組織シ沖仲仕ニ從事シ月收拾八圓以上ヲ得ル者	一
	一	機械職ニテ月收拾五圓ヲ得ル者	一
	一	土木手傳職ニシテ備主ノ許ニ住居シ月收拾五圓以上ヲ得ル者	二
	一	一家ヲ組織シ表具師ニテ月收三拾圓ヲ得ル者	一
	一	電氣職工ニテ備主ノ許ニ起臥シ月收拾貳圓ヲ得ル者	一
	一	會社員ニテ社宅ニ住居シ月收拾貳圓ヲ得ル者	一
	一	朝鮮釜山ニ移住シ商業ニ從事スル者	一
	三	再ビ入監シタル者	三
	三	行衞不明者	三
	一九	合計	一九

（其四）

收支決算（明治四十一年度自一月至十二月概略）

收入之部

一金貳百五拾圓五拾錢	本年度支出
一金六百八圓四拾八錢五厘	前年度負債
一金六百拾六圓貳拾八錢	
合計金壹千四百七拾五圓貳拾六錢五厘	
差引金壹百〇五圓七拾八錢	不足

支出之部

一金壹千四百七拾五圓拾貳錢	
一金壹百〇五圓九拾貳錢五厘	
合計金壹千五百八拾壹圓〇四錢五厘	
令計金壹千四百七拾五圓貳拾六錢五厘	

○臺灣の保護事業狀況

臺灣の監獄は今や內地の監獄の設備に劣らざるのみか或點に於ては寧ろ進歩せんとする傾ありとは屢次聞く處なるが兩三年前着手したる出獄人保護事業に就ても亦新進の勢あり將來望を囑せられつゝあり同島に設けある三箇の保護場は創立以來本年三月までに六十七名を保護せる由にて其內臺灣土人は二十九名內地人三十八名にして月末現在は五十一名なりと又同地にては監獄にて授けたる作業を出獄後自活の途に充つるには稍便利なりと云

雜錄

○在監者逃走に就て

長屋又輔

前略此度本監の珍事は甚た慨惡の至に御座候而して震寒にも潰癰に候は眞看守の失ひ候一事に御座候幸に逃囚は手に入り始末も存き少しは快感を覺へ申候事實は別紙に詳議致御手許に差出候間雜誌に御掲載相願候小生の腹藏は他監の鑑成にも可相成且つ本監の吏員も常に此度の始末詳書を座右に置き戒飭と爲致度と存候間貴紙迄願候次第宜數御諒察可被下度

有の件に付札幌裁判所檢事臼杵九郎氏出張（最初看守の殺されしと時と其後囚徒を斬殺せし時と兩度來れり）何も都合よろしく囚徒を斬殺せしは正當の行爲と認め不起訴との事昨日檢事局より公文通知有之候尚消防夫の助勢せしも正當防衞と認むと附記有之候此は斯くなくてはならぬと最初より信居候先は右申上度如此御座候

横濱市花咲町六丁目七十八番地

平民無職義一事

強盜有期懲役十七年

矢野善齊

明治十一年九月廿四日生

明治四十一年十一月六日東京控訴院言渡

群馬縣吾妻郡岩島村大字松谷村
十二番地平民無職　雨宮濱十

强盜傷人有期徒刑十五年　明治十八年三月廿八日生

明治四十一年六月十七日前橋地方裁判所言渡
明治四十二年五月廿九日外役第十一號囚員四十四名を看守三名に戒護せしめ本監構内に於て浴場建築土工に就業せしめたり同日午後四時二十分に至り一同罷役擔當看守囚員點檢を爲し一方就役器械の檢査を爲したるに何れも異狀なく各囚に手を洗はしむ（手を洗はしむるには横壹尺五寸縱八寸深五寸の箱六個を排列し置き囚人を其の兩側に立たしめ一個に付一回左右より二名づゝを出し洗手せしむ）終て看守一名は器械返納の爲め囚人七名をして之れを持し器械庫に到らしめ外一名の看守は食器返納の爲め囚人三名をして之れを持し炊所に到らしむ其餘擔當看守菊地文治殘餘の囚人三十四名を整列せしめ將に點檢所に引率せんとするや前記兩囚瞬間の隙を窺ひ既に後方の木柵を踰越し東北方に向ひ逸走するを認め直ちに第二課に急報す其報告に接するや看守長及看守をして之れが追跡を爲さしめ且つ非番看守長及看守を召集し捜索及要所の張込等を命じたり是れより先き非番にて外出中の看守部長伊藤喜助は兩囚か本監付屬第一耕地畑中（本監を距る約五町）を東北方に向ひ逸走するを認め（相距ること約百間）大聲停止を命じ其跡を追ふ兩囚益々速度を加へ疾走すること約貳丁余比内道路より西方約壹町なる藪中に入りて其の形跡を失ふ偶々非番看守花山友吉外出途上に在りて其有樣を目撃し急遽咄嗟の際家に歸り劒を執るの遑なく其儘之れが追跡に從事し伊藤部長と共に捜査せしに本監を距る約十二町本監付屬地遠間内谿間に逃げ入りたる形跡あるを以て兩看守は其跡を追ふ約貳町にして其足跡を失す依て伊藤部長は谿谷を西方に向ひ下方より進み花山看守は同方向を指し上方に進み山中の捜査に從事せり既にして其他の追跡官吏亦其方面を捜索せしに看守長新納時敬看守佐藤猪八は同日午後五時三十分頃本監を北方に距る約二十町札比内道路を西方に距る約八町通稱ガンビ山の裏手、山腹なる熊笹の稍短かき場所（二尺位）に於て背廣服を着用し顏面血に塗れし一人斃れ居るを發見せり因て之れを檢むるに看守花山友吉なり頭部面部に十數ヶ所の重輕傷を負ひ（創は何れも鈍き刃物にて强力打撃したるものゝ如く頭骨破碎し居れり）既に脈膊斷絶せるも未だ體温を保持するを以て新納看守長は直ちに看守をして本監に急報せしめ他の追跡看守を指揮し共に捜査に力めたり此急報に接し直ちに一方月形警察分署に逃走及花山看守殺害の件を告發せしめ又一方本監詰看守をして擔架を以て花山看守を迎へ歸監せしめ醫務所に於て監獄醫をして診せしむるに全く絶命せり因て警察官を迎へ監獄官立會の上其檢視の手續を了し創傷の個所は叮嚀に縫合を爲して繃帶を施し新に身體を洗拭し至急特に白衣を新製して之れを纏はしめ清潔なる擔架に載せ紅毛布を以て包圍し同僚をして警固して該看守の官舍に送り安置して家族に引渡せり其現場の模樣に據りて之を推察するに兩囚は花山看守の追迫に遭ひ捕拿を免かれん爲め烈しき抵抗を爲し互に格闘せしものゝ如く附近熊笹の蹂躙しあるに由り之れを徵するに足る而かも同看守は當監獄に職を奉すること十有一年餘平素勉勵剛膽にして膂力あり若し劒若くは銃を持たしめば多數兇徒と格闘すと雖も決して敗を取らず惜哉身に寸鐵なくして徒手之れに當り一人を以て二人に敵し加ふるに地は傾斜にして熊笹繁茂し行動自由ならざるを以てし遂に兇刃に斃る其狀痛惜に堪えずと雖も然れども忠憤以て職務に斃る死して光輝あるものと謂ふべし而して兩囚の着用衣類は各襦袢壹枚股引壹足三尺帶壹本手拭壹筋褌壹筋の五點にして不取敢兩囚等の關係近き部分に就き就役器械紛失の有無を調査するに曾て就役場所を同ふせし大工等に貸與し置きたる手斧貳挺紛失しあるを見れば或は兩囚の持ち出したるものならんと推測せり然るに兩兇は花山看守に兇行を加へ之れを殪したるに拘はらず同看守の肩掛被服及携有物品等に至るも奪取せられたる形跡なく且新約看守長の花山看守を發見せしときは未だ體温保留しあるを見れば追跡官吏の登山し來るを瞰見し物品奪取の暇なく倉皇逃遁したるものゝ如く其附近全部に渉り嚴密捜索せしめたるも日沒

に至り其踪跡を得ず仍て要所の張込みを遣慨なく配置し翌朝に至り更に看守二十名を二團とし各々看守長及看守部長をして之れが指揮を掌らしめ山谷を捜索せしめたるに花山看守の兇行に遣ひたる山に連續せる北方に當る次の山の頂上（兇行場所より約八町）に於て窩の皮を剝ぎ捨てあるを發見せり皮の量は約三十本の窩を剝ぎたる位にて其邊に於て之れを喰ひたる形跡あり發見時は午前十一時過にして其皮等に依り推定するに其朝方剝ぎ取りたるものゝ如し追跡官吏は此端緒を得て更に一層の勇を皷し八方に渉り最も嚴密に精査するも其附近の地は何れも五尺以上に及べる熊笹密生し四顧暗憺何れの方向に逃れしや絶て其踪跡を得ず又他の部落に出現せし形跡の認むべきなし然れども此兩囚は昨年十一月末日小菅監獄より押送したるものにして地理を知らざるのみならず食糧其他足袋等の携帶するあるにあらざれば到底山中の歩行數日を支ふること能はず或は警戒を解くの時期を待て出現するにあらずやを慮り特に夜勤看守をして監獄附近警戒を爲さしめ居りたるに本月三日午後八時三十分本監を距る約四町民家掛畑某宅前の用材積置場に囚人貳名潜伏し居るを同家雇人佐藤某なる者之れを認めたる由急報に接し直ちに看守長及看守をして追跡捜査せしめたるに同十時頃巡警看守岩山鉦治同高野岩次郎は本監を距る約七町石狩川に通ずる溝中（中約九尺深約六尺底約二尺にして石狩川より西方約一町）に在りて人影を認め誰何するに彼等は溝を下りて逃げんとす熟視するに矢野善齊兩宮濱十の兩囚なり兩看守は猛然該溝中に飛び込み捕獲せんとするや彼等は棍棒樣の如きものを以て抵抗す兩看守披靡之に當り岩山看守は矢野善齊を斬殺し兩宮濱十は堤を匍ひ上り逃れんとせしを高野看守其足部を斬付けたるに彼は猶能く走り去りて一時其跡を晦ませり折柄月形消防夫の一團本監官吏の該囚を捜査せるに相會し同十一時頃本監を距る約五町耕作道路側の叢中に潜伏し居るを發見し看守中川傳治之れを取押へんとせしに彼れ將に立上り抵抗せんとする氣勢を認めたるにより直ちに抜劍して之れに斬付け消防夫等亦之れに助勢し遂に同所に於て斬殺せり

附令回兩囚が抵抗ノ用ニ供セシハ何レモ手ゴロノ棍棒類ニシテ鑿キニ花山看守ヲ殺害シタリト認ムヘキ兇器ヲ所持セズ之レヲ取調フルニ由ナキモ或ハ花山看守ニ兇行ヲ加ヘタル當時山中ノ捜索嚴重ナリシ爲メ何レヘカ遺失セシモノニアラズヤト疑ハル

右の如く職務に斃れたる當監獄看守花山友吉は明治二年七月三日宮城縣登米郡新田村に生れ星留五郎の次男にして同胞三人あり明治三十年十月十三日當監獄看守に職を奉し明治三十二年七月當樺戸郡浦臼村字於札内花山武市の養子となり其長女ヨシ子と結婚し二男子を擧げ家庭圓滿の内にあり性溫順剛膽にして沈勇平素職務に忠實囚人を遇するに寛厳其の宜しきに適ひ當監獄屈指の良看守たり其職務に斃るゝや當監獄は直ちに吊祭料貳百參拾四圓を遺族に給し尚職員一同香奠として金四拾六圓を贈る而して其凶變を報告するや司法省監獄局長小山溫氏より電報にて弔辭、網走、神戸、京都、廣島の各監獄職員一同より各監各金拾圓に弔辭を添へ又千頭典獄及札幌地方裁判所檢事正關義幹氏より各金二圓に弔辭を添へ又十勝熊本の兩監獄職員一同及渡邊河俣兩典獄より各弔辭を何れも當典獄を介して其の遺族に寄贈せらる其の葬送に際しては會葬するもの當監獄官吏は勿論警察署員役場員學校職員郵便局員登記所員製麻會社員赤十字社員愛國婦人會員村會議員市中有志者及學校生徒等四百有餘人當月形村創立以來未だ曾て見ざる所の盛儀なりき必竟するに職務の爲めには死を顧みざるの忠烈なる精神の發動に起因したるものにして如何に衆人をして同情心を惹起せしめたるかを知るに足る其際朗讀したる弔詞左の如し

弔詞

嗚呼我樺戸監獄看守花山友吉君逝矣哀哉雖然職務所致可以忍也茲歳五月二十九日二囚之逃走也君偶在途上認之即奮然猛進欲追捕之既及也二囚以所携利器抵抗君遂被其所傷以斃此豈非天邪嗚呼人誰無死死莫美於殉職畫國君縱雖不能捕囚賊然獨一身當二囚能爲人所難爲此非忠貞勇猛視死如歸者焉能如此死誠有光輝可謂能稱其職者也大丈夫奉職國家如此而斃復何足憾君請可以瞑矣

明治四十二年六月一日

樺戸監獄典獄從五位勳四等　長屋又輔

弔詞

樺戸監獄看守花山友吉君ハ明治四十二年五月廿九日午後五時監獄運搬道路通行ノ際偶然同監逃走囚徒逸走スルヲ瞳見シ直ヲニ追跡シテガンヒ山ニ追窮セシニ曾圖ランヤ兇惡ナル囚徒ハ各兇器ヲ持シ頗ル奮闘スル所トナリ遂ニ白玉樓中ノ人トナル嗚呼哀哉君ハ夙ニ力ヲ監獄ノ事ニ致シ篤厚格勤能ク其ノ職ヲ奉ジ誠實

奉公ノ蹤少ナシトセズ今ヤ不幸奇禍ニ罹リ忽焉玉碎ス曷ソ獨リ監獄ノ爲ニ歎惜スベキノミナラン詢ニ全道監獄界ノ遺憾トスル所ナリ然リト雖モ君ガ殉職ノ令辱ハ永ク監獄官吏ノ儀表タルヲ得ベシ人生ノ光榮之レニ過クルモノナシ君ノ死亦然リ是我等ノ相會シ君ノ靈ヲ弔シ欽仰敬慕シテ敢テ止マサル所以ナリ君亦死シテ餘榮アリト謂フベシ冀クハ英魂我等ノ微衷ヲ諒シ髣髴トシテ來リ享ケヨ

明治四十二年六月一日

北海道樺戸郡月形村長勳八等　岩崎佐吉

既に二兒の拒捕斬殺せらるゝや之を機とし故花山看守の忠魂を慰せんが爲め本月六日當監獄典獄長屋又輔祭主となり北漸寺に於て莊嚴なる法祭を執行す今や農事多忙なるに拘はらず其業を休み參拜するもの貳百七拾有餘名午後二時其式を開始す順序左の如し

第一鼓　參拜者着席　第二鼓　僧侶上殿
第三　香　語　第四　祭文朗讀
第五　讀　經　第六　燒　香
第七　祭主挨拶　第八　僧侶退席

右終て參拜者一同に茶菓を呈し解散せしは午後六時なりき而して遺族には膳部に代ふるに相當物品を以てし尚各個人より佛前に供したる香典拾圓及物品を寄贈したるに其誠實なる各位の厚意に深く感泣し悲哀の中に此の光輝ある死を以て無上の光榮となせり其祭文弔詞左の如し

祭　文

維時明治四十二年六月六日樺戸監獄典獄從五位勳四等長屋又輔竝具時差之奠祭亡樺戸監獄看守花山友吉君之靈嗚呼人之在斯世也與爲瓦全不若寧爲玉碎君自奉職監獄以來十一年於茲勤勞不鮮矚二囚之逃走也君偶在途上認之急遽喚之際無歸家執劍之遑即奮然猛進先衆追跡欲以捕之却罹凶刃遂然薨逝嗚呼此豈非天邪今有關於茲者兩人相對各持利劍欲以決輸贏猶且雖之況以一身敵二人張空拳當利器哉爲玉而碎固其所期此非勇悍如君者決不能爲其忠憤義烈之功遺乎傳百世眞足以爲監獄官吏之模範矣是余之所以愛惜不能措也然君之死後未旬日而得誅二囚則焉知非天感君之忠義假手於只同僚以報君讐哉不然彼狡焉伏辜潛水遠逃圈生固非不能伺苦故再出于我監獄之傍相携自投於我網中哉君請於黃泉之下宜安心自慰矣嗚呼樺戸之山石狩之河山長水遠山河依然君則不返哀哉想君之靈永爲忠義之鬼可以守此地靈若有知尚克來饗

弔　詞

古人云ヘルアリ虎ハ死シテ皮ヲ留メ人ハ死シテ名ヲ遺スト宜ナル哉言ヤ故看守花山友吉君ハ即チ其人ナリト云フヘキナリ君資性勇敢ニシテ職務ニ忠實ナルハ我人ノ欽慕シ措カサル處去九月廿九日囚ヲ護シ退キ服裝ヲ改メ實家ニ到ラントスル途中ニ於テ逃走四二名ノ逸走スルヲ認メ身ニ寸鐵ヲ帶フルノ遑ナク直ニ追跡シガンヒ山ノ中腹ニ於テ將ニ捕ヘントスルヤ持スル所ノ兇器ヲ以テ抵抗シ奮鬪ノ後遂ニ兇刃ニ斃ルル嗚呼君ヲ失フ實ニ遺憾ナリ然リト雖君ノ芳名ハ天壤ト共ニ不朽ナルコト日星ノ如シ今玆ニ法會ヲ營ミ君ノ靈魂ヲ祀ル時恰モ二囚ハ既ニ殪ルル君安ンシテ瞑目セヨ一言以テ弔詞トナス

明治四十二年六月六日

樺戸監獄看守長　村上宗五郎

弔　詞

こゝに明治四十二年六月六日慧寛謹而故樺戸監獄看守花山友吉君追弔の梵莚に詣て忍ひたきの凡情を拂ひ言の葉に綴り君かみ靈にぬかつき敬て白さく

祇園精舍の鐘の音は諸行無常と告け渡り浮世の夢を覺ますとかやずにはかなきは人のさだめなり今日の日のまだ過きさりぬにひたすら明日の事にのみ心なやましつ如何なる災か眼前に迫れはとて一寸さきは闇のことあすとは云はす今宵のうちに深き淵瀬に沈む身とは露知らすしてもいとせの計をなすこう哀なれ去にし五月廿九日風なく雨なくいと靜かなりし夕忽にして悲風凄雨修羅の巷となりぬ時は夕の四時半かとよ翁と云はす若人と云はす男子女の子のわかちなくつかさ人と村人とを問はす齊しく兇徒逸走の叫ひに驚かされぬかくて君は喘嗟身を提て單身彼等を捕へんとして追るされど如何せん道は險惡運退まゝならぬ上に猛り狂へる彼等は兇器を振ふて傷なき君を襲ふ嗚呼かなしい哉君はかくて斃れおされと勇敢擲身其務を全ふし我等か眠を覺し我等か奮闘を勵ませし君かいさほしは萬世不朽の範たるへしかくて君は獨り命名を窓にし光の國に入りませしかとまたう

ら若き妻人の歎の如何をしろしめさゝりしか霊井ほるかに蘿ひ來ませし可憐の阿子か切なるこゝろをあゝあはれと思召さゝりしか老いしたらちねの君に先立ち若き妻人幼き孤兒を殘して散りまゐし君が今際の心根さえ思ひやられて悲しきにたらちねのいたみ妻人のなげき子等のかなしびまのあたり目にし耳にせし我身は榮譽ある君か最後にはあれと豈に一片の悵なからめや瞳ましからぬ人たにもなくてぞ入ほと忍ばるゝならひまして日頃いひなれつひたる君があゝ吊ふ我身は愚痴にはあれどあゝ胸ふさかりて陳ふへきの言葉なし

希くは檀林寶座の君がみ靈よきたなき凡情なおさましとて笑みなたまひそ

明治四十二年六月六日樺戸監獄教誨師藤原慧寛敬て白す

弔　詞

今玆ニ明治四十二年六月六日清爾庶羞ノ奠ヲ供ヘテ故樺戸監獄看守花山友吉君ノ靈ヲ祭ル人誰カ死ナカラン然レトモ死ニ處シテ其宜シキヲ得ル實ニ難シト爲ス君ノ如キハ死ニ處シテ其宜シキヲ得ヌルノ士ニ非サルカ君ハ警キニ看守ノ重任ヲ帶ヒツヽ五月廿九日遠間内近傍ヲ通過中圖ラサリキ逃走囚ノ爲メニ害セラルヽ處トナリテ斃ルヽハレ痛悼何ソ堪ヘン爰ニ本日チトシ君カ追悼會ニ當リ其勇狀ヲ揣想シテ感慨湧クカ如シ生テハ英名チ當世ニ樹テ死シテハ芳烈チ百世ニ遺シ國家ヲ泰山ノ安キニ置キ永ク萬衆ノ儀表ト仰カルヽモノハ君ナリ君カ如キモノ夫レ幾人カアル豈啻ニ當監獄看守ノ模範タルノミナランヤ時利アラスシテ逸走囚ノ逆襲ニ陷リ終局ノ勝利チ見スシテ不歸ノ客タラシムル

二至ルコト國家ノ爲メ之ヲ惜ミ個人ノ爲メニ之ヲ悼ムヘシト雖モ天ハ君ノ義ヲ嘉ミシ遂ニ六月三日ヲ以テ現徒ヲ殪シ君ノ仇ヲ報スルヲ以テ君ノ靈ヲ慰ムルヲ得ンカ茲ニ地ヲ北漸寺ニ清メ壇ヲ設ケテ以テ君カ靈ヲ祭ル君ノ音容恍トシテ接スルカ如キモ君カ幽顯處ヲ異ニス嗚呼悲哉阿波藩冀クハ饗ケヨ樺戸監獄看守一同ニ代リ眞田順昌謹テ白須

○網走監獄の逃走

（逃走囚飢餓に迫りて死す）

網走監獄に於て去五月十四日無期徒刑囚一名逃走し以來捜査中なりしが本月九日に至り同監を距る三里半の山中に死體となりて現はれたる事實あり左に同監典獄大野四郎五郎氏の報告に依り逃走前後の狀況一斑を掲ぐ

▲逃走者の氏名

無籍平民無職業

紙幣僞造行使　初犯　無期徒刑　加藤市五郎

明治七年八月日不詳生

明治卅一年三月廿六日廣島地方裁判所宣告

仝卅六年十一月二十四日樺戸監獄より移監のもの

▲逃走前の狀況

本囚は收容以來常に陰險の行動多かりしを以て注意人物として明治三十九年七月以來獨居拘禁に附し特別視察中の處五月十三日午前九時頃該囚を運動の爲め出房せしめたる後ち監房視察看守をして其居房を捜檢せしめたるに貸與の括枕中に異狀あるが如く思料し之を解放し檢査するに果して干飯貳合程を發見したる旨報告に依り看守長津田茂實をして本囚を取調べしたるは本月七日、九日、十日の三日間に亘り給食の殘部を私かに于燥し置き間食に供せん爲め包藏せし旨申供せるも本囚平素の行動より觀察を下せは逃走等の豫備に供せるものならんと思惟し直ちに居房（第十四房）より戒護看守の視察上最も便利なる第九房に移せり而して之を移すに方り着衣及臥具等を引換へ尚は戒護者に命じ嚴密なる視察中翌十四日午前五時より同七時迄勤務中の看守高橋鹿藏が本囚故なく居房の格子に登り居るを認知し之を制止し置けりとの報告により益々嚴戒を加ふべき必要を感じ同時四十分特に命じて手錠を施さしめ之れと同時に從來壹名の戒護者を貳名に增加し嚴重なる警戒を爲さしめ置けり

▲逃走の狀況及警備

上述の如く特に戒護檢束を嚴にし置きたるに十四日午後九時二十分頃交番看守高橋鹿藏が本囚の居房を視察せし際未だ安眠し居らざるを認め其何故なるかを推問せしに自分は初めて手錠を施されたるにより寢心地惡く夫れ故安眠する能はざる旨答へたるを以て直ちに就眠すべく命し他房の視察に移りたるも其後の擧動に就ては格別怪しむべき點あるを認めず同十時看守幸田正吉と交代し平田看守は同時より十一時に至る間看守寺田源次郎と共に勤務中平田看守は其居房視察の際頭部に雜巾樣のものを冠り寢臥し居るを認めたるも何等留意する處なかりしと云ふ而して同十一時十分更に高橋看守は寺田看守と交代し各房順次視察を爲し同二十分頃本囚居房に臨みたる際前同樣頭部に雜巾樣のものを冠り居るを認め茲に大に不審を懷き房前より數回其呼號を呼びたるも何等應答なきにより進んで雜巾樣のものを取除き見るに圖らざりき括枕の上に貯水桶を載せ恰かも頭部の如く裝ひ房內更に人なきを發見し直ちに非常報告器を以て急を戒護本部に報せり

此報に接したる當直看守長毛利藤二及看守部長金原文治は直ちに現場に駈せ付け檢するに果して逃走を遂げたる事實を確かめ即時典獄及各看守長に急報し一面休憩中の看守を驅つて監獄附近の各要所に配置し警戒を爲さしめたり典獄は此報に接するや直ちに登廳し第二課長に非番看守の召集を命じ一面網走警察署へ此事變を電話し之れが警戒を求めつゝある中召集に應じ駈け付けたる看守を二分し一は以て監獄附近山野の捜査を命じ一は網走郡藻琴村（當監を距る三里）及同郡美幌村（當監より約九里）常呂郡常呂村（當監より六里余）同郡野付牛村（當監より九里）其他樞要の箇所に張込警戒を爲さしめ尚は斜里、湧別の二警察分署及常呂、野付牛の二巡査部長派出所に打電し逮捕方の手配を求めたり而して現場を調査するに房扉の鎖鑰は解錠しありて前顯の如く貯水桶を枕の上に載せ洗面桶及便器等に布團を被せ以て一見寢臥の體を裝ひあり其枕には錠前の外しある手錠と書籍棚を毀ちたる徑五分長さ貳尺四寸（曲尺）の木片貳本（一

本は先端に壹寸五分位の木片を丁字形に結び付け更に參尺位の麻糸「此麻糸は作業素品なり」を附しあり他の壹本は監房備付けの黎箒の莖約壹寸のものを同丁字形に結束しあり）を放置しあり又水飲用として貸與しある小桶（此小桶は徑參寸五分高參寸五分にして一般囚人に汁を給與するに用ゆるものなり從來監房に在つては本椀を使用せしめ居りしも火災の際燒失に付其代用）の針金輪を外し布團の裏布全部を剝き取り吳座及便器蓋と共に持去りたり尙引續き周圍内を檢するに其西北の隅角より踰越逃走したる形迹あり更に棚外に就て踪跡を捜査するに同監より約拾間を隔てたる教誨堂裏に於て莚坐及便器蓋等を發見せり右手錠を外したるは小桶の輪を外したる針金を使用したるものなるべく房扉の鎖鑰（鎖鑰は扉の右端に取付けありて其取付箇所より上部へ貳尺貳寸參分、右方へ壹尺七寸左方は壁に至るまで下部は板敷に至るまで木棚の間隔狹きため手を出すこと能はず隨て鎖鑰に觸ること能はざるなり）を開きたるは右針金と木片とを使用せしものなるべきも如何なる手段に依るかは尙考究を遂ぐるにあらざれば玆に斷定を下すを得ず又棚を踰越せしは布團より剝離したる裏地と吳座とを結束し以て便器の蓋に通し之を棚に投掛け以て攀援踰越したるものと思料せらる

▲追跡及捜査の狀況

前記の如く捜査及張込を爲さしめたるも同日は何等の踪跡を得ざりし處翌十五日午前三時四十分頃看守幸山榮之助が張込み居たる卯原内驛舍附近に於て約百間を距る地點にて本人を瞳見し直ちに追跡したるに西方の樹林中に逃け込み遂に其踪跡を失したり同九時頃同所より西方約壹里餘の嘉多山牧場内に顯れ又翌十六日午前四時三十分頃網走郡越歲驛舍附近に於て郵便遞送夫が逃走囚と認め得べき者に出會したりとの飛報により右就れも嚴密なる捜査を遂げしも更に其踪跡を得ざりし

▲逃走囚の死體發見

其後に於ても警察官署と氣脈を通じ常に其踪跡に注意し民家行人等に對し被害の有無を知らんことに務めつつありしも何等得る處なく經過し來りしに本月九日午前十一時四十分網走郡能取村大字

最寄村字卯原内に住する堀米牧場小作人江口乙松なる者當監二ヶ見岡出張所に出頭し同村俗稱大原野と稱する處に（當監を距る約三里半）に巖採取の爲め趣きしに囚人と覺しき屍體あるを發見せし旨報し來れり依りて不取敢看守長毛利藤二同矢野慶吉郎の二名を現場に派し其實否を調査せしめたるに前記市五郎の屍體に相違なき旨復命せり依て網走警察署に報告し翌十日當監々獄醫山中幸四郎は同署の囑託により巡査部長水谷少吉第二課長鈴木正永立會檢視するに獄衣の儘にして逃走の際剝離携帶せし布團裏地を以て作製したる股引樣のものを穿ち尙は赭布と藁とを以て作りたる草鞋を履き居れ　而して醫師の檢案書に依れば屍體は死後二十二三日位を經過せしものゝ如く被服の部位を除く外皮膚一般に腐亂し嫌ふ可き臭氣を放ち昆虫群集蛆蛔孳動酸鼻の狀に在り顏面は汚穢暗紫色を呈し顎骨々立頬筋痩削し眼球は全部腐滅して眼窩骨を現はす鼻梁は軟部全く腐脫して鼻中隔を見るへく頭蓋及四肢末端の露出部は皮膚變敗して僅かに指を加ふるも容易に膚肉の剝離を來たす着衣を脫せしめ軀幹及四肢部を檢するに全部皮膚斑紋狀或は雲絮狀の暗紫或は帶青の斑を呈し殊に腹部に於て一層甚だしく將に腹壁の敗壞を來さんとするの狀にあり然れども腹筋痩削に比し其陷沒の度著しからずざるは死後變化として發生せし腐敗瓦斯の爲ならんと

○近畿敎誨師の協議會

五月二十四日より近畿の敎誨師は堀川監獄に會同し敎務に關する協議を爲したる由協議事項は左の如し

▲敎誨の部

一　新刑法實施後に於ける受刑者には往々其犯罪と刑罰との權衡を失せるの感なき能はざるものあり且つ長刑期者には動もすれは自暴自棄に流るゝの傾きあり是等の者に慰安を與へ良心より前非悔悟の念を起さしむるには如何なる敎誨の

方法を以て適切なりとすべきや

（決議）

（1）行刑の根本義を懲示して之れに服從の念を起さしむること

（2）成るべく個人教誨の度數を多くし累犯者と雖も改悛の實績を擧ぐるときは均霑の恩露に浴し得べき前途に希望を起さしむること

（3）沈鬱悲觀又は自暴自棄に陷らしめざるに注意すること

（4）逃走の非理なることを自覺せしめ常に胸中不安の念を懷かしめざる樣懇誨すること

（5）秩序的に宗教の教理を說示すること

（6）第一審判決確定したる上は拘置監にある內より教誨を施すこと

（7）次回の協議會には各監に於て右實行したる狀況を報告すること

二　繪畫教誨の効果如何若し効果ありとすれは如何なる種類のものを如何に製畫し如何に實施すべきや

（決議）効果あるべしと雖も經費と煩雜との困難を免れざるべし然れとも其困難に價ひするの効果ありと云ふ自信を有せは提出者たる監獄に於て先づ之を實行し次回に其證左を示されんことを望む

三　無宗教の重病患者及結核患者等に對し自ら法話を聽聞せんとする樣に仕向け且つ其要求に應じて採るべき最良の方法如何

（決議）

（1）務めて好恰の書籍を貸與すること

（2）主として未だ危篤に陷らざる前に宗教の觀念を增養せしむること

四　教誨の感否及宗教信仰思念の有無を具體的に其標準を略一定し置くの可否

（決議）

（一）感厚きもの

（1）喜で教誨を聽聞し能く其趣旨を實行し得るもの

（2）行狀善良にして作業に精勵するに至り總て完備せるもの

（二）稍感あるもの

（1）教誨の主趣を了解し其要領を記憶するに至りしもの

（2）獄則を遵守し行狀謹愼の兆顯はれたるもの

（3）作業に倦怠の念起さゞるに至りしもの

（4）教誨の席に在て厭倦の狀なきもの

（5）教誨に因したる看讀書を請願するもの

（6）親族思念の情惹起するに至りしもの

（7）前科及僞名等を自白するに至りしもの

（三）感薄きもの

服膺の念乏く善良の行爲を保ち得さるもの

信仰思念の標準

（一）信念厚きもの

（1）生死問題を領會し三世因果の理を信するに至りしもの

（2）佛前に於ては慇懃叮重に禮拜するもの

（3）宗教信仰に關する書籍を情願するもの

（4）稱念佛名の相續あるもの

（5）念珠を情願するもの

（6）好で經文を讀誦し愛樂の念あるもの

（7）讀經情願をなすもの

（二）稍信念あるもの

前項の趣旨に進向するに至りしもの

（三）信念なきもの

因果の道理を信ぜざるもの

前條項の標準は豫め戒護看守に示し置き視察上の參照とし教務所は其行狀報告簿に依て更に詳細なる意見を附するものとす

▲教育の部

五　未成年者の學年別は年齡の關係上短縮を要するもののあるべし然るときは本省指定の第二十表は如何に調製すべきや

（決議）尋常六學年の課程を六學期と編制し三ヶ年間に終了せしめ高等二學も亦之に準し二學期とし一ヶ年間に終了せしむ補修科を設くるは各監の適宜とす

六　監獄法第三十條に規定せる特に必要ありと認むる就學者の種類及其方法を概定しては如何

（決議）各監適宜の方法を採ること

▲事務の部

七　受刑者の看讀書籍を各監概定しては如何

（決議）現下各監に許可せる書目を書籍臺帳より彙集して來る六月末日迄に各監より堀川監獄に送達し委員を撰定して取捨撰擇を委托すること

委員は京都大阪堀川の數務所長とす

新刊書は發行一年間經過したる後更に撰定の上增加すること

八　在監人看讀書籍の購求並に取下の度數等を一定しては如何

（決議）購求は四ケ月毎に一回即ち一ケ年三回とす若し所要の書籍書肆に於て品切なるときは更に翌月に購入せしめ前回購求のものと見做すこと

取下の度數は一ケ月一回とす

九　身分帳簿に記載の身上調査は如何なる方法に依て精覈に遂行し得べきや且つ數務所に於て執るべき調査の範圍如何

（決議）各監の狀況聞取に止む

十　假出獄を許されたる者の監督者は本人の保護上假出獄取締細則第十五條を應用するの方法を講じては如何

（決議）可成好適の人を求むるの方針を採ること

十一　釋放後の行狀調査は如何なる方法を採るべきか

（決議）訪問又は信書を以て數誨を施し保護上の便宜を與ふること

十二　監獄則施行規則第百六十八條第百六十九條實施の方法如何

（決議）各監の狀況聞取に止む

十三　在監人の情願に關し惡感情を起さしめずして其趣旨を了解せしむるの方法如何

（決議）各監の狀況聞取に止む

十四　教誨師は成るべく教誨を專務とし事務を簡便にするの方法如何

（決議）各監の狀況聞取に止む

十五　受刑者看讀用として戊申詔書の聖旨に關する書籍を教誨師に於て編纂しては如何

（決議）既刊書籍の中在監人に適當なるものを選擇すること

○京濱間に於ける飲酒と事故

（藤澤典獄の調査）

東京監獄典獄藤澤氏は飲酒の害を認め常に人に語り刑事被告人にも說き現に入監中の代議士某は非常の大酒家なれば曾て之に接見に來りし妻女にも妻として夫に禁酒を强ゆること能はざるべきも決して飲酒を勸むることなきようと懇々說く所ありしに妻女は泣かん許りに感動したる由なるが同典獄は酒の爲めに現はるゝ不祥の事故は幾許なるやを調査せんと苦心の末飲酒に關係せる事故を揭載せる各新聞紙を切抜き置き之を材料とせば概數を知るを得んと思惟し去明治三十九年四月十日より本年四月十日まで三年間に亘りて府下の新聞紙の切抜を購ひ三年間一日として倦むことなく飲酒の事故を蒐集し此程首尾よく出來上りたり同調査は專ら東京橫濱間の事故に止まり且つ新聞記者の耳目に觸れたる所謂警察事故に過ぎざれば之を以て事故の全豹を窺ふことを得ず又之を以て全國に於ける事故の數を推知すること能はざるもいかに飲酒に起因せる若くは少くも飲酒に關係せる事故多きかを知るに足らんか、同典獄は便宜の爲め事故を分つて（一）他人を殺害す（二）他人を傷害す（三）他人に迷惑を蒙らしむ（四）自ら死を致す（五）自ら損傷を招く（六）醉倒る、の六とし年齡四十歲以上、四十歲未滿、未成年の三段を設け飲酒と事故との數を計上せり則ち左の如し

自明治三十九年四月十日
至明治四十二年四月十日飲酒の事故調

事故	年齡	四十歲以上	四十歲以內	未成年	計
他人を殺害す	男	六	一四	〇	二〇
	女	〇	〇	〇	〇
他人を傷害す	男	一七	一五二	一七	一七〇
	女	〇	二	〇	二
他人に迷惑せしむ	男	二六	一七九	〇	二〇五
	女	三	五	〇	八
自ら死を致す	男	四一	二二	三	六六
	女	〇	一	〇	一
自ら損傷を招く	男	二	三三	〇	三五
	女	〇	〇	〇	〇

醉倒る	男	二	一一	〇	一三	甲府	二四	一一	四九	六	二五	△五
	女	〇	〇	〇	〇	靜岡	三八	一二	五〇	八	二二	△四
計	男	九四	四一一	四	五〇九	長野	四六	一〇	六五	五	一九	△五
	女	三	八	〇	一一	計	七六〇	二〇一	一、二〇一	三一六	四四一	一一五

○東京控訴院管內控訴人員六箇間比較

東京控訴院管內の控訴は新法施行後大に增加し其前年とは著しき差異あることは曩に報道せしが今回東京監獄に於て調査したる六ヶ月間の控訴並に控訴の取下人員增減を觀るに控訴件數四百四十一件を增し取下件數百十五件を增せり左に管內地方別に其數を示し參考に供す

監獄名		自明治四十年十月至明治四十一年三月		自明治四十一年十月至明治四十二年三月		增減（△印は減）	
東京（區地方）	控訴	一七四	一〇三	二一一七	一四四	△五一	九
	取下	三八五	二四七	一七	二二		
橫濱	控訴	二九	八	五一	一七	△二二	九
	取下	四四	二二	三九	六	△五	六
新潟	控訴	四二	九	四五	二	△三	七
	取下	三七	四	九三	一〇	△五六	六
浦和	控訴	五〇	一〇	四八	五	△二	五
	取下	二五	七	一一	三	△一四	四
千葉	控訴	一五	六一	七	三	△八	入
	取下	六四		一一	四	△一	三
宇都宮	控訴	一四	五	一一	三	△三	八
	取下	四一	一四	一一	三	△二七	一九
前橋	控訴	一一	四	一一	三	△一	一
	取下	四一	一四	一一	三	△二七	一三
水戶	控訴	一一	四	一一	三	△一	一
	取下	四一	一四	一一	三	△二七	一三

○新築監獄の監房數と其大小

監獄の新築は經費の關係上意の如く運ばざるものあるも三十六年以來既に落成したるもの六、現に工事中に屬するもの甲府、秋田、安濃津及福岡の四監獄あれば漸々完整を告ぐるに至るべし左に出來上りたる監獄の監房數並に其監房室の大小を示し參考に供す

監獄	雜居房	房數	室寸法	窓寸法	分房	房數	室寸法	窓寸法
奈良監獄	二六	一二	長九尺巾六尺高三尺三寸	巾二尺六寸	三八	長九尺巾六尺高十一尺	巾二尺四寸	
鹿兒島監獄	二八	一七	長十尺七寸巾九尺天井高十一尺	巾二尺四寸高四尺五寸	八	長九尺巾六尺高十一尺	巾二尺四寸高四尺五寸	
千葉監獄	八四	一〇	長十一尺二寸巾十尺五寸天井高十一尺五寸	巾三尺五寸高四尺	三〇	長八尺二寸巾七尺七寸高十一尺五寸	巾二尺五寸高四尺	
長崎監獄	三五	一五	長十二尺巾九尺天井高十一尺	巾三尺二寸高五尺一寸	三四	長九尺巾六尺四寸高五尺一寸	巾三尺二寸高五尺一寸	

雜錄

○女教誨師の配置

本派本願寺內國布教總監部にては昨年九月より女教誨師養成所を開設し本派の寺院及同門信徒の子女にして高等女學校卒業以上若くは之と同等の學力を有する女子十一名を選拔し特種の教育を施しつゝありしが本年一月を以て規定の學習を卒へ續いて京都堀川兩監獄に於て實地練習せしめたる後何れも四月修了せしを以て其內五名は左の如く配置せられ尙他の卒業生は漸次に之を採用配置せらるゝ筈なりと

長崎監獄島原分監　神林ひさ
神戶監獄　長澤やゑ
堀川監獄　陀安はぎの
宇都宮監獄　池田まさ

廣島監獄　中村ミツ

○囚徒馬に咬まれて死す

（三池監獄坑內の出來事）

三池監獄炭坑內に於ては常に馬匹を役し石炭其他材料を運搬することなるが本月六日午前四時頃同役場內に於て徒刑囚の一名は馬丁の業務に就役中其牽馬に壓倒されたる上に頭部及胸部を嚙まれ大出血を來し氣息奄々人事不省に陷りたるより直に擔荷にて病室に運び時を移さず診視治療を施したるも重傷のことゝて遂に同日午前七時三十分死去せり哀れなりと謂ふべし、醫師の診斷書に依れば（一）左頸部の中央に縱徑に長三仙米の深頸推骨に達する創緣不正の咬傷を生じ頸動脈は斷裂せられ出血甚しく加之頸推骨は複雜に咬み碎かれ軋音を呈す（二）右頸部の殆んど中央に長一仙米深皮下に達する創緣不正の咬傷を生ず（三）右肩骨胛關節部に咬傷を生じ肩胛骨は咬み碎かれ軋音著し、其他前頸鎖骨上窩部、胸部等に數多の咬傷及擦過傷を生じ腫起硬擧溢血を呈す云々とあり

○懲治場留置を解きたる實例

司法大臣は刑法施行法第十六條但書に依り何時にても懲治人を感化院に收容を命じ又は留置を解くことを得ることゝなりたるが懲治人を感化院に收容したるは去る四月より松江監獄に留置せる懲治人全部を島根縣感化院に收容したるを嚆矢とし他に其例なきも漸次感化院設備の完成するに從ひ現に監獄懲治場に留置する懲治人は之に移すに至らん又懲治場に留置する懲治人の留置を解きたる事實は聞かざりしが此程其一例を出したる由にて其筋に就て糺したるに神戸監獄淵本分監に懲治中なりし某懲治人は最初犯罪審理の際十六歲未滿として三年間留置の處分を受けたるものなるが其後戶籍其他の證據に依り本人は審判の當時既に十八歲を超へたるものなることを發見したり從つて三年間留置するときは舊刑法第八十條第一項但書の年齡二十歲を超過することゝなるを以て司法大臣は懲治場留置を解くの命令を發したるものなりと云

○食品含有素質

監獄官練習所の講師たる內務技師野田忠廣氏の此程練習生に回覽せしめたる食品分析表は監獄當局者の食品調理上最良の參考材料なるべしと信ずるを以て左に轉載す

▲食品分析表　（其一）

名稱	蛋白質	脂肪	魚窒素有機體	灰	水	鹽類
牡牛肉（以下獸肉類）	二一、三九	五、一九		一、七一	七二、二五	
牝牛肉	一九、八六	七、七〇	〇、四一	一、〇七	七〇、九六	〇、四九
豚肉（脂）	一四、五四	三七、三〇		〇、七二	四七、四〇	〇、三七
同上（瘠）	一九、九一	六、八一		一、一〇	七二、一八	〇、八六

名稱	蛋白質	脂肪	魚窒素有機體	灰	水	鹽類
馬肉（以下乳類）	二四、四九	〇、七二		一、一七	七三、六三	
人乳	二、四八	三、九〇	六、〇四		八七、〇九	〇、四九
牛乳	三、四一	三、六六	四、八二		八七、四一	〇、七〇
羊乳	六、九五	五、八五	四、八六		八一、六三	〇、七三
驢乳	二、〇一	一、三九	六、二五		九〇、〇四	〇、三一
馬乳	二、〇五	一、一七	五、七〇		九〇、七一	〇、三七
山羊乳	三、六九	四、〇九	四、四五		八六、九一	〇、八六
鶉肉（以下鳥肉類）（肥）	一八、四九	九、三四		〇、九一	七〇、〇六	
同上（瘠）	一九、七二	一、四二	一、二〇	一、三七	七六、二二	
鴨	二二、六五	三、一一	一、二七	一、〇九	七〇、八二	
鷄卵	一二、五五	一二、一一	二、三三	一、一二	七二、六七	
鯛（肥）（以下魚肉類）	一七、六五	三、〇七	〇、五五	一、三八	七七、九〇	
同上（瘠）	二〇、二八	〇、七五		一、三六	七七、六一	
比目魚	一九、一六	〇、四七		一、一二	七九、二五	
鰈カレイ	二一、九三	〇、七四		一、四五	七五、八八	
菱魚ホウボウ	一八、一二	三、三〇		一、二〇	七七、三八	
香魚	一七、六六	一、八九		一、五五	七八、九〇	
鮫サヲラ	一九、二一	一、六六		一、三五	七七、七八	
鯖マクロ（腿）	一五、七九	一〇、六四		一、八二	七一、七五	

| | | |

▲食品分析表（其二）

名稱	蛋白質	脂肪	無窒素物	木材素	灰	水
以下魚類						
鯨	七、六七					
指鯨	四九、六二					
鷲毛鯉 ジラスボシ	二〇、六四					
鰊 カズノコ	六九、五三					
螺捕乾 スルメ	二九、一八					
シコ目刺	七五、六〇					
鰹節	二〇、八九					
魚鯨 カマボコ	一三、一九					
給 カマボコ アサリ	一三、二〇					
蜊	二四、五八					
石決明 アハビ	一八、四〇					
蜆 シヂミ	八、五					
牡蠣 カキ	一五、七九					
解給 アカガヒ	一一、〇八					
馬鹿貝						
以下穀類						
白米 加賀産水洗	六、五六	〇、三四	七一、二六	〇、四〇	〇、三〇	一九、六九
白米 武藏産	八、一四	〇、二〇	七一、一三	〇、四八	〇、三六	二〇、一四

名稱	蛋白質	脂肪	無窒素物	木材素	灰	水
白米 肥後産水洗	五、七七	〇、三二	七二、四六	〇、四五	〇、四四	二〇、一五六
飯 越ヶ谷産上白	三、〇〇	〇、〇四	三三、七一	〇、二三	〇、一六	六二、八五
飯 同上 中白	三、四九	〇、〇五	三四、〇二	〇、二三	〇、一四	六二、〇六
飯 庄内産中ノ下	三、〇六	〇、〇六	三一、五三	〇、三〇	〇、一八	六四、八五
飯 秋田産下ノ中	三、〇九	〇、〇五	二九、七七	〇、三三	〇、一八	六六、五六
大麥水洗	九、九七	一、六三	七三、〇〇	一、六四	一、四一	一二、三五
麥飯	三、七七	〇、二三	一八、七四	〇、七七	〇、四三	七六、〇六
粟飯	一一、五七	五、五五	六五、三四	一、六五	二、五五	一三、三四
粟飯	四、九六	二、七二	三一、九七	〇、七六	〇、七九	五八、八〇
黍	一〇、三七	三、六〇	六九、七二	〇、九一	一、八〇	一三、六〇
稗	八、九七	〇、九八	七二、九八	三、〇一	〇、八三	一三、二三
小麥粉 武州産一番	一一、七〇	〇、九七	七一、〇三	〇、七六	〇、五七	一四、九七
同上 二番	一三、七四	一、四一	六九、〇二	一、〇四	〇、七三	一四、〇六
同上 常州産	一四、二四	一、二五	六八、〇七	〇、八二	〇、六五	一四、九九
麥麵	一三、一三	二、七二	六八、六六	一、一六	一、四三	二、九〇
日本麵麭	一二、一六	一三、八二	一四、六七	二〇、八五	二七、一五	三七、三一
同上	五、五一	〇、二〇	五五、一六	一、〇九	〇、八二	三八、〇九
同上	七、九七	〇、〇九	五二、二七	〇、七六	一、一二	三八、一四
同	六、七二	〇、〇九	五三、一九			

	水分	蛋白質	脂肪	含水炭素	纖維	灰分	可消蛋白質	可消脂肪	可消含水炭素	可消纖維	可消養分	澱粉價	可消澱粉價
同上	七、六一	〇、一〇	〇、八四	五三、二三	〇、六七	三七、五五	〇、六〇	〇、四二	四二、〇二	〇、四二	四三、〇八	三七、〇〇	二五、二〇
生鉄	一三、三一	〇、一七	〇、一五	一四、五三	〇、三八	七一、四六	〇、一四	〇、一〇	一三、〇四	〇、一〇	一三、一四	九五、〇〇	六四、六〇
温飩干	一、九〇	〇、五五	〇、四四	六三、八七	〇、五四	一七、七〇	〇、四四	〇、三五	五二、〇〇	〇、三五	五二、四四	三四、六〇	二三、〇四
温飩	四、八六	〇、一〇	〇、二六	二五、九三	〇、五四	一七、一一	〇、二九	〇、二九	四、五五	〇、二九	四、五五	一、一〇九	〇、七四
素麺	八、四五	〇、七四	〇、二六	六五、七八	〇、五四	一七、一一	〇、二九	〇、二九	四、五五	〇、二九	四、五五	一、一〇九	〇、七四
煮素麺	二、四五	〇、〇七	〇、〇七	無窒有機物	〇、〇七	無窒有機物	〇、〇七	〇、〇七	無窒有機物	〇、〇七	無窒有機物	無窒有機物	無窒有機物
黒豆	四〇、二五	一八、二六	二、四七	二四、九三	四九、七四	二一、九七	一五、四七	二、四七	二四、九三	四九、七四	二一、九七	一五、四七	一五、四七
大豆 野州産	三六、七一	一七、四三	二、九一	二三、六八	六、四四	二、九一	二、九一	二、九一	二三、六八	六、四四	二、九一	一、〇六	一、〇六
大豆 武州産	四二、八五	一三、五八	四、五〇	一七、一一	五、五四	四、五〇	四、五〇	四、五〇	一七、一一	五、五四	四、五〇	一、一〇九	一、一〇九
小豆 野州産	二二、〇一	〇、四〇	〇、四四	五二、六七	二、一二	〇、三五	〇、四四	〇、三五	五二、六七	二、一二	〇、三五	〇、〇七	〇、〇七
小豆 北海道産	二二、九七	〇、三八	〇、二六	五一、〇三	一、〇七	〇、二六	〇、二六	〇、二六	五一、〇三	一、〇七	〇、二六	〇、〇七	〇、〇七
豌豆	二三、六九	〇、五六	〇、二九	四九、七四	一、二九	〇、二九	〇、二九	〇、二九	四九、七四	一、二九	〇、二九	〇、一二	〇、一二
蚕豆	三八、八八	一、〇七	〇、一一	三一、八八	一、一二	〇、七〇	〇、七〇	〇、七〇	三一、八八	一、一二	〇、七〇	〇、一一	〇、一一
榮豆 インゲンマメ	二〇、三〇	一七、四三	二、九一	二四、九三	四九、七四	二一、九七	一五、四七	二、四七	二四、九三	四九、七四	二一、九七	一五、四七	一五、四七
同上 未熟莢共	三、六八	一三、五八	四、五〇	一七、一一	五、五四	四、五〇	四、五〇	四、五〇	一七、一一	五、五四	四、五〇	一、一〇九	一、一〇九
緑豆 ヤエナリ	二五、五九	二三、六八	四、四四	二三、六八	五五、五九	四、四四	四、四四	四、四四	二三、六八	五五、五九	四、四四	一、一〇九	一、一〇九
刀豆 ナタマメ未熟莢共	二、二三九	〇、一四	二、二八	五三、六〇	三、八〇	二、二八	二、二八	二、二八	五三、六〇	三、八〇	二、二八	〇、一四	〇、一四
鶉豆 フジマメ同	二、二六	〇、一五	二、四六	五三、三二	二、三五	二、四六	二、四六	二、四六	五三、三二	二、三五	二、四六	〇、一五	〇、一五
扁豆	六、五五	二、九五	〇、六四	一、〇五	〇、二二	〇、六四	〇、六四	〇、六四	一、〇五	〇、二二	〇、六四	〇、〇二	〇、〇二

	水分	蛋白質	脂肪	含水炭素	纖維	灰分	可消蛋白質	可消脂肪	可消含水炭素	可消纖維	可消養分	澱粉價	可消澱粉價
油揚	二一、九六	一八、七二	〇、四九	〇、四九	一、三五	一、四九	一、三五	一、三五	〇、四九	一、三五	〇、四九	〇、二五	〇、二五
雪花菜 カラ	三、六六	〇、八四	六、三五	六、六九	無窒物 六、六三	〇、六三	〇、五九	二、八二	六、六九	無窒物 六、六三	〇、九九	八五、二〇	八五、二〇
豆腐皮	五一、六〇	一五、六二	八、一七	六、〇九	一、八六	二、八〇	一、八六	一、八六	六、〇九	一、八六	一、一七	六八、八一	六八、八一
納豆	一九、二六	八、一七	四、九二	一四、〇二	三、八三	一、四六	一、四六	一、四六	一四、〇二	三、八三	一、四六	五五、九七	五五、九七
白味噌	一一、一二	四、九二	一、四〇	一、一三	四、四八	四、七二	四、〇二	四、七二	一、一三	四、七二	四、〇二	一四、〇二	一四、〇二
味噌	一、七〇	〇、八四	〇、〇八	〇、〇九	〇、八四	一、〇二	〇、八四	〇、八四	〇、〇九	〇、八四	〇、八四	〇、五九	〇、五九
同上 淡色	一〇、七〇	五、九四	〇、〇八	六、〇四	一、一〇	一、〇一	一、〇一	一、〇一	六、〇四	一、一〇	一、〇一	〇、七〇	〇、七〇
甘露醤	一、三五	〇、一九	〇、〇八	一、四〇	〇、〇七	〇、〇一	〇、〇一	〇、〇一	一、四〇	〇、〇七	〇、〇一	〇、〇一	〇、〇一
青芋 サトイモ	一、四〇	〇、二九	〇、二二	一、七〇	〇、六三	〇、九九	〇、六三	〇、六三	一、七〇	〇、六三	〇、六三	〇、九三	〇、九三
九面芋 ヤツカシラ	二、七八	〇、二九	〇、二二	二五、六九	一、一五	一、一八	一、一五	一、一五	二五、六九	一、一五	一、一五	一、一八	一、一八
薯蕷 ナガイモ	二、七五	〇、一二	〇、一一	一七、九七	一、七九	一、一七	一、七九	一、七九	一七、九七	一、七九	一、七九	一、一七	一、一七
佛掌薯 ツクイモ	二、八五	〇、一一	〇、一一	一四、七一	〇、七五	〇、七〇	〇、七五	〇、七五	一四、七一	〇、七五	〇、七五	〇、七〇	〇、七〇
蓮根	一、七〇	〇、〇八	〇、〇八	一〇、八六	〇、八四	〇、五一	〇、八四	〇、八四	一〇、八六	〇、八四	〇、八四	〇、五一	〇、五一
亞米里加芋	二、二一	〇、〇九	〇、〇八	一七、八四	二、四七	〇、七〇	二、四七	二、四七	一七、八四	二、四七	二、四七	〇、七〇	〇、七〇
土富歸	一、〇六	〇、一〇	〇、〇七	二、八二	〇、七一	〇、四五	〇、七一	〇、七一	二、八二	〇、七一	〇、七一	〇、四五	〇、四五
蕪菁 カブ	一、六二	〇、〇七	〇、〇二	二四、三六	三、七〇	〇、五一	〇、五一	〇、五一	二四、三六	三、七〇	〇、五一	一、一〇	一、一〇
慈姑 タロイ	四、二七	〇、〇一	〇、二〇	一七、四一	〇、七八	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一七、四一	〇、七八	一、一〇	一、一〇	一、一〇
蘿蔔	〇、七三	〇、〇一	〇、〇一	二、七五	〇、一二	〇、一一	〇、一一	〇、一一	二、七五	〇、一二	〇、一一	〇、一一	〇、一一
胡蘿蔔 ニンジン	一、二五	〇、三五	〇、一一	四、一七	一、一五	〇、三五	〇、三五	〇、三五	四、一七	一、一五	〇、三五	〇、二五	〇、二五

	牛蒡	慈姑	百合	馬鈴薯	筍	水芹	薇	蕨	菠薐草	芋	根芋	款冬	小松菜	唐菜	三河島菜	京菜	銀杏	白胡廊
	一、三六	一、四	三、三	一、四九	一、八二	二、〇一	二〇、二六	二、八三	二、三〇	四、〇八	一、一二	〇、四〇	二、五一	一、七四	二、四四	〇、八六	三、八七	二〇、五四
以下蕈類	〇、〇七	〇、〇七	〇、一一	〇、一〇	〇、一二	〇、一三	〇、四九	〇、一三	〇、二七	二、〇九	〇、〇八	〇、〇四	〇、五二	〇、二二	〇、六二	〇、一二	二、一八	五一、五七
	二五、二三	四、三三	二四、一五	一九、二二	五、六四	三、二二	四一、九六	一、四一	一、六五	四一、〇三	二、五一	二、七三	一、一八	〇、九三	〇、七九	二、四六	四一、七一	一二、六〇
	二、一八	一、〇六	一、四二	一、三六	一、四二	二〇、二五	三、二七	〇、五七	二一、六三	〇、四八	〇、七一	一、七九	一、一七	一、八三	一、二八	一、一六	〇、三九	
	〇、六三	〇、四四	一、三五	一、〇三	〇、七四	一、〇四	一〇、七四	一、一八	一、三〇	八、八三	〇、六八	〇、五二	一、三八	一、八九	一、三四	一、三二	一、〇七	一、八五
	七〇、五三	九二、六三	六九、六三	七六、八〇	九〇、二六	九三、六〇	六、三〇	九一、一八	二二、三四	九五、一三	九五、六〇	九二、六二	九五、〇五	九二、九八	九三、九六	九五、二八	五〇、〇〇	六、九三

	黑胡廊	胡瓜 キウリ	甜瓜 マクワウリ	茄子	南瓜 トウナス	冬瓜 トウクワン	裙帶菜 ワカメ	羊栖菜 ヒジキ	昆布	青海苔	乾海苔	黑菜 アラメ	以下藺草類製造品	推	松	乾	蒟蒻	澤庵漬	三河島菜漬
	一九、六五	〇、八五	一、一五	一、〇〇	〇、五六	〇、二六	一一、六一	一一、三七	七、一一	一九、三五	三三、七五	九、六五		一一、六三	三、七三	八、一九	〇、〇一	一、三八	二、二一
	四四、一五	〇、〇八	〇、四八	〇、〇六	〇、一三	〇、〇二	〇、三八	〇、三一	〇、四九	一、七三	一、三〇	〇、四六		一、六八	〇、七六	一、五四		〇、〇六	〇、三一
	一九、四三	一、九六	四、一〇	三、一一	六、〇八	一、七二	三六、四九	三七、八一	五四、八四	四七、七〇	四六、一八	五一、六三		六七、七三	一二、七八	五四、三一	三、一〇	六、〇一	三、五二
	一	一	一、二四	一、四一	二、一五	〇、三五	一、一二	一	一	一	一	九、七九		四、三七	一、〇〇	一〇、六九	〇、二六	一、五三	二、二三
	一〇、一二	〇、四七	〇、五九	〇、四二	〇、七五	〇、二三	一、二二	三一、三五	一七、五六	二一、二四	一九、二一	九、七九		四、三七	一、〇〇	四、九二	〇、四八	八、三〇	〇、四八
	六、六五	九六、六四	九二、四四	九四、〇〇	九〇、二四	九七、四二	五七、八九	一八、九二	一五、七四	二三、〇八	一三、五三	一八、七五		一四、五九	八一、七三	二〇、三五	九六、一五	八二、七二	九一、二五

以下果實類	胡桃	柿	乾柿	梨	杏	林檎	甘藷	栗
	二八、四七	一、五〇	〇、五八	〇、六一	三、三七	〇、二〇	一、一六	〇、七九
	五九、一八	〇、一二	〇、〇二	〇、〇二	〇、七三	〇、三六	〇、四九	〇、五九
	三、一九	六五、二三	一一二、五六	一三、六二	六〇、五二	六、〇〇	四、六九	一、九六
	一、五四	一	二、七六	三、二九	二、二八	一	一、五一	四、三〇
	二、二八	一、六七	〇、四三	〇、四三	一、一二	一	〇、四九	〇、三一
	四、七四	三一、四九	八三、六五	八二、〇三	三一、九八	三、五〇	八四、七九	八三、〇三

遊離酸	含窒物	糖分	其他無窒物	繊維
一、八二	〇、三六	七、三	三、八一	
	五四、〇〇			
	〇、三六	八、三六	三、五四	
	〇、四九	四、六九	六、三五	
	〇、五九	三四、三六	一、九六	
	〇、四四	四、七九	〇、九五	
				一
				一
				一

することあり現在生徒六十六名にして昨年十一月調査によれば生徒の平均年齢十九年四ヶ月なり生徒勉學の狀況は嚴寒酷暑の候と雖も出席の數に於て大差なし畢竟其境遇上修學の必要を感ずるによりて然らしむるものなれば別に奬勵の必要なしと雖ども一に實施せるものは丸龜市を數區に分ち各區生徒中德望ある者を選擧せしめ區長副區長となし品行修學等一切の事を監督せしめ然して每朝區長をして道順によりて引率登館せしむ事頗る奇異に渉れども生徒中雇主及近隣の安眠を妨害せんことを恐れ紐を以て手足或は頸部を縛し其端を戸外約束の地點に出し置き區長之れを引きて以て眠を醒し出席せしむるものあり蓋此等は新入學生にのみ多しと云ふ本館卒業生某は本晩業にして入學の際は眼に一丁字なきものなりしが爾來克く勉學し學德共に進めり元來本晩業者は朝寒を以て常とするものものなれども本館に入學後は朝起の習慣を得て爲めに他人よりは一日平均拾錢許の收入を增し之れを悉く郵便貯金となし居りしが後補充兵として入營せり又同卒業生の某は當市活版所の職工にして學術品行共に優良なるを以て雇主の感ずる所となり丸龜中學校に入學せしめ同校入學後も每朝本館に來り他の生徒と共に既習の學科の復習を爲し之れが爲め大に後進生の奬勵となり居れりと云ふ本館は慈善的敎育所なるを以て校舍は無料敎員は無報酬にて其他の費用も庵主及有志家の寄附並に極めて小額の授業料とを以て支辨せり尤も授業料は隨意とし金額の多寡を論せず無記名にて備付の函中に納めしむ然るに去る三十八年度以降幸に年額百二十圓を補助せらるゝに至れりと云ふ先は右まで尙會員諸氏よりも續々此種の事實御聽せ被下候樣希上候　頓首

○甲府たより

山梨慈善保護會　吉田壽海

拜啓　梅雨の候益御健勝に被爲渉奉萬賀候陳者客月下旬德川公爵蜂須賀侯爵松浦伯爵本縣へ來遊の砌本會の事業を賛せられ其經營及び成績等を親しく聞き取り其勞勩からずとし尙將來益々其効果を望むの趣旨より之が奬勵の爲め今回金五拾圓を惠與せられ候本會は忝く之を受領候と同時に事業上發展の援助を得たるとを感謝し極力奮進斯道の爲め盡すの覺悟に候右御一報まで如斯に候　敬具

出獄人保護事業講習會

〔精神病的中間者〕

醫學士　三宅鐵一君

私は斯る席に於て皆さまに精神的中間者といふ題でお話を申上げますのは非常に光榮でありまするし、又自分の非常に樂む所でございます。皆さまの中には斯ういふ題目でお話をするのは少し縁が遠いといふやうな御不審があるかも知れませぬが、餘り縁の遠いことではなからうと考へる理由があります。それはなぜかと申しますと、一體世の中の人から注意されるものは、初めは非常に著しいものが注意されて、それから自然と微細なる點に注意が届くのは自然の原則と申してよからうと思ひます。此精神病者を取扱ふもそれと同じで、最初は眞の氣狂だけが人に注意されてそれが研究されて居るのであります。然るに自然に人間の智識が進んで注意が届いて來ると案外さういふ著しいものよりは著しくないもの方に興味があつて、殊にうれば著しい者を扱つて居る者の眼から見ると著しくない者を研究する方が面白いのであります。さういふことは心理學的に一々說明するまでもなく、御理會あることゝ思ひます。それ故に此精神病學も一番初めは著しい氣の狂つて妙なことをいふ人とか或は非常に騒がしい者ばかりを取扱つて居つたのでありますけれども、此二十年許前から歐羅巴に於ては非常に著しく氣の狂つて居らない普通の人間と病人との間に位する者の研究が進んで參りまして、近來は歐米各國に於て皆此中間者といふ者に就て大學の講座もあり又それを專門にする醫學者がある。此中間者は何處に居るかと云へば無論精神病院には這入つて居らないでそんな者ばかり這入る專門の病院もあります。即て病院に這入らぬ世間に居る人の方が多い。就中監獄などに居る人にさういふ者が多い。それでありますから私は諸君の前でお話しますのは非常に自分の樂みでもあり又光榮とする所であります。何故に樂みかと申しますと、詰りあなた方のお扱になる者の中にさういふ者のあることをお氣付になりまして、皆さまの御經驗を伺ふことが出來ますれば是が私の學問上に於ける樂みでございます。のみならず、又さういふ人を醫者とあなた方のやうに實際的に御覽になる方と繼續して今後進んで行つたならば、國家の爲に又人生の爲にいかに幸福であるかと思ふのであります。併ながら此精神病的中間者といふ者に就てお話するのは非常に困難なことでございます。何んとなれば、斯ういふものは學問が新しいのでございますからして何か參考にする書物でもありまするとそれを寫してお話することが出來ますけれども、さういふ書物は日本は愚か外國にもまだ纏つ

た物はございませぬ。それ故に私の如き年少の者で學問も大して經驗も乏しい者がお話をするのでありますから非常に困難に感ずるのでございます。どうか本日私の申上げることが御理會がならず又お考と違ふことがありましたならば御遠慮なく御指導ないたゞいて、私を此學問に向つて機牲にしていたゞくやうにあなた方の保護を願ひたいのであります。又一體精神病的中間者といふ者はどういふ者か、今お話致しまするには全く私の考で自分から編み出してお話するのでございますから、生れ立ての赤子のいふやうなことでお耳觸りでもあり無理な所もございませうか、豫め其ことを御承知置を願ひます。

私の考にては精神病的中間者と申しますのは二種類ある。第一は生來性精神病者に近い精神病的の人間である。さういふ一生涯を通してさういふ風に持つて生れついた人間である。第二は本當は精神病であるけれども唯病氣の程度が輕いものであつて、まだ其病氣の極めて初期であるとか或は其病氣が十分に癒らない者であります。故に普通の人間と看做されて居る者であります。茲に根本的の問題が起つて來る。それならば普通の人間でも隨分妙な擧動をする人もある。又もう一つには何常が澤山ある然らば何故に精神病的中間者といふ名を付けるかといふ疑念が起る。又氣質の異故に病氣と名付けるか、普通の人間の手癖の惡い者と考へてよからうではないかといふ疑念が腦裡に浮びはしまいかと思ひます。それ故に私は病とは何んであるかのお話からしたら一番分りよからうと思ひます。

病とは何なりやの問題は矢張り六ケ敷いことでありまして、極端の場合であるとそれは誰にも分る。けれども頭痛があるとか咳嗽が出るとかいふことは果して病であるか、同じ咳嗽をするにしても咽喉に何か閊へて出ることもある。さういふ譯であるから果して病は何かといふことを根本的に考へなければ分らないのである其病はどういふものであるかと根本的に話すと時間がかゝるから大體を述べると、病には第一いろ〳〵の徴候がある。例へば肺病には咳嗽が出る。身體が痛せるといふ徴候がある。時々熱が出るといふ徴候もある。それが一定の時期を經ると其徴候の爲に死するといふ一定の經過を

いふものがあります。又其一定の徴候と一定の經過を要するものが何に依て起るかといふと一定の原因で起るものであります。而もそれを解剖して見ると、其後に一定の解剖的變化といふことを認める。是等の事實を綜合して我々は病と名付けるものであります。あの人は普通と違つて居るからといふてそれを病と名付けるのではない。非常に脊が低いが其人は唯脊が低いといふ丈であつて、決してこれは病とは名付けられない。何んとならば一定の經過といふことがない。生來の異常と病とは違へなければならぬのであります。又あの人は咳嗽をするといふことを丈では病と名付けることは出來ない。病と名付けるには徴候の群が揃つて病と名付け得るのである。醫者は病氣を診斷する場合には縱令其原因は分らないでも唯其一定の徴候がある。其徴候を綜合して之を病と名付ける。言葉を換へると其人がまだ病氣の經過しない中でも一定の徴候が具つて來る時は之を以て病として我々が處置をする。例へば窒扶斯の如きものでも虎列剌の如きものでも、唯熱があるとか腹が下るといふ丈を以て窒扶斯、虎列剌とすることは出來ない。縱令其人の解剖的變化が肉眼的に分らないでも又經過がどうであらうとも一定の徴候に依つて我々が病として處置するのであります。即ち一定の徴候と經過と原因と一定の解剖的變化に依つて病と名付けるのであります。是が根本的に明瞭なる解決を與へて置かなければならぬのであります。同時に人間があつて、それが果して病氣であるや否やを決めるには必ず是丈揃はぬでも唯此徴候群丈を以て病と診斷することが出來るのであります。ところで今お話しまする通り、一定の病氣には一定の經過があるから、初めて診てまだ何んの病氣とも決しない人が澤山ある。常に普通醫者が申す通り、或は是が窒扶斯になるか肺炎になるか分らぬと云ふ事がある。唯身體が大儀であつて弱つて來る。どうも熱病の初めではなからうか、併し何んの病氣であると診斷することの出來ない病氣がある。さういふ時にはどういふ風に說明するかといふと徴候群がまだ一定の數が揃つて來ないのである。丁度向ふから來る人間が一定の距離に來なければ誰だといふことが分らぬと同じに病

氣の來るのが左ほど接近して居らぬ時は、ハッキリ分らぬのである。併ながら病人でないとはいへない。さういふ病氣の初めには確かにどの病氣と斷定することはいへないでも普通の人間ではないといふことは分るので、斯ういふことは身體上の疾病のみならず精神の異常に於てもあります。さういふのが一定の時期を待つて居ると立派にいろ〳〵の徵候が現はれて來るのであります。是が疾病に於ける病的の中間者であります。ところが茲に非常に困難でありますのは生來性の精神病的中間者と名付るものであります。それは幾ら待つて居つても精神病が起るのではない一生涯同じやうである殊にそれが病人か健康者かの判斷が非常に困難であります。それ故に私はさういふ生來性の病的の中間者を何故に病的といふ字を付けたかの理由に就て述べやうと思ひます。

隨分世間には普通の人間の中に妙な癖のある人が澤山ある。例へば爪を噛むとか鼻の孔をほぢるとか或は又人間の食べる物でないやうな物を食べたがるといふやうな癖のある人がある。それを一々病氣としたら皆病人になつて仕舞ふ。さういふ風に私等は多く變つたものを病人とすることは好ましくありませぬ。それで今から述べる所の精神病的中間者と名付ける者には次の理由があるから病的といふ字を付けるのであります。

第一には精神病的中間者は容易に精神病に罹り易いものである。併ながら此病的の中間者が皆精神病になるとは限らない。若しさうなれば病氣の初期として差支ないが、決してさうではない。病氣を起す人の方が起さない人より少ない。併ながら普通の人と比べて見ると、普通の人よりは遙かに病氣を起し易い。是が第一の理由であります。其例として私が二週間許り預つた十五歳の男の兒でありますが、小さい時から親の盼附を聽かない、喧嘩好きの癖がある中學を卒業して一時與謝して私の所へ御依頼になつて三週間許病院に置いて餘ほど落付いて業務を執つて居る者もある。其外私と同僚で或役所の有數の高等官の家庭の人にそんなのもあつて、決して珍らしくない。それでありますから私は

矢張是は病人に一足踏込んで居る者と信ずるのである。然らば何故にさういふ人間が出來たかと其家庭を考へると、精神病を起す原因と同一の原因を澤山認めるのであります。

然らば生來精神病者を起す原因はどういふものかといふと、或は其家に血統のある者、——父母の精神病或は祖父祖母の精神病、又祖父祖母父母に非常なる大酒家がある。私等の考には博奕打で酒を飲む人の子供は博奕よりも大酒の爲に生來精神的の弱い體質を以て生れて後惡習に染るのであると思ひます。此點に就てはまだ非常に込入つた話がありますが、要するに大體お話すると斯ういふことになる。精神病が遺傳性に起るのは、第一には今述べる如く父母又は近親の者に精神病のあること、第二には「アルコール」を用ふる人、此酒の爲に起ることは統計に依つても確かであります。又實驗的に於ても下等の動物に於て交接をさせる前に酒を飲ませてさせる實驗もある。殊に雲丹のやうな物であると卵と精虫が外界に於て接觸するものである。其場合に「アルコール」分のある水中で接觸させた場合と「アルコール」分のない水中で接合させた場合と其出來たものの體の上に異常のあることを明瞭に認められる。併ながら如何に酒を飲んでも立派な子供の出來ることもある。それ等は別問題でありますから省きます。第三には梅毒が非常に關係がある。若し此世の中に酒と梅毒を除いたならば病的の人間が餘ほど減少するのである。是等は單に宗教家のみならず我々一般に考へなければならぬことであります。精神病の爲に子供の精神に異常を來すといふことは大分昔考へて居つたのであるが、近來は非常に其考が減つて來た。之に反して酒と梅毒の爲に子孫に害を及ぼすといふことは昔考へたより近來は一層有力の證據が擧つて居る。それでありますから此間日本へコッホ博士が來て、日本に於て結核豫防といふことをやつて居る。併ながら是は先づ第一等國といはれる國では時期が過ぎて居つて、現在世界の第一等國の豫防は「アルコール」問題と梅毒豫防の問題であると云ふた。之れは十分御參考にしていたゞきたいと思ふ。是も茲には問題が別でありますから省きます。

此外に異常氣質といふものがあつて、妙な氣風の人がある。此の異常氣質の人の子孫に精神病の起ることは餘ほど多いのであります。此異常氣質の部類に屬する者で或は出奔する者或は自殺する者などが精神的の子孫を遺すことに決つて居ります。

それで話が他に渉りますが我々が精神病者を見る場合に何故に此人に精神病が來たかを注意する場合に、無論精神病は生じて後酒の上で來るとか心配の爲に來るとかいふこともあり又さういふことが誘因となることが多くある。が生來精神に異常のあつた者の遺傳を調べるに諸方で統計を取つて調べる。ところが統計の取方が惡いと甲の場所で統計を取つた時と乙の場所で統計を取つた時と統計を取る見込が違ふと折角の統計が役に立たぬ。これが爲にハイデルベルグで精神病者の遺傳を調べるには次の項目に就て調べるといふ議決をしたことがある。其議決は今お話した第一の父母の精神病第二の「アルコール」梅毒、第三の氣質異常、犯罪者の縱死といふ順序に調べなければならぬ。私も新聞で書いたこともありますが、精神病者で大體括めて見ると殆ど七〇%には遺傳がある。其中で同じく精神病者となるのが半數位は父母の精神病が直接其子孫に傳つたのであります。其遺傳には第一に直接遺傳といふのがあります。是は父母から來たものであります。間接の遺傳、是は祖母伯父母から來るものである。就中兄弟から來るのを傍系遺傳といひ、精神病が直接傳染するのが同種遺傳、飮酒家などから傳染したのを異種遺傳と名付けます。

右申したことを繰返へすと精神病の起るには遺傳が七割ある。併し同種遺傳で且つ直接遺傳は其半分に充たない。あとは他の種類のものが、形ちが變つて現はれて來たのである。此ことに就てモウ一つお話して置きたいのは、昔は非常に遺傳といふことをやかましく言つて有名な話で、能く今でも人に用ひられて居るのは佛蘭西のモーレル說である。其說に依ると一番初めは奇癖のある人がある。其人に子供が出來るとそれは神經質の者である又飮酒家が出來る。其三代目になると今度は

精神病又は白痴が起つて來る。四代目になると生來の白痴か或は身體の構造の足りない後に種を遺すことの出來ない人間が出來るといふので、是は少しく言過ぎた話であるが、多くの人が能く其話を聞いて居る。自分の考では是は言過ぎたことである。何んとなれば、必ずしも精神病の後に精神病が起るものではない。就中病的の人間に健康なる血液が交つて來れば其子孫は案外良い者が出來るといふ事實が近頃澤山擧つて參りました。實に是は人生の爲に幸福であつて、若しさうでなかつたならば一遍精神病を起した一家は必ず滅亡しなければならぬのであります。故にモーレルの考はいけないが、極く眞理のあることである。殊に精神病的の者である時には健康なる血液を持つて行くと其子孫には良い子供が出來るといふことがあるので、就中血族結婚の場合は若し其兩方の人間にさういふ病的の質を持つて居らぬ時はよいが、實際に於ては其子供には矢張り病的の質を持つて居る人が多いのであります。それが爲にいかぬといふのであつて、同じく血族結婚であつても若し其病氣となるやうな種を持つて居らぬものであれば一向差支ない。それが證據にはあなた方も御承知でせうが、私が澤山知つて居る血族結婚で非常に惡かつた人もあり又何んともない人もある。それでありますから血族結婚も惡い質さへ持つて居らなげればよい。ところが同じ子供の中にも一人良くて一人惡い者があるので、畢竟するに結婚をする場合は能く其人の病的中間者であるや否やを考へなければならぬのである。

要するにさういふ系統を引く質を持つて來る人間が精神病には多い。ところで此中間者に於ても普通の人よりはより多く今述べたやうな精神病的の異常を有つて居るのであります。是が第二の理由であります。

第三には其中間病的の癖それ自身を觀察すると、其持つて居る癖が病人を取扱つて居る人の眼から見ると餘ほど普通の人間の癖よりは病人の徵候の方に接近して居る。

第四には此中間者の子孫が普通の人よりは餘計病人じみて居つて或は生來精神病となつて來る者である。

先づ大體數へ擧げた所で以上の四つの明白なる事實からして精神病的中間者と名付ける者は病人ではないが普通の者でもない。どちらかといふと病人の方に近い人間であるといふてよからうと思ひます。併ながら尙ほ之には其外の理由として又數へ擧げるは其病的中間者は普通の人間と違つて身體上の構造に於ても畸形といふやうなものがある。其身體上の構造の違ひは諸君等も刑事心理でお聽さでありませうが、犯罪者の身體の異常で頭耳の形ち等一部分類似して居ります。

以上述べた所に依りまして精神病的中間者とは如何なるものか。就中生來性の病的中間者に就て申上げます。

先づ第一に中間者には二つの特徴がある。其一は外界の刺戟に對する反應の不調和である。其二は精神發育の不調和、此二つが重なるものである。それはどういふものかといふと、反應の不調和とは普通の人間よりは餘計に反應の仕方が著しいので、例へば子供の時から僅かの原因で非常に氣むつかしい或は少しの身體の病氣の爲に譫語を發するとか、恐ろしい夢を見るとか、或は夢想に耽り易いとか或は痙攣のやうなことが屢々ある。さうして段々年齡が長した時には普通の人が飮んで害がない程度の酒を飮んでも酒亂のやうな狀をする者がある。又天氣工合に依つても氣分の非常に變る人もあり或は身體の疲勞に依つて調和の狀態を呈することがあります。今一つの發育の不調和と申すのは、或一定の時期に於て人間の精神が發育する。例へば色情のやうなものでありても一定の平均年齡までに達せすして非常に早くから發する。其發育の時期に於ける不調和といふことがある。又發育した者それ自身に於ての不調和が澤山ある。同しく精神界に於ても、或人に於ては知惠が非常に擢んでて居る道德の方が伴つて來ない。非常に才氣があるが非常に不品行であるといふのが發育の不調和であります。

す。又同じく智慧だけでも或人は非常に數學などが出來る。其代り暗記が出來ないといふことがあり、又或人は空想の方に逞しくして詩歌文章は巧いが普通の常識に乏しい人があります。之れも發育不調和に屬するのであります。此二つの大體の項目に依つて普通我々が精神病的中間者と名付ける者には多くの特徴が現はれて來る。其特徴の第一は非常に感情の激變をすること、これが爲に或は悲觀する人もあり或は非常に樂觀する人もある。又非常に物に恐怖する人もあります。又非常に憤怒する人もあります。第二には之に關聯して平生物の中庸を保つことの出來ない極端の行爲をする人、是等は皆反應にも智力にも關係するが要するに中庸を保つことの出來ない擧動が現はれて來る。第三には自分といふことを總て中心に置く特徴がある。少しでも自分に氣に入らぬと感情に馳せて運發して妙な行爲をする人がある。殊に斯ういふのは「ヒステリー」といふ病に著しいのであつて、「ヒステリー」性の人であると非常に我儘であつて、何んでも自分の思ふやうにならなければ氣に入らぬで癇癪を起す。それと同樣に又傲慢で自畫自贊が非常に多いのである。第四に行ひにひねくれた事をする氣質の人がある。第五には其行ひがひねくれて居ると居らぬに拘らず非常に意表に出る行ひをする人がある。普通の人間ならば葬式に禮服を着て行くに褞袍を着て行くといふやうなことをするので、其例は澤山ある。第六には人から敎唆され易いこと、又其反對に非常に頑固で如何にしても一向人の言ふことを聽かない特徴を有つて居る者があります。この人に敎唆され易いのと少しも人の言ふことを聽かないのは何に依つて起るかといふと推感といふて人の精神全體を動かされる。是は普通の人間誰にもある。ところが病的には暗示といつて人から言はれたことを其通りにするのである。それが爲に非常に頑固の人間として現はれる時もあり或は又非常に輕卒に言ひなり次第になることもある。就中斯ういふのが異常に興奮する「ヒステリー」といふやうな病氣がある。さういふ者になると自分で自分の事を暗示することが出來る。それは丁度催眠術に掛けられたやうに自分で自分の身を暗示することが

出來る。例へば今自分が浮んで乘移らうと考へると自分が神になつて變な擧動をする。さうして他の人格に乘移つて仕舞ふのは此推感性の高りに外ならぬのであります。此催眠術は健康な人に餘計掛るといふが私は健康といふよりは推感性の高つて居る人が餘計に掛るやうに思はれます。第七には善い行と惡い行と混合して居る。或時は話をして能く分ると思つたら今度行つて見ると少しも分らぬといふことがある。是は佛蘭西語で「エターミクセ」（昏妄狀態）といふので、單に理會力に於てのみならず其他一般の精神界の狀態に於てさう云ふのがある。第八には自分で別に考へないで何かすることがある。夜中フイと飛出して仕舞ふことがある。さういふのは意識の溷濁とでも申しませうか、意識を失はぬでもさういふことをやることがある。氣を失つてするのは癲癇其他の病にもあるが、玆に私がいふのは氣を失つてするのではない。斯ういふことは私等の方では衝動性動作と名付ける。何故に斯ういふことが起り得るかといふことは心理學上立派に證明することが出來ます。第九は情慾の異常であります。或は食慾或は色慾の異常が來る。異常といふのは或は非常に過敏である人もあれば又減退する者もある。或は普通の人間と違つた方法で行ふ人もある。例へば前に述べた如く非常に色慾の早く起る者或は老年になつて若い時より盛んになる。或は普通の方法に依らない、例へば男子にして男子を愛し女子にして女子を愛するとか或は人間でありながら獸類に就て何かする。或は物品に對して或は死人に對して色慾を漏らすといふ例が澤山あります。第十は智力に於て異常がある。是は矢張り偏頗で、非常に一方に卓越して非凡なる人間がある。非凡なる人間は病人ではないとお考になるかも知れぬが、全部が平等に非凡ならないが、一方が非凡で一方に惡い事をするといへばさういふ人は非凡である爲に善い事をした。併ながら其子供になると其善い方の性が遺傳せず惡い方が遺傳する。殊に其非凡なる人が飮酒家とか婦人に戲れるやうな人であると其子孫には梅毒といふやうなものが遺傳して遂に惡い子供が出來る。子供が惡いのは一つには親の不養生、一つには親の惡い行爲に基くの

である。故に其人間が一方に卓越して居つても全體を平均して見ると中間者と名付ける外はない。さういふ者は特別で多くは智慧の足りないのが多い。就中智慧の足りないのは物を理會することにむらがある。自分といふことを主にする爲に自分の爲になる事は能く分るが爲にならぬことは悟りの惡い者がある。それから或一定の事實と空想といふことを判斷することの出來ない人が多い。これは子供の時は寢ぼけた時は夢で見たのが、想像か事實それを行つたかハッキリ分つて居ない。昔の小說などでは荒證無稽の事が澤山書いてある。それは其當時の人が「アルコール」でも飮んで書いたものか疑はしい。それから迷誤、迷信といふものが現はれて來る。或は又俗に早取人間と申すか其目前の主義で先のことが分らないで物事をする者が澤山ある。其他には又或は自分が貪懶であつて同情に乏しいやうな事實もある。數へ擧げると澤山ある。今までお話したのは必ず一箇の人にさういふ性質があるといふ譯ではない。其中の一つ或は二つ三つ四つもあつて、それが又異常の度が高いといふことが條件であります。さうして今までお話した徵候が必ず常にあるとはいはぬ。或一定の時期に起つて又滅して來、又それが定期性に來ることもある。のみならず、非常に驚くとか或は酒に醉ふとか、女でいふと妊娠するとか又は月經の時、或は男女に拘らず熱病を患へ或は打たれて氣絕するとか或は身體を斬られて多量に出血するといふやうな時には是が一層精神病的の徵候を呈する傾向を持つて居る。其外に身體上にいろ〳〵の徵候のある者がある。此身體上の徵候に就ては骨相學なども多少關係があるのであるが、私等は餘り骨相學に就ては信用をしない。といふのは人間の身體の異常はさういふ生理的精神作用を與へることの出來るものでないといふことは信用します。私が玆で身體の事をお話するのも其通りであの人の頭が三角だからどうとかいふことは決して言はない。けれども中間者の團體と普通の人間の團體と此二つの團體を較べて見ると確かに中間者と名付ける人間の方が普通の人間と違つた徵候が澤山にあるといふことは確かに言へる。此ことを醫者の方では變質の徵候と名付け

る。なせ變質と名付けるかといふと前に述べたモーレルが精神病のある人は精神の異常のみならず身體に於ても異常が來る。是は段々移り變つて來るからで是は變質の徴候と名付くべきものであるといふて居る。それと殆ど同時代にあなた方の御存じの伊太利のロンブロゾーといふ人が、犯罪者の多くの中には生來性の犯罪者がある。其犯罪者には身體上にも特徴がある。而も何故にさういふものが出來たかといふと、それは其人の精神上の徴候身體上の徴候が身體の動作から考へて其生來の犯罪者は極く太古の人間に逆戻りしたものであるといふて居る。さういふことと調和して段々此變質の徴候といふものが傳つて來たのであります。其ロンブロゾーの言つた時はまだ病氣といはぬ。さういふ特別の人間があるといふて居る。それが千八百七十年でそれから十年ほど經てロンブロゾーが考を變へて生來性の犯罪者はどう考へても癲癇といふ病氣であるといふことを言ひ出した。併ながら是も餘り言過ぎたことであつて、生來性の犯罪者は皆同一の病とはいへない。兎に角さういふ者があつて、身體上に於ても異常があるといふて居ります。然らば其異常はどういふものかといふと或は頭の形ちであるとか或は其の形ち、顎並に鼻の形の異常、皮膚の異常殊に人間には乳か二つしかないのに四つあるとか、陰部の異常、毛髪或は身體の毛の異常等があります。それ等を述べると長くなるから省いて置きます。茲に面白い書物がある。是は人間と動物とを比較したもので非常に面白いものである。(書籍を回覽す)

要するに以上述べたことで凡そ中間者といふ者がどういふ特徴があつて、何故にそれが普通の人間でなくて病的中間者と名付けるかといふ理由を述べました。然らばさういふ人間はどの位種類があるかといふと、是は少しく精神病學の方に移りますが、多少御參考になると思ひますから茲に擧げますと、

一神經質

精神發育の不同症
變質者
二精神發育制止者
三生來性沈鬱者
四生來性興奮者
五强迫觀念症
六衝動行爲症
七色慾異常症
八生來性犯罪者
九意思薄弱者
十ヒステリー性氣質
十一癲癇病性氣質
十二偏執狂性氣質

以上述べた中間者の特徴といふのは決して普通の人にない譯ではない。普通の人にもさういふのはあるが、唯其程度が非常に低い。故に例へば普通の人間でも頭の痛いことがある。又咳嗽をする人がある。併ながら頭が痛いから咳嗽をするから病氣と言へないと同しで、今述べた項目の一つがあるから其人は病的の人間であるといふことは出來ないのであります。一體病人と普通の人間との區別は程度問題で餘ほど困難であります。就中中間者と普通の人間とは其程度に於て區別がナカ〳〵困難であります。それで一定の程度と一定の症狀の組合せ方の如何に依つて病的中間者と病人の區別が起るのであります。さうすると今擧げた特徴を分つことが出來る。其中で犯罪に關係して何が一番必要かといふと第一に智力の不足といふのは意味が餘り一方に偏して居るので、詰り精神の發育が全體に於て止つて居る者である。故に之を精神發育制止者と名付けるのである。智慧

る。なぜ變質と名付けるかといふと前に述べたモーレルが精神病のもとなる遺傳の素質の足らない者も普通の人間の愚かの者と其區別が餘ほど曖然として居りませぬで自然に移行くものであります。併し其極端の者を擧げるといろ〳〵の事實が澤山ある。殊にさういふ人間はどういふ風に教育したらよいかといふことをお話したいのであります。

第一に精神の發育の足らない者はどういふ者かと申すと非常に著しい者は所謂白痴であります。白痴は丁度人間の子供の生れた時か或は漸く三四歳までの智慧しかない者である。若し此白痴が話も出來ないとか歩くことも出來ない程度であると誰が見ても分るが、白痴にも縱令其言語が巧みでなくても普通の話の出來る者がある。殊に斯ういふ者に火を放つとか强盜をする者が多くあります。さういふ譯でありますから此精神の發育の止つて居る者に就て一通り述べる必要があると思ひます。醫者の方では此精神の發育の止つて居る者を第一白痴、第二癡愚、第三魯鈍と此三つに別けて居ります。其各々に就て如何なる者かを詳しく述べると長くなるから其特徴だけを擧げると今述べる如く、白痴には全く心のない者もあるが、普通の人間と同等に生活して行ける上等の白痴になると言語も普通の人間位の內容を有つて居る話をすることが出來るのであつて、丁度子供の三歳位になると普通父母との話が出來る。併ながら誰も大人と同じ智慧があるとは考へない。其位の智慧に止つて居る者を我々は白痴と名付ける。第二の癡愚といふのはそれ以上大概十二三歳位までの智慧のある者である。それ以上で先づ普通の人間より少し智慧の足らない者を名付けて魯鈍といふのであります。此分ち方は極めて漠然とした分ち方で、是は人工的にさう精密に言ふことは出來ないのである。先づ第一に智慧の足らない者は無論普通の人間と違ふ。就中物を理會する點に於て非常に困難である。ロンブロゾーの生來性の犯罪者といふことに反對する者の意見に依つて見ても、犯罪者の大多數に於ては智慧が足らない。若し犯罪心理を非難なく言ひ得るならば二つの條件がある。第一は智力の足らぬこと。其智慧の足らぬことが素人にも分るやうに話も出來ない白痴の程度にあるのみならず、尙ほ行動が普通の人間までの智力に達して居らぬといふことは確かに言ひ得るものである。斯ういふことを言ふて居る人が非常に多い、就中幼年囚などで智慧の足らない理會力に乏しいといふことは醫者の說く所なるのみならず幼年囚を教へて居る教師にも爾ふ說く人が澤山ありますそれは蘇格蘭でも、亞米利加に於ても歐羅巴に於ても殆ど全部さういふて居る。私も今回浦和熊谷の兩所に於て不良少年を調べて見ました所が矢張り智慧の足らぬ者の多いことを發見致しました。其程度がどういふ風であつたかといふと、私が兩方で八十八人見まして、其中で癡愚と名付くべき者が三十五人魯鈍といふのが二十二人、普通の智慧のある者は其餘の者だけしかないやうに思はれる。それはどういふ風に智慧を測つたかといへば、一體人間の智慧はどうして測るかは疑問であります。智慧は御承知の通り理會力もあれば又觀察力もあらうし、又思考力判斷力といふものもあるから一概に智慧が無いと速斷することは困難であります。何かそれ等を共通にして測る方法はなからうかといふ考からして、今年二月から考を起して外國の書物を讀んで立案して今度普通の子供に施行し而して後不良少年に應用して遂に斯ういふ結果を得たのであります。其方法は明日病院で御覽に入れます（編者附記す、病院に於て重量、寸尺、彩色及繪畫等を示し實地患者に就て試驗して示されたり）それに依つて見ても發育制止者の多いことは確信するのであります。モウ一つの特徵は意思の弱いことであつて、獨逸の言葉では「ハルトローゼ」佛蘭西語で「イントビルゼー」といふのであります。尙ほモウ一つの特徵は犯罪に對して自分で惡かつたといふことが分るかどうかである。普通の人間ほど分るかどうか其智力の足らぬこと、就中後悔の足らないこと、モウ一つは意思が弱いといふことであります。それ以上のことをいふと言過ぎるから此三つが必要であるといふことを申して置きます。私自身にはまだ經驗はないがアシヤフエンブルグといふ人の說に依つても智慧の足らぬ者の中に白痴の程度は少ない癡愚とか魯鈍とかが多いといつて居る。又メンクメエルレルといふ人の幼年囚に就て調べた統計を見ると、殆ど三分の一は低能の程度の

者であつて智慧の相當に發育して居る者が四分の一位しかないといふて居る。要するに私は大人の犯罪者は偶まに鑑定する位で意見を述べることは出來ませぬが、兎に角智慧の足らないといふことは事實である。其智慧の足らないことがどういふ風になつて現はれるかといふと、今述べる如く物を理會する點に於て缺けて居る者もあり又物を判斷する點に於て缺けて居るのもある。又モウ一つは注意力に於ても缺けて居るのもあります。それはボンヤリして不整頓の行爲となつて現はれるか或は氣が散つて落付いて居られない擧動となつて現はれることもあります。實際私共の見た所では注意力の缺乏して居る者とか注意の散亂して居る者は、先生が敎へて居つても欠伸をして脇を向くとか物を言ふてゐるに直ぐ他に氣が散る者が澤山あります。さういふ者は新しい事を覺へるといふ能力に於て多大の關係がある。チヨツト見ると氣が散つて居らぬ時は怜悧に見へるが其ことが分つたかといふとさうではないのである。又智慧の足らぬ者には物の記憶といふ點に於ても足らないのがある。單に足らないのみならず記憶の錯誤或は追想錯誤といふやうなことがある。追想の錯誤といふのは毎日自分のやつた經驗を間違つて思出す、それが爲にチヨツト見ると嘘を吐くといふやうに見へるのがある。それは實際嘘を吐くのもあるが、間違つて思出すことが多い。是も矢張り魯鈍とか癡愚の程度の人にさういふ事が多いのである。斯ういふことも亦試驗する方法があるがそれは省きます。モウ一つ智慧の足らないことは智慧の內容の乏しい者、是は無論境遇にも依り年齢にも依つて大變違いがある。是は同し年い中には智慧の內容の乏しい者、是は無論境遇にも依り年齢にも依つて大變違いがある。それは實際驗を間違つて思出す、それが爲にチヨツト見ると嘘を吐くといふやうに見へるのがある。追想の錯誤といふのは毎日自分のやつた經ならず記憶の錯誤或は追想錯誤といふやうなことがある。追想の錯誤といふのは毎日自分のやつた經驗を間違つて思出す、それが爲にチヨツト見ると嘘を吐くといふやうに見へるのがある。それは實際驗を間違つて思出す、それが爲にチヨツト見ると嘘を吐くといふやうに見へるのがある。それは實際嘘を吐くのもあるが、間違つて思出すことが多い。是も矢張り魯鈍とか癡愚の程度の人にさういふ事が多いのである。斯ういふことも亦試驗する方法があるがそれは省きます。モウ一つ智慧の足らないことは智慧の內容の乏しい者、是は無論境遇にも依り年齢にも依つて大變違いがある。是は同し年い中には智慧の內容の乏しい者、是は無論境遇にも依り年齢にも依つて大變違い

うなこと、又殊に復讐を好むやうなことは癡愚者の中に往々認めることである。多くさういふ惡癖のある者は智慧の足らない人間であると斷言して差支ないと思ふ。

以上の譯であるから單に智惠が足りないとか白痴とは範圍が違ふが、私がそれを觀察して見ると諸君の關係する者の中に非常に多いことを御注意を願ひたい。然らばさういふ者は如何に處置したらよいかといふに、第一に敎育ということが關係するのであります。此智慧の足らない人間を始末するには醫者が相談役になつて、敎育者諸君が主になつてやられることが必要である。何んとなれば其處置をするには第一に何故にさういふ人間が出來たかを調べることが必要である。現在の人間を救ふのみならず未來の人間も救はなければならぬのであるから、豫防が必要である。豫防するには遺傳に注意することが必要である。又母の胎内に居る時に母の不攝生の事をさせないこと、又難産は良くないから輕くさせることも必要である。又生れて後も餘り早く惡い境遇に置かぬことも豫防法の一つである。其他數へれば限りもないが要するに豫防も必要である。若し其中に斯ういふ精神能力の乏しい者が生れたとしたならば醫者の方では智力の足らない者はかうと德力の缺けて居る者とを絶對的に區別しなければならぬ。智力の缺けて居る者が悉く德力の缺けて居る者ではない。之を別けなければならぬ。さうしないと普通の人間より能力の低い者は惡い感化を受け易いのである。又德力が缺けて居つて同時に智慧の缺けて居る人間がある場合には此人間が果して病的の人間であるか或は境遇に依つて變化したのであるかを調べて戴きたいのであります。それには我々普通斯ういふ考を以て判斷する。第一には生れてから今まで惡い境遇に居らなかつたかといふこと、第二には德力の缺けて居る者で同時に智力の缺けて居る者。第三には智力が缺けて居つて又德力が缺けて居つて身體的にも特徵があること。第四には其敎化に於ても普通の敎育ではどうしても出來ないといふ者がある。さういふ德力の足らない者があつたら普通の人間でない以外の者であると考へて戴きたいのである。其德力の足らな

點がある時はどういふ方法を用ひるかは敎育者の考があるが、又醫者の方では其考が矛盾しやしないかといふ御懸念があらうと思ふから醫者の方でやる感化法を申上げると、第一に智力の養成である。併し此智力の養成は敎場に於てやらなくても出來るので、實際的の事をやつて餘りむつかしい學術を敎へるは間違つて居る。能く人の話に智慧が足らない病的のものである。醫者は能く病的々々といふが、物を敎へれば覺へるではないかといふ人がありますが、醫者はそれを以て病的の反對論とは認めませぬ。醫學上に於ても低能、魯鈍といふのは矢張り覺へる能力がある。さういふのを我々は彼敎化能力といふ。併ながらそれが普通の人間と同一の步調で進まないのである。故に單に物を覺へるから病的でないといふ反對論には服し得ないのである。外國などの例で見ると、さういふ能力の足らない人間は普通補助學校に入れる。同時に德力の缺けて居る場合は感化院に容れる。學校は一定の期限を經ると出る其先の始末はどうするかといふと、それは中央部に於てさういふ人間を管理して一定の場所に嵌めるまでの始末をしなければならぬやうに考へる。それをしなくても濟むのは是は病的では其敎へるに付ては能力に違ひないから、其よい所を發展させなければならぬのである。それから嘘を吐く傾のある者には成るたけ追想の間違にしても嘘を吐かせないやうな境遇を與へる。若し嘘と認めた場合があつたら其通り實行させて見る。さうして成るほど是は實際と違つたといふことを感せしむることが必要であると思ひます。又無論同情を以てやるとかいふことや體罰の事や種々あるがそれは略します。其外にモウ一つ是非述べて置きたいのは斯ういふ低能とかいふ者は矢張り他の者より餘計精神に異常を呈する。例へば非常に興奮して躁がしくなる、それが爲に一時性に人に危害を與へることがある。或は癇癪のやうなことがある。又或は寢小便とか色情の異常とか、さういふ一時的の病的の症候がある。さういふ者は醫者に就て處置をしなければならぬ。それを放つて置いたら到底感化

は行はれないのであります。（つゞく）

製本完成

芳譚

遠藤總越　共編
加藤桃蹊
岡吉枝畫伯裝釘並畫

本書は古今の忠臣義士。孝子。賢人等の奇絶快絶なる、逸話先哲の訓語、詩歌等を輯錄せられたるものにして、讀んで無限の興味を感すると共に、精神修養上多大の益あるへきとは敢て喋々を要せさるなり、世間此類の書に乏しく、世の渇望徒らに大なる今日、かゝる好著を薦むるは深く弊院の光榮とする所なり請ふ清讀の勞を與へられんことを

四六版紙數三百頁
總傍假名付
定價參拾錢
郵稅六錢

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院
振替貯金口座七九八三番

新刊廣告

要目

○忠直……
○錦の御旗……
○根子、武内宿禰に代る……
○村上義光父子の忠節……

○衛の懿公……
○楠正成父子の訣別……
○人の言行は將來にかゝはる……
○正成義貞兵庫の會見……

○小宮山内膳忠親……
○大河内政房の節義……
○杉田壹岐の忠節……
○狐の義理……

○女子の十三箇條……
○毅斷の聖不實義顯……
○長岡宗信の妻……
○天野三郎兵衛の義氣……

（裏面注意）

安藤左衛門
四郎高徳
備後三郎正則と茶道坊主
稲島正則と茶道坊主
百姓互に義を重ず
源頼義の四等の忠節附則任の妻
五箇の性能
松平信綱の忠節
高橋正行最後の参内
楠正成の忠信
猫の忠
田道間守の殉死
由名霧高敞衣を着す
酒井金三郎の心掛
赤穂浪士本所義討
本多忠勝の二子
宗清と頼朝
伊藤祐清と頼朝
猫主人に殉ず
小山田高家青蓼を刈る
蜂息に報ふ
正行の母
盤渓逸駿恩を忘れず
雲居禅尚の従僕
恩を鮭延寺
奴婦の使ひ方
阿新丸孝心
公相以て母を諫む
孝子五常と倫
女の孝心
兄の空寝
正直まって人勝つ
天定まって人勝つ
孝なる姉と妹
不孝なる姉と妹
宿痾孝により后となる
運は天にあり
貧乏の神
孝女曹娥
熊坂長範高野山の詠歌
父兄の讐を討つ
松平薩摩守近従の孫を罵く
僧侶の孝心
猿の愛
小早川隆景の遺訓
登老遷落人親子鳥を捨す
喜多郎の孝心
人を知ること
百姓善助の孝悌
孝子勘平
宗兵衛孝養の為め妻を去る
人に悪を施すべし
後宇多天皇の仁慈
仁徳天皇の仁政
慈悲と質直
行基菩薩の慈悲心
謙信天徳寺琵琶を聞きて泣く
家康の慈悲
島の情愛
忠孝
宝と亀
大塔宮危難を免る
宋の李明の陰徳
蜂に救はる
崇昭之蜂に救はる
正直なる老農と漁夫
清貧心して道者となる
悪人発心して道者となる
正直なる乞食
森園丸の正直
金を盗みて盲目となる
座頭直
蒲生氏郷鎧を細川忠興に送る
永井尚政の用意を問ふ
北条氏康大敵を破る
深覚僧正の法験
過きたる修理
人深き振舞
欲き猿
井伊家の付人直政を諫む
心は静かなるべし
真田幸村の智謀
塞翁も馬
松前伊豆の無慾
太田持資の才智
北條泰時死す
白蟲を弄びて死す
本多忠勝の功名論
勝負ことの遊び
六年、憲兵の正直
源正直にして家富む
才能な出家の功徳
貧俗仏性に富む
後の千金
東北院菩提講の聖
了然尼法を求む
綸旨長秀道に志す
太田道灌歌道の通世
参河入道の通世
坪田支善功名の心得
秀康泣く
人に五計あり
親世左近の三病
堀秀政
鶴運は動勉の人に随ふ
小野篁の廣才
加藤清正勉の心掛
いらぬ用心
地主と小作人
愚公と智叟
志津正宗となる
老僧の接木
鬼に瘤を取らる
智は足ることなし
北條氏康大敵を破る
永井尚政の用意を問ふ
過きたる座興
人の振舞
付人直政を諫む
心は静かなるべし
真田幸村の智謀
塞翁も馬
松前伊豆の無慾
太田持資の才智
北條泰時死す
白蟲を弄びて死す
本多忠勝の功名論
家康諫言を喜ぶ
板倉周防守過を謝し兵備の正直
帽子臭と孔子
思慮を専にヤベし
石田三成の才智
仙を学ぶ僧
板倉勝重の思慮
吉川元春醜婦を娶る
細川幽斎忠興諫
心の盲
相江山城守蜂寛王に書を贈る
愚夫少年を誑かす
老鯉の物語
曾呂利新左衛門の頓智
怨むなかれ
松平伊豆守の過失
重宗茶を挽き説を聞く
梁人の書猫
志と智の識
韓信の智謀
堪忍
行成卿の堪忍の忍耐
安藤帯刀の忍耐
顧季綱難を免る
忍にこの別あり
朱買臣呂翁父の妻
嫦人五病
友を選ぶべし
叡を変る
織田信長と蒲生氏郷
加藤光泰の友情
上杉謙信の度量
太夫と進士清三郎
由内膳尼の制慾
小早川隆景の制慾
五字七字の実素
名将の実素
土井大炊頭糸屑を拾ふ
一口飯